



に、あるいは現状の評価をどうするかということが大事である。そして、第三番目に対策の処方せんといふものが出てくるということでありまして、対策ができるということは、原因がはつきりわかつていなければ有効な対策というのはあり得ないと私は思います。

そこで、お伺いしたいと思いますが、大蔵大臣、今回の急速な円高の原因は一体どういうものであるというふうに理解しておられるのか、お伺いしたいと思います。

○武村國務大臣 おはようございます。

今の円高の原因は一体何なのかという御質問でございます。率直に言つて、為替の相場は市場における需給関係によって決まるということになります。まさに円高もそういう意味では、円に対する需要が大きく、ドルに対する需要が少ないといふことの結果であるとも言えるわけですが、具体的には、一つ、二つ明快な根拠、理由があつてこの為替相場が動いているとはなかなか断定しにくい、さまざまな要素が絡み合った状況の中で今回の変動も起つてているというふうに言わざるを得ません。それでも、多くの認識としましては、今回の円高・ドル安の急激な動きの背景としては、アメリカの金利の動向やメキシコ情勢あるいは欧州の政治情勢あるいは日本とアメリカの貿易関係、こんなことがたびたび挙げられているところであります。

いずれにしましても、さまざまな要因が絡まり合なながら、これも実需と恩恵という分け方もございますが、特に恩恵という要素になつてきますと、これはディーラー一人一人の判断もあるわけでございますから、すべてを解明することは難しいわけでございますが、そういう状況の中、結果として円高・ドル安が進行したといふに認識をいたしているところでございます。

○山本(幸)委員 もちろんさまざまなものがあると思いますが、私はそのさまざまな要素を一つ一つ聞いていきたいということなんですね。今、アメリカの金利状況、メキシコの政治状況、欧州の

政治状況、あるいは日米の貿易関係というのを挙げられました。

では、アメリカの金利状況、これについては、どうして円高になるのですか。

○武村國務大臣 アメリカの金利ももう過去数回引き上げをしてきてるところでございます。日本は八回にわたって引き下げをしてきたわけであります。日米の金利差が日米円ドル関係に影響を与えると言われているわけでございますが、アメリカは、アメリカ連銀がアメリカ経済を基本にしながら金利の操作をされているということになります。ルービン長官とたびたび会話をしましても、我々が絶えず公定歩合は日銀の専管でありますと議会でもお答えをいたしておりますように、ルービン長官も金利の問題は連銀が独立して支配をしているということをいつもおっしゃっているという状況であります。やはり、アメリカの経済動向、成長率等を中心としたインフレ、雇用、その他総合的な経済動向に対する判断と金利政策は、当然大きくかかわっているわけであります。

そういう中で、過去数回引き上げてまいりましたが、今回日本、ドイツが下げたことに対応しながら、アメリカも金利を上げてくれるといつといふ主張はたくさんあるわけであります。アメリカ景気がスローダウンしている中で、今連銀総裁もアメリカの金利を上げる考えはないという考えであります。

○山本(幸)委員 そんなことを聞いているのじや

ない。その前の状況を聞いていますよ。円高の原因は何なんだ。すると、アメリカの金利が関係すると言われたのですよ。円高の原因としてアーリーの金利だと。その後に我ががとった政策と、その後にアメリカに要求している政策のことを聞いているのじやありません。そういふことを聞いていたところです。

○加藤(隆)政府委員 ドイツが公定歩合を下げたのは、常識的な見方であります。そういう見方にまづ、九三年一月から実際始まっているのもかわらず、アメリカは、アメリカ経済の今の状況の中で難しいという判断をいたしているということを申し上げておきたいと思います。

○山本(幸)委員 答えになつてない。それは、こ

ういう円高が起つた後に日本の公定歩合を下げた、そのときに、アメリカに上げてくれということを言つたけれども受け入れられないという、事後の、後始末の、以降のことなんですね。その前何が起つたのだと。つまり、アメリカの金利が上がつたから円高になつた、そういうふうに言つているのですか。

○武村國務大臣 今ちょっと後ろを向いていましてので質問の趣旨を聞き漏らしたわけであります。が、二月の二十二日でございますが、グリーンスパン議長の発言がございまして、インフレが低下する兆候が見られたならば、政策を維持するか緩和するかの時期が来るだらうということを申しております。これは、メキシコ支援のために為替安定基金から資金を投出することにより介入の能力が損なわれるのではないかというふうな質問に対する答えであります。

金利と為替の関係は、その国の金利とその国の高の原因は何なんだ。すると、アメリカの金利が関係すると言われたのですよ。円高の原因としてアーリーの金利だと。その後に起つた後にアーリーの金利だと。そのときには、大蔵大臣はアメリカの金利と関係している政策のことを聞いていたのですから、どういうふうに関係をいたしているところでございます。

○山本(幸)委員 もちろんさまざまなものがあると思いますが、私はそのさまざまな要素を一つ一つ聞いていきたいということなんですね。今、ア

メリカの国内情勢から、上げる決断がグリーンスパンの発言にありますように今までできない、そういう状況だということを申し上げておられます。

○山本(幸)委員 ドイツが公定歩合を下げたのは、常識的見方であります。円高、マルク高というのはずっと、九三年一月から実際始まっているのだけれども、急速に始まつたのはこどしの三月からですね。それは一ヶ月間の円高の説明にはならないじゃないですか。そのときは金利水準はどうなつていたのですか。

○加藤(隆)政府委員 大臣の答弁を若干補足させていただきますと、為替という市場の期待という意味におきまして、これまでアメリカがインフレ対策ということで金利を累次引き上げてまいりました。それが、二月のグリーンスパン議長の議会証言以降、アメリカの金融政策の方向が、これまでの引き上げの方向からあるいは緩和ということの可能性もあり得る、そういうことが内外の金利差に影響を及ぼすのじやないか、こういう市場の期待が三月末の、三月、四月の為替の動きの一つの背景となつたというふうに市場で言われています。ということをございます。

○山本(幸)委員 そうすると、二月二十二日にグリーンスパンが、アメリカの金利は今後は上げることはない、維持するあるいは緩和するかもしれない、そういう発言をしたということが円高の原因になつた、そういうふうに考えているのですか、大蔵大臣。

○加藤(隆)政府委員 市場の、アメリカのこれらの金利の先行きに関する期待に変化が生じたとよつて影響を受けるということは御承知のとおりでございます。先ほどから申し上げておりますように、今の局面で一つの例として申し上げたわけです、今の局面、三月から四月におけるこの急激な変動の中で、ドイツ、日本が公定歩合を下げる決断をした中で、アメリカが逆に上げてくれると円ドル関係あるいはマルク・ドル関係は安定の方向に向かうというふうに見るわけがありますが、ア

そつすると、大蔵大臣としては、グリーンス

ンがそういう発言をした、そのことが、市場もそ

まな要素が絡まりながら、今回の為替の事態を招

ないという点は御理解を賜りたいと存じます。

上げているのですから、その言葉をとらえて、大臣が全体わからないで何しているんだと言わると、議論がかみ合いません。

○武村國務大臣 るのですか。  
先ほども申し上げたように、アメリカの金利政策の行方だけが今回の為替の変動を招いているわけではもちろんないわけであります。

アーノルトの金利政策第一点に續ければ、今お名なれば、いたしておりますように、基本的には、金利をこういう状況の中ではアメリカが上げてくれるところも、替は安定の方向に向くだろうというのが常識的な期待であり、見方であります。が、残念ながら、ダーリーン・スパンの発言にありますように、これはアメリカ一国の内向きな経済判断からの見方でありますけれども、むしろ維持するか緩和するかといふうつな、こういう発言を議会で証言したといふことが、市場関係者は、そこは大変センシティブでござりますから、少なくとも上げることはないと、だらうという判断をしたということではないかと、私は想像をいたします。

○山本(幸)委員 それでは、アメリカが金利を上げることはないとの判断したと。そうすると、大臣は、円高というのは、金融政策の金利の面で考えれば、アメリカの金利と日本の金利の差

総合判断しても、日米の経済は  
かかわらず、経済の強い方の通  
じる弱い方の日本が高くなる。  
りではありません。そういうこと  
いは投機というふうなことで、  
きませんけれども、まさにさま  
り合って今回の需給の結果を招  
とを申し上げているわけであります。  
○山本(幸)委員 そういういろいろ  
のは、これからじっくり一つづ  
す。聞いていきますが、問題を  
いと進まない。

状況は違う。にもかかわらず、貨が安くなり、経済は好転する。これは教科書どおりの話である。ところから、思惑があつた。躍するわけにはいきません。いろいろな要素といふことを一つづつ片づけながら、一つづつ聞いていきましょう。

ましだけれども、アメリカは国内情勢から上げられないという発言をしているということを申し述べるわけであります。

○山本(幸)委員 いろいろなことがあってわからないとか言えないとかいうのはだめなんですよ。そういう原因がわからなくてちゃんとした対策ができるわけはないんだから。

じや、今の対策は何なんですか。そういうよくわからないものに対するいいかげんなものですか。そんなことを言っているわけじゃないでしょ。経済問題というのは、物事が起これば、その原因の解明がしつかりできなければ対策なんかできませんよ。それを示さなくてどうするんで

○山本(幸) いるんじや  
から出てく  
できないと  
うがない。わ  
聞きますよ。  
起こつた、フ  
しなければ  
臣はちつと  
ないじやな  
それでは毎  
○武村国務  
を売買する

よつて決まる、しかもそれは名目金利だ、そういふうに決まると考へているのですか。  
○武村國務大臣 そんなことを申し上げているわけではありません。もちろん金利においても、  
びたび国会でも議論がありますように実質金利論  
も、この問題もあります。

○山本(幸)委員 そういういろいろな要素といふのは、これからじっくり一つずつ聞いていきます。聞いていきますが、問題を一つずつ片づけないと進まない。

まず、アメリカの金利。大蔵大臣としては、田高の原因、それはすべてでないかもしだれない、しかし大きな原因の一つは、アメリカの金利が今後上がるらしい、グリーンスパンがそういうふうに発言したからだ、そういうふうに原因の大きさはそれにあると考えておられるのかどうか、その

か。そんなことを言っているわけじゃないでし  
う。経済問題というのは、物事が起これば、そ  
原因の解明がしつかりできなければ対策なんか  
きませんよ。それを示さなくてどうするんで  
か。

そういうことを聞いているんだけれども、私  
思惑とか投機とか、それから歴史上の問題とか  
これから言いますよ。しかし、そういうことを  
う前に、あなたはアメリカの金利動向が関係す  
と言われたんだから、原因の一つだと言われた

そして、金利差だけが為替の動向を決定するということではないのは、これは当然のこととあります。冒頭申し上げたように、ヨーロッパなんかは政治情勢もかかわっておりまし、日本アメリカも政治情勢が為替の動向にかかわることもあります。また、アメリカについて言えば、直接のきっかけはメキシコの通貨不安であつたとうふうにも見られているわけであります。さまざま

○武村国務大臣 これを一つ一つ聞いていただくことを確認してください。

のはいいわけであります、たびたび繰り返し申し上げておりますように、いろいろな要素、いるいろいろな要素には解明できないそういう思惑的な要素も含めて動いてるわけですから、この理由については、私は通貨当局として断定的にこうですということはむしろ言えないと、また言うべきで

だから、はつきりそうですねと確認するんですか。それとも、いや、そうじゃありませんと言ふですか。どっちですか。

○武村國務大臣　ぜひ話を全体で受けとめていただきたいと思いますが、わからぬと言つたのは、何もかもわからぬと言つてゐるわけじやないのです。思惑的な要素も入つてゐるから、その部分ではわからぬこともありますと正面に申

うす  
から出てくるような、そういう理論的には説明不能な勘のようなものも入っているのかもしれません。  
私はディーラーではありませんから実感としてはよくわかりませんが、そういうさまざまな要因といふものを総合しているんだろうと思いまが、その中でどちらかといえば、思惑という場合には、数字や論理で説明できない要素を言うのが

はないとおもふに思つております。

○山本幸委員 その思惑というのは、そ  
ディーラーの思惑ということですが、特定の  
ディーラーがある特定の思惑を持つてそれで相場  
を動かした、そして円高になつた、そういう説明方  
をされるんですか。私は世の中で思惑を持たない  
人なんかいないと思いますよ。

特定の人が持っているというよりは説明するなら、それも一つの説明ですが、本当にそうなったらどうかわかりません。

○武村国務大臣 今のお話で、一人の人でないことはもう当然のことありますし、百人が百人皆思惑でやっているという言い方も実態に合つかどうか、やや疑問に感じます。

る人なんかいない。

ない、特定の人がやっているというふうに大臣は言われるんですか。

○加藤隆(政府委員) それぞれのディーラーは、  
自己の計算で為替市場で取引をしておるわけでは  
ございません。そのときのディーラーのそれぞれの取  
引を行つに当たつての背景となる要素として、経  
済ファンダメンタルズに基づいた場合と、あるい  
は全くこの市場の期待そのものに基づいて行動す  
る場合、そのディーラーそれぞれの判断についてござ  
ります。いろいろな計算があるということとございま  
す。

ただ、G7の大蔵大臣・中央銀行総裁会議にはきまして、最近の変動というのは、主要国における経済的な状況によって正当化される水準を超えているということで合意しております。したがいまして、こういった基礎的な経済状況によって正當とされる部分を超えた変動が最近見られる、そういうことを非常に懸念している、こういう点がG7の通貨当局の共通の認識でございます。

○山本(幸)委員 経済状況から説明できないよんなものになつてゐる。じゃ、そこを説明するのが思惑だ。そういうことですか。そんな思惑だ

さて今の御質問は、なぜこうなったのかといふところに議論が入るのですか。これはまた大変広範な話になつていきます。先ほどお答えしました括弧的な話を繰り返すことにもなりますが、まさにさまざまなかつクターが絡まり合っているわけでありますし、我々もその日そのときのデーター、関係者全部の、なぜ買ったのか、なぜ売ったのか、全部集約しないと客観的には説明できなかったわけであります。が、総合してはいろんな要素が絡まつてあると言わざるを得ません。

今、最初アメリカの金利が出てきた。それから今まで日本は経常収支の黒字ということを改めて言われた。つまり、それは先ほど言われた貿易関係に關係するのでしようね。とりあえず最初に述べられた金利の話は、どうもグリーンスパンがアメリカの金利を上げないと言つたことが円高をもたらした原因になつていてるというようと考えている。どうに思える、その点はどうも確認されなければいけども。そうすると、そのほかにメキシコとか欧州との政治情勢を言つた。このメキシコ、欧州の政治情勢がどう関係するのですか。

○尾身委員長 加藤国金局長。

○山本(幸)委員 それをどうして大蔵大臣が説明できないのですか。

○武村国務大臣 メキシコ経済は、御承知のようにもう昨年の秋ぐらいからかなり経済政策がうまくいっていないというふうな情報が世界に流れ始めしておりまして、中間選挙が終わってからそういう

そういう中で、円とドルの関係を一つ基本としてとらえますと、やはり日米の経済関係が基本上になつてゐるのではないか。それをさらに詰めていきますと、我々が発見し得る大変鮮明な根拠としては、唯一日本の経常収支の黒字という実態が存在することを見詰めないわけにはまいりません。もう十数年になりますか、大変長い間日本側が一方的に大幅黒字であり、アメリカ側が一方的に大幅赤字であるという現実が存在をいたします。その他の経済全般になりますと、先ほどから申し上げておりますよつに、むしろ日米間はアメリカの方が強で日本の方が弱というか、経済全体の成長率とかなんかはそういう実態でありますけれども、唯一この貿易を中心とした日米間の経済関係があるということを申し上げたいと思います。

○山本(幸)委員 私は、まず原因の説明をしたい。そこで先ほどからいろいろ聞いているわけでですが、いろんな要素とは何かということを一つ一つ詰めていこうじゃないかということでやつてゐるわけです。

状況がだんだん明らかになつてきただけであります。そして、例のいわばメキシコの通貨不安といいますか通貨危機のような状況が出来をいたしました。そのことが年明けのG7では最大のテーマになつたわけであります。これだけグローバルな世界経済の中で、中進国であれ途上国であれ、どこの国で通貨不安が起ると、これはまさに運命共同体だな、世界全体が真剣に心配をしなきやならないということを改めて私も深く認識をいたしたところであります。

G7の会合では、アメリカ独自の支援策それからIMFによる支援策あるいはBISによる、決済銀行による支援策等々幾つかの支援策を重ねて、緊急にメキシコに対して対応をすることになりました。そのこともあってだろうと思いますが、やや小康状態が続いているとも言えるわけであります。が、今回の為替についてもこのメキシコ市場とアメリカの関係がアメリカの株価に対しても一定の影響を与えていたというふうにも言われているわけでございまして、アメリカの経済をめぐる一番地が厚いテーマの一つとしてこのメキシコの問題が挙げられているところであります。

片方、ヨーロッパにつきましては、三月初旬の状況としてはさまざまなものがあつたと思いますが、私の印象では、スペインのベセタの不安というものがメキシコ通貨不安と連動して言われたこともあります。が、直接にやはりベセタが下がっていくという状況が起きました。これはEUの中に含まれされている国でございますだけに、スペインの問題というよりはEU全体が心配をするという状況になりました。そんな中でスペイン・ペセタと、ドイツ・マルクを始めとした他のヨーロッパ通貨との関係が大変不安定になつてくるという状況が、ちょうど大西洋を挟んで両方で起つたということが私の認識であります。

これも一番大きな理由を挙げておるだけで、これだけで三月からのこの為替変動が起つたのですとこれだけに限定して申し上げるつもりはありません。

そういう中で、円とドルの関係を一つ基本としてとらえますと、やはり日米の経済関係が基本上になつてゐるのではないか。それをさらに詰めていきますと、我々が発見し得る大変鮮明な根拠としては、唯一日本の経常収支の黒字という実態が存在することを見詰めないわけにはまいりません。もう十数年になりますか、大変長い間日本側が一方的に大幅黒字であり、アメリカ側が一方的に大幅赤字であるという現実が存在をいたします。その他の経済全般になりますと、先ほどから申し上げておりますように、むしろ日米間はアメリカの方が強で日本の方が弱というか、経済全体の成長率とかなんかはそういう実態でありますけれども、唯一この貿易を中心とした日米間の経済関係があるということを申し上げたいと思います。

状況がだんだん明らかになつてきただけであります。そして、例のいわばメキシコの通貨不安といいますか通貨危機のような状況が出来をいたしました。そのことが年明けのG7では最大のテーマになつたわけであります。これだけグローバルな世界経済の中で、中進国であれ途上国であれ、どこの国で通貨不安が起ると、これはまさに運命共同体だな、世界全体が真剣に心配をしなきやならないということを改めて私も深く認識をいたしたところであります。

G7の会合では、アメリカ独自の支援策それからIMFによる支援策あるいはBISによる、決済銀行による支援策等々幾つかの支援策を重ねて、緊急にメキシコに対して対応をすることになりました。そのこともあってだろうと思いますが、やや小康状態が続いているとも言えるわけであります。が、今回の為替についてもこのメキシコ市場とアメリカの関係がアメリカの株価に対しても一定の影響を与えていたというふうにも言われているわけでございまして、アメリカの経済をめぐる一番地が厚いテーマの一つとしてこのメキシコの問題が挙げられているところであります。

片方、ヨーロッパにつきましては、三月初旬の状況としてはさまざまなものがあつたと思いますが、私の印象では、スペインのベセタの不安というものがメキシコ通貨不安と連動して言われたこともあります。が、直接にやはりベセタが下がっていくという状況が起きました。これはEUの中に含まれされている国でございますだけに、スペインの問題といつぱりはEU全体が心配をするという状況になりました。そんな中でスペイン・ペセタと、ドイツ・マルクを始めとした他のヨーロッパ通貨との関係が大変不安定になつてくるという状況が、ちょうど大西洋を挟んで両方で起つたということが私の認識であります。

これも一番大きな理由を挙げておるだけで、これだけで三月からのこの為替変動が起つたのですとこれだけに限定して申し上げるつもりはありません。

○山本(幸)委員 メキシコとそれをもとにした欧州の政情不安あるいは経済不安、私はこれはドル安、円高、マルク高の原因の説明にはならないと思うのです。なぜならば、メキシコでそういう不安が起つたら、今大臣も言われましたけれども、アメリカの金は戻っちゃった。したがつてアメリカの株価が上がつたのですよ。つまり、ドル高要因である。欧州も、混乱が起これば欧州から金を引き揚げてアメリカに資金が戻るわけですから、ドル高要因である。私から見ればメキシコとか欧州の理由というのは説明にならない。そうすると、残るのはアメリカの金利かあるいは先ほど言われた日米の貿易関係ということになる。

の通貨を見ながら将来どうなるのかということをあらゆるデータ、あらゆる情報から総合判断して売った買ったということで取引をされていることは間違いないわけだし、その売った買ったという取引は、遊びの取引じゃなしに真剣勝負だということふうに言わざるを得ません。たくさん的人がかかるわっていますから、しかも巨大な金額が動いている市場でございますから、全体をきちっと分析しがわからないというよりも、そういう意味ではだれ一人わかる人はいないというふうに言わざるを得ないわけであります。

しかし、これは短期的に、その日の動向をきちんと説明することができるできないの問題もありますが、やはりロングレンジで見れば、それなりの経済との関係でさまざまな説明がなされていくことも事実であります。先ほどの経常収支の議論も、資本収支もありますが、やはりこの二十年來、変動相場制になって二十年余りの経過を見て、もちろん振り戻しもありましたけれども、見方を単純にすれば、一貫して円高であるといいうふにも言えるわけです。三百六十円が八十三円まで上がったというふうに説明をすることができるわけで、じやその背景は何だ、その根拠は何だ、こういう議論の集約の仕方もあるうかと思います。

そういう中で、唯一日米間に關してはこの経常収支のギャップという問題があるなどということがあり幅広く認識をされていて、これだけといふうに申し上げないですよ、そういう認識を持つて、じやその背景は何だ、その根拠は何だ、ということになります。

○山本(幸)委員 経常収支の黒字と為替レートは関係ないということは先ほど申し上げましたけれども、それについては後でゆっくり議論してもいいのです。理論的にも関係ないということは証明できる。

しかし、それよりも何よりも私が聞きたいのは、円高の原因についてははつきり答えられないことです。それについては後でゆっくり議論してもいいのです。理論的にも関係ないということは証明できる。

○加藤(陰)政府委員 委員の御質問は、最近の三月、四月以来の為替市場の急速な動き、そのきっかけを説明する要因は何かということ、それに対しましては、市場関係者がいろいろな要素を挙げて、それが市場の期待に影響を及ぼしておるということをございます。しかるがゆえに、G7の声明において、最近の動きはこの基礎的な状況によって正当化されている水準を超えているという表現になつてゐるわけであります。

したがいまして、基礎的な経済状況を構成する要因としては、もちろん金利差、あるいはそれぞれの国の経常収支の状況、あるいは資本取引の状況、あるいはインフレ格差、こういったいろいろな要素があるわけでござります。

○山本(幸)委員 どうもはつきり答えられないのですね。それは、基礎的な条件より外れているとG7の大臣は一致したかもしねない。だけれども、それは現状の評価なんです。原因の解明じやない。円高が起つた。その結果、現状の評価として基礎的な条件より外れているというふうに判断するというのは次の段階です。そういうふうになつた原因は何なのかということははつきりわからなければ対策なんて出てこない。

ところが、それは市場が決めているからと。その市場が決めていることについては、あれもあれる、これもある、なにもあるでしようと、そんなことを言つたらみんな説明にならないじゃないか。大蔵大臣としては、対策というものを打ち出さのなら、原因は何なのかということをはつきり答えられなければ議論にならないじゃないですか。どうするのですか。

○武村国務大臣 質問されているあなたが何をおっしゃっているのか、私にもよくわからないのです。そこにかみ合わない理由があるんだろうと、思うのですが、まずあなたの方から、どういう原因があなたは頭に置いて質問されているのか先にかは答えられないのならわかりませんと、その後かにしてください。

おつしやつていただけるともつ少し議論かみ合  
うかもしません。そつお願いできればありがた  
いと私は思います。

先ほど来申し上げておりますが、思惑的なア  
クターと需と言われるような要因とございま  
す。経常収支は関係ないというお話ですが、経常  
収支だけが要因であるとは申し上げませんけれど  
も、例えはこの三月、これは期末であつたという  
こともありますし、四月に入りましても、結局こ  
れは日本の貿易関係者の経常収支、貿易収支の黒  
字に關係しますけれども、ドルを得た業者が一定  
の期間持ちこたえることもありますが、ある時期  
にはどうしてもドルを円にかえなければならな  
い、これが日本の国内で見るいわゆる実需の一  
の例ですけれども、そういう要因が市場にもかな  
り影響を与えていることも事実であります。

ですから、円高がどんどん進んでる中で、し  
かし、こんな高い円で売りたくないという思いは  
あつても、やはり月給を払わなければならぬ、  
円が要るという場合には目をつむって円を売る輸  
出業関係者も出てくるわけであります。それがまた  
一層円高を促進させる要素が一面あつたことも  
事実であります。

また、こういうふうにどんどん円が上がつてド  
ルが安くなつてきますと、世界各国の中において  
も、一部言われておりますように、アジアの通貨  
当局、中央銀行においても、将来の通貨の保有の  
安全性を考えると、ドルを売つて円にかえよう、  
マルクにかえようという動きが一部あつたとい  
ふうに報道されておりますが、そういう動きも出  
てまいります。その動きが一層円高・ドル安を進  
めるというふうな原因になつていることもあるわ  
けであります。これなんかは思惑というよりも  
ある種実需と言つてもいいかもしません。

いずれにしましても、先ほどちょっと申し上げ  
たように、我々は円高対策で総合的な柱を立てま  
れたようにして、こういう柱を立てて日本の政府が積  
極的に対応していくことがこの通貨の安定に資する  
という判断を政府としてはしているわけであり

まして、それは裏返しになりますけれども、やはり経済を本格的な回復の軌道に乗せていく、そのためには内需をより積極的に起こしていく、そのためには補正という手段も、こういう赤字財政の中ではあります、あえて決断をしようという判断であります。あるいは、当初予算の積極的な執行という姿勢もそうであります。

同時にまた、この貿易のギャップというものに目を向けますと、やはり日本の市場が閉鎖的である、開放されていないという見方がまだ強い中で、より積極的に市場開放につながるような規制緩和を進めていく、こうということであります。それだけではなくて、主な品目については、例えば自動車、自動車部品であるとか、輸入住宅であるとか、原油とかいうものについては、商品名を挙げながら個々に輸入拡大方針を明らかにさせていただいたわけであります。

こういう方針は、裏を返せば、なぜ円高なのか、円高を阻止するためには何が必要なのかということに対する政府の回答でもあるというふうに御理解をいただきたいと思うのであります。

○山本(幸)委員 円高の原因は何かと質問して、その意味がわからぬと言つ大蔵大臣は私初めて聞きましたよ。そんなことがわからないようないふに御理解をいただきたいと思うのであります。

これは幼稚園の生徒でもわかるじやないですか。原因は何だと聞いているのですから、この質問の意味がどうしてわからぬのか。

それをはつきり説明できないで対策云々もくそもない。あるいはアメリカのルーピンというゴーリドマン・サックスの会長をやっていた人間とか、ハーバードで経済学の教授をやっていたローレンス・サマーズというような連中とどういうやりとりができるのですか。私はまことに情けなくしてしょうがない。原因がわからなくて、アメリカに何て言うのですか。

じゃ、一つだけ言つておきましょう、もう時間がないですから。

例えば、補正予算で公共投資を拡大した。だか

ら金利は上がるのですよ。金利は上昇プレッ

シヤーがかかる。そうするといよいよ円高にならる。つまり、この円高の対策の中で一つだけとつてみても、円高対策をやっているのだ、円高対策だと言ひながら、円高を進めるような対策をしているのです。

私が大蔵大臣だつたらどうしたらいいか教えますよ。しかし、そうじやないのだから。だから私は今の武村大蔵大臣に、その円高の原因と対策の効果というものをどういうふうに考へてゐるのかをお聞きしたい。

うこれ以上は下がらない、後は上がるしかないといふようにしなければ変わらないのですね。逆に三月三十一日から約一ヶ月間、正確に言えば半月ですが、円高になるようなことを日本銀行としてもやつたように私は思える。

問題は、これから市場がまだ下がる余地があるというよう思つていれば円高はまだ進む可能性がある。もうこれ以上下がらない、後は上がるしかないというよう思つにならなければ市場の期待感は変わらない。それについて、日本銀行としての、三月三十一日からの二週間の評価とござり方についてのお考えと今後の見通しについてお伺いしたいと思います。

三月三十一日に私どもは短期の市場金利の大幅な引き下げを促すという措置をとり、これを直ちに発表いたしました。その前から長期金利あるいは短期の市場金利、いずれもかなり大幅に下がっておりますけれども、この低目誘導措置の発表によりましてそのことが担保されるという結果になつたのです。金利の変動などを豆明

的に為替相場に強い影響を与えるというわけでは必ずしもございませんけれども、日本の市場金利が長短とともに大幅に下がったということは、それなりに為替を安定させる効果を持つはずでござい

ます。これは理論的にもそういうことを申し上げてよろしいのではないかと思っております。  
ただ、私どもは、先ほど来るる短期の為替変動をもたらす原因は何かという御議論がありましたけれども、なかなか単一の要因にこれを帰すことが難しいという状況もこれあり、金融政策の運営などいたしましては、たゞ為替相場の安定化ということだけに向けてこれを運営するという考えは必ずしもとつてまいりませんでした。むしろ私どもは、為替変動の結果によつて引き起こされてまいります日本経済の状況の変化、それに焦点を当てて考えてまいつたつもりでございます。

**三月三十一**日から二週間後に公定歩合を引き下げたわけでございますけれども、この二週間の間

には、為替相場が円ドルで換算いたしまして約五円がらみさらに上昇するという変化が起き、これに伴いまして、我が国の景気の展望についても先行き不安感が強くなってきた状況でございました。私どもの金利の引き下げは、その状況を念頭に置きましたし、景気の回復に金融面から最大限のサポートをいたしたい、こういう趣旨に基づいて行つたものでございまして、当面の今後の政策運営につきましても、この趣旨を踏まえまして適切に運営してまいりたい、こういうふうに考えております。

○山本(幸)委員 円高の原因についてどうとう明確な答えをいただけなかった、そういう意味では大変残念である。したがつて、政策も対策というのも推して知るべしという気がいたします。

いずれまた機会を改めてお伺いさしていただきたいと思いますが、大変残念な答弁だったということを強調して、質問を終わります。ありがとうございました。

○尾身委員長 次に、谷口隆義君。

○谷口委員 新進党の谷口でございます。

本日は為替、また金利、景気等の問題についてお聞きいたしたいというふうに思います。

先ほど同僚議員の方から、多々為替の問題を中心とした質問があつたわけでございますが、言わざるよう、昨年末にメキシコの通貨危機があつて以降、現在に至るまで、大変な勢いで円高が進行いたしておりますのでござります。為替相場の安定策というのはいろいろ考えられるわけですが、一般的には、一つは政策協調であり、またもう一つは協調介入である、このように言われております。この政策協調というのは、一番有効であると言われておるのは金利政策でありまして、その後協調介入をするというような形の方法がその為替相場の安定をもたらすのだ、このように言われておるわけでござります。

現実を見てまいりますと、御存じのとおりアメリカ

○尾身委員長 次に、谷口隆義君。  
○谷口委員 新進党の谷口でござります。  
には、為替相場が円ドルで換算いたしまして約五円がらみさらに上昇するという変化が起き、これに伴いまして、我が国の景気の展望についても先行き不安感が強くなってきた状況でございました。私どもの金利の引き下げは、その状況を念頭に置きましたし、景気の回復に金融面から最大限のサポートをいたしたい、こういう趣旨に基づいて行つたものでございまして、当面の今後の政策運営につきましても、この趣旨を踏まえまして適切に運営してまいりたい、こういうふうに考えております。

○山本(幸)委員 因高の原因についてどうとう明確な答えをいただけなかつた、そういう意味では大変残念である。したがつて、政策も対策といふものも推して知るべしという気がいたします。いずれまた機会を改めてお伺いさせていただきたいと思いますが、大変残念な答弁だつたといふことを強調して、質問を終わります。ありがとございました。

本日は為替、また金利、景気等

お聞きいたしたいというふうに思います

先ほど同僚議員の方から、多々為替の問題を中心

心とした質問があつたわけでございますが、言わ

れるよう、昨年末にメキシコの通貨危機があつ

で以降 現在に至るまで 大変な勢いで円高が進んでゐるのを見て、我が國も大

行いながらおもむろに腰を下す。我が國も古くから、豪傑の如きが、必ずしも才覚の高さだけではなく、勇氣の大きさをもっておるわけである。ハサム。

替相場の安定策といふのはいろいろ考えられるわ

けでござりますが、一般的には、一つは政策協調

であり、またもう一つは協調介入である、このよ

うに言わせておるわけでござります。この政策協

調といふのは、一番有効であると言はれておるの

は金利政策でありまして、その後協調介入をする

といふ事で、形の方はかねての岩手本場の安定をもたらすのだ、このはうに言つておるわけだ。

二〇一

現実を見てまいりますと、御存じのとおりアメリカ

卷之三

ということを日本から強く主張したわけでありました。反転の合意をすべきということでありました。いろいろな議論がありまして最終文書にまとめるわけでありますから、いろいろな議論があります。最終的には私どもの主張が通った、経済の諸条件からいって正当化されるものではないとしましたが、私は当時はこれは画期的なステートメントでありますという記者を見ました。

過去何十回とG7の会合もございましたし、こういう通貨の変動の局面においておきましてもステートメントが出されたときもありますが、明確に反転という意思表示を、反転ということは、今のレベルは正しくない、反転ということは戻すということですから、だから日本でいえば円安・ドル高に戻すべしということを七カ国で合意を見たということですから、これは大変意義のある結論だと思っております。

さらに、内外の不均衡を是正すべしということも合意をいたしました。この内外の不均衡という言葉の中に、各国間の経常収支、資本収支含めた不均衡もございますし、あるいは一国の財政における赤字問題、不均衡の問題も含まれております。こういう努力をしなければいけない。このことについても、アメリカ、日本、ドイツ、イギリス等々各国の経済状況を踏まえた、いわばマクロの課題についてもかなり激しい議論のやりとりがなっています。それが言葉としては内面の不均衡縮小という表現で、大変短くございますが、表現されているところであります。

今、金利の話が出ましたが、確かに直接的な為替に対する手段、政策手段としては、介入とそれから金利という二つの手段があるよう言われております。しかし金利は、これは日本銀行からお

答えただいた方がいいのであります。何も為替のために金利があるわけではありません。その国の総合的な経済政策のど真ん中に金利政策というのが存在するわけでございますから、ドイツはドイツとして、ドイツのインフレとか経済成長とかさまざまな状況を総合判断されて金利を動かされる、アメリカはアメリカであるし、日本は日本であります。そういう絡みでありますから、それでの国内状況によっては、必ずしも為替のためにはこうなつたらいと思つても、そろはないときもある、そろうときもある、こういう状況だと私は思つております。

G7を開いたその時点では、アメリカはまだ金利を動かす考えはないということでありました。将来ともないのかということではないと私は思つておりますが、少なくともそういうグリーンズパンさんのお話をありましたし、そのことは私自身は残念だなという思いで聞いておりますけれども、現実は日々変わってまいりますから、これからは為替動向の中でさらに判断されることではなかといふふうに思つております。

○谷口委員 今、G7の御見解をいたしましたがございますが、今、世界は大きく変わろうとしておるわけでございまして、このあたりはもう十分大蔵大臣も御存じだと思いますが、アメリカは、カナダ、メキシコ、中南米含めてNAFT Aの中でも、いわゆるアローワーク経済圏の中で、どんどんその中へ入つておつて、今この円高の影響を余り受けておらないというように聞いておりまます。そういう状況の中で、日本一国が今非常に厳しい状況になつておるわけでありまして、アメリカは、メキシコの通貨危機等もあって、余り影響が、表現されているところであります。

あわせて、引き続き今後も通貨問題に対しても協調してやつていこうといふことも確認をしてい

たと思つております。た思惑の問題等々おっしゃつておられたわけでございますが、この思惑の中にやはり原因があるわけでして、そのあたりを追求しなければなりません。政策の中にも、やはり原因があるわけでして、そのあたりを追求しなければなりません。これは市場経済、資本主義経済であります。社会主義経済でないことを追求しなければなりません。政策をしなければなりません。そのうち中で、政府

アナリストでございまして、これはアメリカ人なんですか、ピーター・タスカという方がいらっしゃつて、この人の論文を読んでおりますと、私が見解を一にするところがあるわけでございます。

私は、ちょっとこれ調べてみると、著明なアナリストでございまして、これはアメリカ人なんですか、ピーター・タスカという方がいらっしゃつて、この人の論文を読んでおりますと、私は日本政府の無策を非常識だと読んでいますから、それをきちっと認識をしながら、政府の

本格化するのか、それとも終息するのかの鍵を握っている。このように言つておるわけです。

「だが、村山政権が誕生して以来、株価下落で失われた株式の時価総額は百兆円近い。」これは、

意外なことではない。円高の水準は、どうみても常識を大きく外れているが、それは、言われているように為替市場が非常識だからではない。市場が日本政府の無策を非常識だと読んでいますから、これがまさに言われておるわけでござります。

また、株価に触れまして、「株価は金融不安が独で話をして介入したこともありますし、日米欧面でも、日本みずから介入もいたしておりますが、日本で協調介入したこともありますし、日本が、日米で協調介入したこともあります。それぞれ局面局面で、各

國と頻繁に連携をとりながら介入をいたしていけるわけでござります。それぞれ局面局面で、各

國と頻繁に連携をとりながら介入をいたしていけるわけでござります。

既に、金利をめぐる政策手段、それから協調介入という手段がございますが、この三月以来の局

面でも、日本みずから介入もいたしておりますが、日本で協調介入したこともありますし、日本

が、日米で協調介入したこともあります。それぞれ局面局面で、各

國と頻繁に連携をとりながら介入をいたしていけるわけでござります。

金利は、御承知のように、ドイツが下げ、日本銀行も実質金利を下げ、その後公定歩合も下げるという決断をいたしているところであります。

そして政府みずからも、大蔵省は三月に金融財政運営についての基本的な方針を表明いたしておりましたし、その後、政府全体として総合的な円高緊急対策を発表いたしていけるところでござります。

今ここではるる申し上げませんが、そういう意味で、まさに私どもは為替政策で来た。しかし、巨大なこの為替市場の中で、なかなか政府の持てる手段というものは決定的でないということも痛感をしながら、それでもなお、日本みずから抱えるさまざまな必要な対策については、政府を挙げて取り組んでいこうという決意であります。

○谷口委員 先ほども申し上げたとおり、この円高のきつかけになつたのは、昨年末のメキシコの通貨危機なんですね。それから今五ヵ月たつてお

日本のこれから円高対策ということになるわけでございますが、先ほど同僚議員の話を聞いておりますと、この円高の原因は、一つはアメリカ

いえます。そういうふうにお考へといふことであります。そういう考へ方は間違ひだと申し上げた

なつてきたわけでございまして、一本調子でずっと円高になつてきましたのでございます。その際に、先ほども申し上げたように、政策協調が行われておられた。ドイルもアメリカも日本も話し合つておられたが、金利面において政策協調が行われたということは現実としてないわけでござります。また、経済対策も四月の中旬に出てきた。こういうような状況の中で、何が有効有策であるか。まさに一般国民は、政府の無為無策について今怒つておるわけでございまして、なぜやらないかということを言つておるわけでござります。一生懸命当たつてくれといふように言つておるわけでござります。

特に、地元に帰りますと、中小企業あたりは今大変な状況になつておるわけでございまして、政府も今回のこの異常な円高は大変危惧されていると思うわけでござりますが、そういう状況の中で、何とかこの円高を克服できないか、そういうことをやはり考へなければいかぬ、このようにもうわけでございまして、まさに、この震災の問題でありまして、今回の毒ガス、サリンの問題でありますから、十分そのあたりを考えていただきたいと思いますから、十分そのあたりを考えていただきたいと思うわけでござります。

また、この円高が進んでまいりますと、産業の空洞化というような問題が起こるわけでござります。企業が、円高が進んでまいりますとどんどん海外に出ていく。これは円高だけの原因じゃないのですけれども、例えば法人税が高いというような問題もあるかと思いますが、こういう空洞化というような問題が起つてくると言われております。

ある経済学者にお聞きしますと、今、日本は二重経済になつている、このようにおっしゃつております。自動車、家電というような高生産性産業と、農業というような低生産性産業があつて、今回のような円高になりますと、低生産性産業が海外に出て生産性の高い産業は我が国に残るという

産業といふのは規制に守られておるわけでございまして、円高に何にも影響を受けない、こういう状況の中でもっと円高が進んでまいりますと、高生産性産業と言われるような産業がどんどん海外に出ざるを得なくなつてくる、このようになりますと、日本は海外に出ていけるようになります。ちなみに、これは昨年の八月に日経新聞のアンケートがあるわけです。主要製造業五百社に対するアンケートがございまして、これを見ますと、これは六年間、一九九四年から九年の六年間にその製造業がどういう企業行動を起こすかというこのアンケートでございますが、特にこの設備投資を見ますと、国内設備投資額が九四年から九年の間で、五百社、このうち回答があつたのは百五十八社と書いておりますが、一〇%国内設備投資が減っております。それに対し、海外設備投資がこの六年間に四割ふえておる、こういうような状況があるわけなんですね。

ですから、円高がどんどん進んでくると、企業はどんどん海外に行かざるを得ない、こういうような状況がこのアンケートから見られる、こういうことでございますが、しかし、ここで考えなきやいかぬ問題があるわけでございます。

これは今後もこの円高が、高水準の円高が継続して進んでいくという前提であります。しかし、もしこの円高が円安に一たん反転した場合にどういう事態になるか。大変大きな問題になるんじやないでしようか。海外に行つたけれども、この投資が回収できないというか、帰れなくなつてしまふわけでございまして、そういう国内の空洞化がそのような事態の折にどうなるか、こういう大変な問題がこの中に入つておると思うわけでございまます。このような空洞化の問題について、大臣、どのようにお考えでございましょうか。

○武村国務大臣 産業の空洞化の問題は大変重要な事態であるというふつにまず認識をいたしております。したがつて、答えは、日本の産業構造を大胆に改革をしていくということであります。

私自身は空洞化という言葉は余り好きではありません。何となく日本から出ていって空っぽなところ、大変わかりやすい表現ではありますけれども、そういうニユアンスがあるわけですが、現実は、御承知のように、中国や東南アジアに進出をいたしますと、むしろそこで新たなマーケットを拡大していく、海外工場が市場を開拓、広げていくという効果がありますし、そういう背景の中で、すべてが向こうで生産されるわけではありません。資源は、だんだん変わっていくけれども、ある種の資源は、あるいは機械工具は、日本に受注されて日本から持っていくわけでありますから、海外進出することが日本の景気を支える役割も一面担っているわけでもありますから、すっぽり空っぽになるわけではないということを私は申し上げているわけですが、そういう複雑な影響を持ちます。

ところで、世界がどんどんボーグーレスの時代を迎えておりまして、ますます経済は政治を超えて国際化をしていくことを考えますと、私が認識しておりますのは、アメリカの場合は海外への進出の比率が約三〇%、ドイツは二〇%、日本は六・数%というふうに昨年聞きましたが、そういう数字で見る限りはまだ、たとえ円高がなくとも日本の企業の海外への進出は広がっていくのだろうなというふうに思つております。

問題は、非常に端的に言つて、ある学者も言つておりますように、今谷口委員もおっしゃったように、非常に生産性の高い、付加価値の高い産業だけが出ていって、生産性の低い部門だけが日本に残つてしまつという事態になるとこれは大変でござります。そこに経済構造を大胆に改革していく必要があるということになるわけでありまして、このことに日本が成功をしなければ、この空洞化の行方は大変大きな心配になつてくるというふうに私も思つております。

したがつて、今回の円高対策の中の柱としましても、産業構造の改革ということを一つの柱に打ち出しているところでありますし、既にこの国会で

にも、通産省の事業革新の法律あるいは創造的な中小企業のための法律を出しておられます。そういった、日本経済の中で新しいビジネスやベンチャーキャピタルをどう激励をして起こしていくことに成功できるか、その中で雇用のシフトを図っていくことができるかということが最大の課題であるというふうに認識をいたしております。

○谷口委員 この産業の空洞化は、これから大きな問題になつてくると思うわけでございまして、一つは、規制緩和をどんどん図っていくかなきやいかぬ、このよつに思うわけです。今回の経済対策では規制緩和五カ年計画を三年にするというようなことのよつでございますが、もつと早くやらないとこの円高はどんどん進んでまいります。もつと緊急な問題である、このよつに思うわけでございまして、特にこの規制緩和をやるべきである、このように思います。

先ほど申し上げたように、一九八〇年代の後半にバブルが発生して、バブルを抑えるという意味で金融を引き締めました。金融を引き締めて不動産の総量規制等を行つて、その結果どんどん資産価値が目減りして、いわゆる複合不況と言われるような事態が起つた。資産デフレという状況に今なつておるわけでございます。

大体このピークのときに、国の富といいますか、二千兆ほどあつたものが、株も土地も大体評価が一千兆ほど飛んで現在一千兆ぐらい、こういうようなお話のようでござります。大変なそういう資産が飛んだわけでございまして、この問題に対する総括を今やらなきやいかぬのではないか。これらの日本の金融政策、また財政政策についてどうあるべきかという状況の中、きょうは日銀から来ていただいておりますので、この五年間の、この五年間と申しますのは、先ほども申し上げました金融の引き締めを行つてどんどん資産デフレというような状況になつて、いつたわけでございますが、そういう状況の中で、当初のその引き締めが非常に厳し過ぎたのではないか、また上げました金融の引き締めを行つてどんどん資産の総量規制と言われるようなものが非常に問

題があつたのではないか、このような意見があるわけでございまして、日銀の方に来ていただいておりますので、この五年間における日銀の金融政策の総括というようなことのお話を若干お願ひいたしたいというふうに思います。

○山口参考人 ただいまの御質問の中で、総量規制に係る部分は日本銀行の政策とや離れた問題でございますので、主として金利政策につきまして答弁を申し上げたいと思います。

ただいま御指摘いたしましたように、ここ五年前の経済の動き、大変な激動期でございまして、バブルの発生と崩壊、その後の後始末といふことが最優先の課題であつたというふうに思いました。

指摘いたしましたように、平成元年以降金融の引き締めを行いました。この目的は、當時見られましたいろいろな各方面にわたる経済の行き過ぎを是正いたしまして、もう少し安定的な経済成長の軌道に日本経済を持つていただきたいということになりました。その後、今度は逆に金融緩和の過程に入っていくわけでございますけれども、これが目的といたしましたことも同じでございまして、やはりインフレのない、持続可能な経済成長という言葉がござりますけれども、ぜひとも、そういう成長軌道に日本経済を誘導してまいりたいという同じ目標のもとに政策を行ってきたつもりでございます。

ところで、その大きな背景は、やはりバブル経済と言わされました時期のさまざまな行き過ぎにあつたのではないかというふうに思っております。バブルといいますのは、合理的には説明できないような行き過ぎ、そういった現象のこととございましたから、そのように大きな行き過ぎた行動が一たん経済の各方面に生じてしまいますと、それを修正し是正していくということにはどうしても若干時間がかかってしまうということではないかと、思つております。

そういう状況を踏まえまして、私どもは三月四月と金利水準の大幅な引き下げに踏み切ったわけでございまして、この場合は、将来における景気回復ができるだけしっかりと足取りにしてまいりたいという趣旨によるものでございます。

以上が、ごく簡単でござりますが、ここ数年間における私どもの政策の要約でございまして、口本銀行いたしましては、今後とも経済情勢の展開を弾力的に見きわめながら、金融政策を適切に運営してまいりよう心がけてまいりたいと思つておりますので、ぜひ御理解を賜りたいと思っております。

○谷口委員 今、経済対策をやらなければいけない重要な時期になるわけでございまして、年初から大震災があり、またこの急激な円高があり、經濟的に非常に大変なことになつておるわけでござ

論じられたわけでございます

が活性化すれば景気といふことも十分考えられる  
わけでございます。

今、日銀の方からおっしゃつていただいたわけ  
でございますが、同時にバブル抑制策として、税  
制におきましても非常に厳しい対応をとったわけ  
でございます。土地税制ですね。バブル抑え込み  
税制というような税制がとられて、これがまだ現  
在もそのままになつておる部分があるわけでござ  
ました。ちょうどバブルの時期に議論が行われれて  
いたのは事実でござりますけれども、いわゆるバ  
ブル対策という短期的な観点から税制が論じられ  
たものではない。税制調査会における議論におきま  
しても、また国会における論議におきまして  
も、そういった現象が背景にはございましたが、  
税制のあり方としてはそういう短期的なバブル対

いまして、先日もお聞きしておりますと、またバ  
ブルが再発するかもわからない、こういうような  
お話を、今の税制がまだ残つておる。  
しかし、今むしろバブルを誘発するような政策  
をやらないと、どんどんどんどん時価が、株式も  
そうですし、土地の時価も落ちておるわけでござ  
います。国家の一一番大きな使命は国民の生命と財  
産を守ることなんですよ。知らない間に自分の財  
策というのではなかつたというふうに申し上げ  
られると思います。  
また、今日まで繰り返し土地税制については御  
議論がございますが、その都度申し上げておりますのは、今申し上げたような、資産課税が長期、  
安定的なものとして土地税制についても維持され  
るということが重要であるというふうに存じてお  
ります。

産が目減りして、半分しかなくなっちゃった。こういうようなことが果たして許されるのかどうか非常に疑問があるわけでございますが、きょう主税局長来ていらっしゃるので、土地税制、バブル抑え込み税制についてどう考えていらっしゃるかお聞きまことに、と思ひます。

なお、先ほどお話をございました例えは日本銀行でも合理的には説明がつかないようなものが、銀行でも合理的には説明がつかないようなことがありますと、いたしますと、委員が言われましたよ、な、こういう時期はむしろややバブルがあつても、あることが景気に対してもアラクではないかといった点についでは、満意な

○小川(是)政府委員 現行の土地税制は、平成三年度の改正で抜本的に手直しが行われました。当時の議論といたしましては、「一つは、税として所得、消費、資産のバランスのとれた税体系」という観点から、資産である土地に対する課税の適正公平化というのが一つの眼目でございました。もう一つは、平成元年に成立いたしました土地基本法の基本理念、土地の公共性などを踏まえまして、その総合的な土地対策の一環として、土地の資産としての有利性を縮減するという観点から税制が

○谷口委員 先ほども申し上げたとおり、資産価値が目減りして一千兆ほどなくなっちゃった、こういうことでございまして、土地税制で土地が上がりないようにする、低所得者も土地を取得しやすいうように、こういうようなことなんでございますが、パイそのものが小さくなっちゃったわけですね、分配の問題でなくて。そこに大きな問題が

策の基本的な御議論であろうかと思います。

税制の基本的なあり方についての議論の経過は以上のとおりでございます。

あるんじゃないか、このように思うわけでして、例えば新規取得土地の金利の損金不算入なんていふ問題は、さつき主税局長がおっしゃった問題から外れると思いますね。まだまだそういうバブルのときの抑え込み税制が残つておるわけでございまして、この二つを立て分けて考えなきゃいかぬのじやないかというようにもううわけでございます。

今、税制の問題が出ましたので、もう一つこの税制の問題をお聞きしたいと思うわけでございますが、今、株式市場の活性化の問題というのが大きな問題になつておるわけですね。株安というような問題は円高以上に重要な問題であると思いま

す。大体株価が一万五千円を割るとデッドラインだというように言われておるわけでございまして、何とかこの株式市場の活性化を図つていかなきやいかぬというように思つておるわけでございます。

その際に、これは今現在よく言われておるわけでございますが、株主資本利益率、ROEといふ指標があります。日本はアメリカに比べると非常に発行済み株式数が多いわけですね、どんどんエクイティーファイナンスの折に転換社債等を出して、それが株式に転換されて非常に発行済み株式数が多いというようなことで、このROEについて非常に問題になつておる。ですから、これを規制というか本来の形に直すために、自己株式の取得をどんどんやはりやっていくべきだ。

アメリカにおいても、この不況時にどんどん自己株式の取得が行われて消却されたというようなことがあるわけでございますが、この自己株式を取得する際に一つ障害になつておるのがみなし配当課税というものがあるわけでございまして、我が国においては、自己株式を取得してやる際にみなし配当として課税されるわけでございますが、このようないみなし配当課税を廃止する必要がある

うに思うわけでございまして、これはまた主税局长にお聞きしたいことでござりますが、みなし配当課税について廃止するお考えはあるでしょ

うか。

○小川(是)政府委員 みなみ配当課税と申しますのは、個人が出資を行つてその財産がふえていく、法人段階での利益がその株主に配当されないにもかかわらず実質的な持ち分がふえていく

というときに、法人税の課税が行われ、かつ所得税の課税が行われなければいけないわけでありますが、所得税の課税なしでふえていってしまうような場合、そこにみなし配当課税を必要としているわけでございます。

今御指摘がございましたような、会社が自己株式を取得して消却をしていくといったようなとき事態が生じ得るわけでございますが、この点につきましては、廃止をするというわけには、基本的な税制の仕組みの問題でござりますからできな

い。しかばね何かほかに方法がないかということは、実は平成六年度の税制におきましては、みなさまに議論の問題でござりますからできな

こと、実質的に個人株主についてみなし配当課税がその段階では行われないといたような手だてを講じたところでございます。

しかしながら、一般的にこの基本的なルールを廃止しろと言われますと、法人税と所得税の基本が崩れてくるおそれがござりますので、それに対

して、わかりましたと言うわけにはまいらないと

いう点も御理解をいただきたいと思うわけでござります。

○谷口委員 時間が参りましたので、このあたりで終わりたいと思いますが、やはり今大蔵省の御指摘をいたしましたが、まさに景気を活性化するにはどうすればいいかということを第一義に考えていく必要があるのではないか、みんな配当課税を廃止することに置いて、まさに景気を活性化するにはどうす

るのではないか。対策を行うと必ずそれに通ずる増税策、増収策と一緒にセットで考えるという

やり方は景気対策上効果が少ないわけでございま

りますか納税者の負担の軽減にも資するというこ

うに思うわけでございまして、これはまた主税局長にお聞きしたいことでござりますが、みなし配

長にお聞きしたいことでござりますが、みなし配

当課税について廃止するお考えはあるでしょ

うか。

○佐々木(陸)委員 阪神大震災の被災地では、五

月末の確定申告期限に向けて多くの納税者が税務署に今行つているところです。住宅や家財などに

損害があつた被災者に対する税の特例措置につい

ては、国税庁は被災者の状況に配慮して、簡便法

というのですか、簡易計算の方法をつくつてやつ

て、誰もが適用できる簡便法が適用されない

という問題がたくさん起つていて、地元の神戸新聞の四月二十二日付などでも取り上げられて

まいりますと、マンションの根拠の問題について

、確かにマンション居住者にとって重大な問題になつて、その問題がたくさん起つていて、地元の神戸新聞の四月二十二日付などでも取り上げられて

ます。

そこで質問しますが、当初は、地方自治体が発行する罹災証明だけで、そこに分類されていた損

壊の状況に応じて簡便法が適用されていたのでは

ないか。それが何か途中からマンションの居住者に対する認められなくなつたという例まで起つて

いるということを見聞しているのですが、一体これはどうなつてているのか、それについてます説

明を聞きたいと思います。

○堀田政府委員 お答え申し上げます。

今先生御指摘ございましたように、所得税の簡

損控除の適用につきまして、大阪国税局におきま

して簡便法をつくりまして、納税者の便宜を考慮

いたしまして、その簡易な方法により損害額を計

算していただきて結構だということにしたわけでござります。

この場合、マンションについてのお尋ねでござ

りますけれども、マンションにつきましては、簡便

法によります損害額の算定につきましては、被害

を受けられるということでございまして、私どもの立場から申し上げますと、同じマンションに住む

マンションについて異なる場合がかなり見

受けられるということでございまして、立場から申し上げますと、同じマンションに住む

納税者間の公平を図るという観点からはそこには何

らかの手当てをする必要がある。あるいは納税者

の立場に立ちましても、今申し上げましたような

ことで、建設会社など専門家の調査結果が一つ出

れば、同じマンションに住んでいる人はそれがす

べて参考資料となつて適用されるということでもございまして、全体としては効率化に資するとい

りますか納税者の負担の軽減にも資するとい

うことです。

○佐々木(陸)委員 申し上げましたように、

して、そういう観点でぜひやつていただきたいと

いうふうに思います。

時間が参りましたので、以上で終わります。

○尾身委員長 次に、佐々木陸海君。

損害があつた被災者に対する税の特例措置につい

ては、国税庁は被災者の状況に配慮して、簡便法

というのですか、簡易計算の方法をつくつてやつ

て、誰もが適用できる簡便法が適用されない

という問題がたくさん起つていて、地元の神戸新聞の四月二十二日付などでも取り上げられて

ます。

そこで質問しますが、当初は、地方自治体が発行

する簡便法が適用されていましたが、これが何か途中からマンションの居住者に対する認められなくなつたという例まで起つて

いるということを見聞しているのですが、一体これはどうなつてているのか、それについてます説

明を聞きたいと思います。

○堀田政府委員 お答え申し上げます。

今先生御指摘ございましたように、所得税の簡

損控除の適用につきまして、大阪国税局におきま

して簡便法をつくりまして、納税者の便宜を考慮

いたしまして、その簡易な方法により損害額を計

算していただきて結構だということにしたわけでござります。

この場合、マンションについてのお尋ねでござ

りますけれども、マンションにつきましては、簡便

法によります損害額の算定につきましては、被害

を受けられるということでございまして、立場から申し上げますと、同じマンションに住む

マンションについて異なる場合がかなり見

受けられるということでございまして、立場から申し上げますと、同じマンションに住む

納税者間の公平を図るという観点からはそこには何

らかの手当てをする必要がある。あるいは納税者

の立場に立ちましても、今申し上げましたような

ことで、建設会社など専門家の調査結果が一つ出

れば、同じマンションに住んでいる人はそれがす

べて参考資料となつて適用されるということでもございまして、全体としては効率化に資するとい

りますか納税者の負担の軽減にも資するとい

うことです。

○佐々木(陸)委員 申し上げましたように、

して、そういう観点でぜひやつていただきたいと

いうふうに思います。

時間が参りましたので、以上で終わります。

○尾身委員長 次に、佐々木陸海君。

損害があつた被災者に対する税の特例措置につい

ては、国税庁は被災者の状況に配慮して、簡便法

というのですか、簡易計算の方法をつくつてやつ

て、誰もが適用できる簡便法が適用されない

という問題がたくさん起つていて、地元の神戸新聞の四月二十二日付などでも取り上げられて

ます。

そこで質問しますが、当初は、地方自治体が発行

する簡便法が適用されていましたが、これが何か途中からマンションの居住者に対する認められなくなつたという例まで起つて

いるということを見聞しているのですが、一体これはどうなつてているのか、それについてます説

明を聞きたいと思います。

○堀田政府委員 お答え申し上げます。

今先生御指摘ございましたように、所得税の簡

損控除の適用につきまして、大阪国税局におきま

して簡便法をつくりまして、納税者の便宜を考慮

いたしまして、その簡易な方法により損害額を計

算していただきて結構だということにしたわけでござります。

この場合、マンションについてのお尋ねでござ

りますけれども、マンションにつきましては、簡便

法によります損害額の算定につきましては、被害

を受けられるということでございまして、立場から申し上げますと、同じマンションに住む

マンションについて異なる場合がかなり見

受けられるということでございまして、立場から申し上げますと、同じマンションに住む

納税者間の公平を図るという観点からはそこには何

らかの手当てをする必要がある。あるいは納税者

の立場に立ちましても、今申し上げましたような

ことで、建設会社など専門家の調査結果が一つ出

れば、同じマンションに住んでいる人はそれがす

べて参考資料となつて適用されるということでもございまして、全体としては効率化に資するとい

りますか納税者の負担の軽減にも資するとい

うことです。

○佐々木(陸)委員 申し上げましたように、

して、そういう観点でぜひやつていただきたいと

いうふうに思います。

時間が参りましたので、以上で終わります。

○尾身委員長 次に、佐々木陸海君。

損害があつた被災者に対する税の特例措置につい

ては、国税庁は被災者の状況に配慮して、簡便法

というのですか、簡易計算の方法をつくつてやつ

て、誰もが適用できる簡便法が適用されない

という問題がたくさん起つていて、地元の神戸新聞の四月二十二日付などでも取り上げられて

ます。

そこで質問しますが、当初は、地方自治体が発行

する簡便法が適用されていましたが、これが何か途中からマンションの居住者に対する認められなくなつたという例まで起つて

いるということを見聞しているのですが、一体これはどうなつてているのか、それについてます説

明を聞きたいと思います。

○堀田政府委員 お答え申し上げます。

今先生御指摘ございましたように、所得税の簡

損控除の適用につきまして、大阪国税局におきま

して簡便法をつくりまして、納税者の便宜を考慮

いたしまして、その簡易な方法により損害額を計

算していただきて結構だということにしたわけでござります。

この場合、マンションについてのお尋ねでござ

りますけれども、マンションにつきましては、簡便

法によります損害額の算定につきましては、被害

を受けられるということでございまして、立場から申し上げますと、同じマンションに住む

マンションについて異なる場合がかなり見

受けられるということでございまして、立場から申し上げますと、同じマンションに住む

納税者間の公平を図るという観点からはそこには何

らかの手当てをする必要がある。あるいは納税者

の立場に立ちましても、今申し上げましたような

ことで、建設会社など専門家の調査結果が一つ出

れば、同じマンションに住んでいる人はそれがす

べて参考資料となつて適用されるということでもございまして、全体としては効率化に資するとい

りますか納税者の負担の軽減にも資するとい

うことです。

○佐々木(陸)委員 申し上げましたように、

して、そういう観点でぜひやつていただきたいと

いうふうに思います。

時間が参りましたので、以上で終わります。

○尾身委員長 次に、佐々木陸海君。

損害があつた被災者に対する税の特例措置につい

ては、国税庁は被災者の状況に配慮して、簡便法

というのですか、簡易計算の方法をつくつてやつ

て、誰もが適用できる簡便法が適用されない

という問題がたくさん起つていて、地元の神戸新聞の四月二十二日付などでも取り上げられて

ます。

そこで質問しますが、当初は、地方自治体が発行

する簡便法が適用されていましたが、これが何か途中からマンションの居住者に対する認められなくなつたという例まで起つて

いるということを見聞しているのですが、一体これはどうなつてているのか、それについてます説

明を聞きたいと思います。

○堀田政府委員 お答え申し上げます。

今先生御指摘ございましたように、所得税の簡

損控除の適用につきまして、大阪国税局におきま

して簡便法をつくりまして、納税者の便宜を考慮

いたしまして、その簡易な方法により損害額を計

算していただきて結構だということにしたわけでござります。

この場合、マンションについてのお尋ねでござ

りますけれども、マンションにつきましては、簡便

法によります損害額の算定につきましては、被害

を受けられるということでございまして、立場から申し上げますと、同じマンションに住む

マンションについて異なる場合がかなり見

受けられるということでございまして、立場から申し上げますと、同じマンションに住む

納税者間の公平を図るという観点からはそこには何

らかの手当てをする必要がある。あるいは納税者

の立場に立ちましても、今申し上げましたような

ことで、建設会社など専門家の調査結果が一つ出

れば、同じマンションに住んでいる人はそれがす

べて参考資料となつて適用されるということでもございまして、全体としては効率化に資するとい

りますか納税者の負担の軽減にも資するとい

うことです。

○佐々木(陸)委員 申し上げましたように、

して、そういう観点でぜひやつていただきたいと

いうふうに思います。

時間が参りましたので、以上で終わります。

○尾身委員長 次に、佐々木陸海君。

損害があつた被災者に対する税の特例措置につい

ては、国税庁は被災者の状況に配慮して、簡便法

というのですか、簡易計算の方法をつくつてやつ

て、誰もが適用できる簡便法が適用されない

という問題がたくさん起つていて、地元の神戸新聞の四月二十二日付などでも取り上げられて

ます。

そこで質問しますが、当初は、地方自治体が発行

する簡便法が適用されていましたが、これが何か途中からマンションの居住者に対する認められなくなつたという例まで起つて

いるということを見聞しているのですが、一体これはどうなつてているのか、それについてます説

明を聞きたいと思います。

○堀田政府委員 お答え申し上げます。

今先生御指摘ございましたように、所得税の簡

とで、建設会社など、あるいは設計士などもあると思いますけれども、専門家の調査や診断結果等をお出しのたゞくようにお願いをしているということですぞ、います。

ただ、もう一つ申し上げますけれども、そうは申し上げましても、例えば管理組合等を通じてそ

ういう依頼が建設会社に行われてその対応が速やかに行われるかどうか、それはいろいろな場合が

「ございりますので、無理な場合には無理であるといふことで、そこは納税者から損害の事実や程度を十分聴取いたしまして、損害の事実について十分な心証が得られれば、それは特段の調査結果を示す書類がなくても簡便法を適用していただいて結構であるという運用はしておるところでございま

○佐々木(陸)委員 同一のマンションについて、いろいろ違う罹災証明書が出損壊の程度についていろいろ違う

るというのですけれども、罹災証明というのは大体全壊か半壊か一部損壊なんですね。そうすると、一つのマンションについて、一つの棟の中でも、Aの居住者については一部損壊という罹災証明が出て別の居住者については全壊だとか半壊だとかというのが出てるという、そんなケースがいっぱいあるのですか。とても信じられないよう

な気がしますけれども。

は、いろいろ新聞などでも報道されておりますけれども、市によりまして対応が色々でありますとか、内容は今先生おっしゃいましたような全壊、半壊一部損壊というよつなことになつておりますけれども、その概念といいますか、それがまた異なるつていふとかいう事情があるようでござります。

今申し上げましたのは、私どもが現場で同一のマンションについて見た場合に、別の判定をしている福災証明書が提出されている例が見られるということです。

そういうのはかなり目で見ればわかるものですよ。その半壊というのも出してくれれば一部損壊のものでてくる。つまり、いろいろ出でてくるというのには、その二つのケースしかあり得ないと思うのです。私は調べてみたけれども、そんなものがでているということは全然耳にしておりませんけれども。

○堀田政府委員 私ども、大阪国税局から事情を聞いているわけですが、大阪国税局におきましては、あるいは被災地を管轄する税務署におきましては、そこはやはり納税者間の公平を確保するために確認のための新たなお願ひを、新たなどいいますか、お願いをせざるを得ないと考へておるというふうに承知しております。

○佐々木(陸)委員 ちよつと重大な事実の違いがあるような気がするのですね。

現地でマンションの居住者に対して税務署が出しておられる文書があるのです。これは、マンションから出る罹災証明書の内容が違があるからといふようなことじやなくて、「一部損壊」のり災証明書をもつて難損除の申告をされるマンション居住者の方へ」という文書で、「この度の大震災により被害を受けたマンションについて難損除査を受ける場合、「一部損壊」のり災証明書が発行されいても、」それだけじやだめだと。「管理組合等を通じて依頼した建設会社など専門家の調査や診断結果」によつて判断するからその結果を持つてこいというふうにマンションの居住者に対して突き返す。

それで結局それがややこしくなってしまうといふケースが大部分であつて、何かAの人は半壊でBの人は一部損壊だ、そういうのがいろいろ出てきているから問題が生じておるのじやなくて、要するに一部損壊というふうに持つてきてもそれだけじや税務署は信用できなからだめだ、別の証明を持つてこいということが問題になつておるのぢやないです。

それは、今回の簡便法、簡易計算法は、いわば一部損壊以上の被災者について適用があるというふうにとてございまして、一部損壊かどうかということが簡便法が適用されるかどうかという判断の基準になるわけでございますから、ここで一部損壊の罹災証明書が問題になつてゐるということでござります。

いずれにしましても、そのマンションの主要構造部に損傷を受けていない場合には簡易な計算方

法による、簡便法による損害額の計算はできないことになります。そこで、主要構造部に損壊が

あるかどうか、損傷があるかどうかという認定につきまして、これは実際は多くの場合、私ども承

知しておりますのは、既にマンションの建設会社の方が、特に居住者の多いようなマンションにつ

きましては、安全性を示す観点から、マンションの管理組合等に対しまして主要構造部の損害の割

合等についての書類を出してゐる、あるいは連絡をしてゐると聞いております。そういう状況の

中でそれがありますのですから、いやそれをお持ちください」と、うふうに申し上げてゐるわけですが

ございまして、新たな書類をお願いしているという  
ことでもな、わけでござります。

そういうスキームに乗りまして確かに認定をいたへとへうことで、今先生が言われた題旨の文書

を一部の税務署において、窓口において納税者に  
お示してみるとどうぞ。

○佐々木(陸)委員 自治体が出した罹災証明書の言類の問題にもなるのですぐ、つまり、そのマン

仕事の問題を抱えている一方で、ショットを建設した建設会社がこれは一部損壊してしまったとか大丈夫ですかと書かれていたりするものに出合ったことがあります。

はそれは信頼するに足るんだけれども、自治体が出した罹災証明書だなどやがわだと、こうのも

ちょっと客観性を欠いていると僕は思うのですよね。

つまり、極端な例ですけれども、芦屋浜のシーナイドタウン、ここでは四十河セノチの主が破産

されたような状況になつてゐる。これも建てた会社は絶対安全でござりますと言つてゐる。これは

名媛集卷之二十一

本院でも問題になつて、建設大臣は、第三者に調べてもらわなければだめだという答弁までしてゐるわけですよね。だから、そのマンションを建てた建設会社は、それは自分の建てたところですから、一般的に言いますと、できるだけ被害を小さくしようということを言うに違ひないわけです。

そこが何からちゃんと言つていればそれは信頼するけれども、罹災証明だけじゃだめだというのはやはり問題を繁雑にするだけであつて、先ほどの答弁の中でも、いろいろな事情があれば、罹災証明とそれから本人の話されることでちゃんとやりますということも言わされましたから、そういうことが、本当にそれが實かれればいいのですけれども、しかし、先ほど紹介した「一部損壊」のり災証明書をもつて難損除の申告をされるマンション居住者の方へ」というこの文書なんかを見ますと、罹災証明書だけ持つていてだめだ、ちゃんとそういうのを持つてこいということを義務づけるような方をしていりますから、こういう方向じやないんだということをはつきり確認していただきたいと思うのです。

○堀田政府委員 私どもも、建設会社なり設計士の判断が絶対正しいとか、それですべてだと申し上げているわけではないわけでありまして、まず罹災証明書というのがござります。それから、本人の説明というのがございます。

ただ、普通ならそれで済むわけでございますけれども、マンションの場合には非常に大型の建物になる、自分の居住空間だけ見ていてもどちらか破損があるかわからないという面があるものですから、もう一つ、建設会社、設計士といった専門家の判断をここにかませたい、こういう趣旨のものでございます。

そういうことでございますので、そいつた趣旨で運用してまいりたいと考えております。

○佐々木(陸)委員 税務当局がマンションの管理組合に電話するなりなんなりしてそういう点の確認も得たいという努力をすることはそれは結構なんですが、ただ、罹災証明を持って申告に

来る人に対する対応では、こういったことを言つて突き返す

○堀田政府委員　この雑損控除の簡便法を策定するよりなことをするんじやなくて、やはりそことちゃんと、それは税務署が裏も調べるのは結構な事すけれども、きちんと受け入れて、できるだけ差し控えて、きちっと立派にやるというのがこの措置の趣旨なんですから、そういうふうにやつてもらいたい、そのことを確認していただきたい、ということなんです。

ましたこと自体が、納税者の便宜に資する、大きな災害の中で納税者が申告しやすいように、計算

しやすいよつにとこうことで講じた措置でござります。大もとがそういった趣旨を持つてゐることになります。御指摘のとおりでございます。  
そついた趣旨を踏まえまして、今後とも運田してまいりたいと思っております。  
**○佐々木(陸委員)** 終わります。  
**○尾身委員長** この際、暫時休憩いたします。

○尾身委員長 休憩前に引き続き会議を開きま  
す。

内閣提出、保険業法案及び保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

○北側委員 新進党の北側一雄でございます。  
それでは、本法案につきまして質疑をさせて、  
ただきたいと思います。きょうは、私は、今回  
法案の一つの骨格でございます規制緩和、また空  
由化、この問題を中心的に質問をさせていただき  
いというふうに思つております。  
まず最初に、これまで二回の審査で質問ござ  
いましたが、これにつきましては、

ます最初は、これはこの間の参考人質疑でもある考人の先生方に聞かせていただいたわけでござります。

申、「新しい保険事業の在り方」では、他業態との相互参入について、競争の促進によって国民経済の発展を図るために相互参入ができるようになります。これが適当である、このような答申でございまして、その相互参入の方式等も含めまして、またその弊害防止策も含めまして、かなり詳しく答申がございます。にもかかわらず、今回の法案でこの他業態との相互参入について見送られたその理由、背景は一体どういうところにあつたのか、まずこれについて御答弁をお願いしたいと思います。

○山口(公)政府委員 お答え申し上げます。

保険と銀行、証券との相互参入につきましては、今先生御指摘いたしましたように、平成四年の保険審議会答申におきましては次のように書いてござります。

金融各業態間の競争の促進により国民経済の発展を図るため、金融制度改革を行つていくに当たっては、保険会社が銀行・信託・証券業務を収入できるようになるとともに、銀行等・信託銀行・証券会社についても保険事業に参入できることとすることが適当である。  
というふうに書いてございました。

その後、法制的な検討を加え、その法制的な検討の結果を審議していただきました平成六年の保険審議会の報告におきましては、そのくだりにつきまして次のような記述になつてございます。

当審議会が先に提出した答申「新しい保険事業の在り方」及び本報告「保険業法等の改正について」において示した保険制度改革は、来るべき二十一世紀に向けての我が国の保険事業並びに保険監督行政の望ましい姿を包括的に提示したものであり、改革の実施に当たっては、これを着実に実施するという観点から、新しい保険制度への移行によつて混乱が生じ契約者等の保護に重大な影響を与えることのないよう漸進的かつ段階的に進める必要がある。

したがつて、当報告を基にした保険関係法規の改正については、まず、子会社方式による

生・損保の相互乗入れを含む保険制度の自由化を進めるとともに、健全性維持のためのソルベンシー・マージン基準や新しい経営危機対応制度の導入などの法制化を急ぐことが肝要であり、その定着を見極めた後に子会社方式による他業態への進出も含めた制度改革が完了するとう、段階的に行うことが適当である。ただし、その際ににおいても、当審議会の示した保険制度改革が、できるだけ早期に実現するよう配慮することが望ましい。

いただいてはいるところでございます。  
○北側委員 保険部長、できるだけ御答弁は短目に、的確にお願いをしたいと思うのです。  
今最も最後に少しお触れになられましたけれども、経済環境の変化、バブルの崩壊、これがやはりこのようなもう少しゆっくりとという話になつたのかなというふうに私は思つておるわけでござりますが、いかがですか。

○山口(公)政府委員 確かに、当時の議論を振り返つてみましても、その背景となつておる経済情勢が濃く反映されていたということは否定できませ

これを振り返ってみると、平成四年のときには、答申では、二十一世紀に向けて、あるべき姿といふものを包括的に示していただきたいわけですが、六年の審議会のときには、これから法制度が化するという段階になって、具体的にどういう手順で進めていくべきかという議論が主な関心になつたわけでござります。

さきにも御紹介いたしましたかと思いますが、銀行法のときも、昭和四十六年に預金保険法の施行がありましたし、昭和五十六年に銀行法の改正がありました。その後、長期間の審議、金制等の審議がありまして、平成五年に金融制度改革法が施行されておるわけでございます。

こういった長い期間をかけた改革が金融・証券部門で起こつておりますと、これとほぼ匹敵する内容の改革を今回行う際に、やはりそこには、手順というものを踏んだ方がより着実に混乱なくできるのではないかという考え方方が主流を占め、私もその方が確実に行えるという判断をしたわけですが、順どもその方が確実に行えるという判断をしたわけですが、もちろん、当時の経済環境というのもかなり考え方方に反映したものということと見て否定できないと思うのでござりますけれども、平成四年のときの考え方と平成六年のときの意見と、いうことについては、そのような関係になつております。

そういうことで、今回は生損の相互乗り入れと、いうことをお願いし、保険と銀行、証券との相互参入につきましては次回にという仕切りにさせておきます。

ないと思うのでござりますけれども、冷静に見ましても、それだけではなくて、やはり手順というものを見ただ方が着実に、また確実に混乱なく行えるという議論も理屈の通った議論かというふうに私は考えておるわけでござります。

○北側委員 ただ、平成四年の答申では、他業態との相互参入について進めていくべきであるといふ答申になつておるわけでござりますし、流れとしてはそれは正しい方向であろうというふうに私は考えております。

それで、今後、この他業態との相互参入問題について、将来実施をしていくための条件というのには、どういう条件が整つてきたらこの他業態との相互参入という問題について実施に踏み切るべきなのか。その辺の条件は一体何なのかについて御答弁をお願いしたいと思います。

○山口(公)政府委員 まずは、生損保の相互乗り入れあるいは規制緩和、全般的なことがかなり盛りだくさん今回含まれておるわけでござります。そういった制度改革が混乱なく定着して、それを引きわめた後にその第二段階を考えるというふうにならうかと思うわけでござります。経済状態によつて、経済がいいから悪いからということではなくて、やはりそういった変化に対してもどうそれを業態がこなしていくのか、また、その契約者に対する迷惑をかけることなく、そいつた規制緩和に対応していくのかということを見きわめるという事実認識の問題だろうと/or/思うわけ

二二四

○北側委員 定着を見きわめていくというお話を伺いますが、ただ、行政当局としてこの他業態

との相互参入という改革をいつごろを目指にやろうとしているのか。もちろん、今、現時点で明確にできるわけじゃないと思いますが、ただ抽象的にその定着を見きわめた後というふうな言い方で、今回この制度改革に盛られたさまざまな仕組みがうまくいくって初めて他業態との相互参入に踏み切るのだという話にも聞こえますし、この平成四年の答申の示した方向性、イメージとかなり違った形になっていくのではないかというふうに心配しているわけでございます。

明確に御答弁は無理かもしませんけれども、そうしたら、これぐらいまでには何とか今回の制度改めについては定着化を見て、新しい他業態との相互参入に移りたいのだ、こういう見通しを持つておられるのであればお答え願いたいと思います。

た、今先生おっしゃったようなスケジュールをきちっと決めていくというやり方というのが一つありますけれども、何せ五十年ぶりの改革でございまして、その影響度等はいましばらく様子を見る必要があるのではないかというふうに考えておりまして、私もずっと先と申し上げるつもりはございませんけれども、明確なスケジュールまでお示しするほどの自信がないというふうなことを御理解賜りたい。

とりあえずこれを改革をさせていたたいてす、五十年間一回も回らなかつた車を回すといふ、例えとしてはよくないかもしませんが、そういったことがまず大切ではないかということです。それをお願い申し上げて次第でございます。

た平成四年の答申の中ではなぜ商業態との相互参入が必要なのか、その必要性について、きよ  
うは言いませんけれども、詳しく述べてあるわけ  
でして、その辺の事情というのは何ら変わっていないわけでございまして、そういうことも踏まえ  
ていただきまして、この他業態との相互参入の問題についてもぜひ前向きに議論をしていただきたい  
というふうに思うわけでございます。  
これに関連いたしまして、審議会でも議論にな  
なつておると思うのですけれども、銀行等が保険  
の販売をするという問題についても先送りをされ  
ておるわけでござりますが、この銀行等の保険販  
売について、その検討の方向性といいますか、見  
通しについて御答弁をお願いしたいと思います。  
**○山口(公)政府委員** 今御指摘の銀行等の保険販  
売につきましても、平成四年の保険審議会答申に  
おいて、「利用者利便の向上」、販売チャネルの多  
様化、効率化に資すること等からは望ましいと考  
えられる。あるいは、「影響力を行使した販売に  
よる弊害の可能性も十分考慮しなければならな  
い。」との多面的な指摘をしながら、「これまでの  
金融制度改革における相互参入についての議論を  
踏まえつつ、弊害防止の可能性、銀行等に係る他  
業禁止等の観点から、更に十分な検討が行われる  
必要がある。」とされております。昨年六月の保  
险審議会報告におきましても、「今後とも引き続  
き審議会等の場において検討を行うこととする。」  
いずれの審議会も、引き続き検討、あるいは十分  
な検討が行われる必要があるという御指摘を賜っ  
ております。

したがつて、大蔵省としては、このような基本的  
的な考え方を踏まえつつ、銀行の保険販売につきま  
しては今後審議会等の場においてさらに検討を行  
っていきたいというふうに考えておるわけでござ  
います。

○北側委員 今回の法案で数多くの保険制度の改  
革がなされておるわけでござりますけれども、  
私、ずっと内容を少し勉強させていただけて一  
思いますことは、保険というのは株式会社とそれ

から相互会社の二つの会社形態を保険業界に行われてゐるわけでございますけれども、こうした保険制度改革、自由化、規制緩和を含んだ保険制度改革がなされていく。そして、将来はまた他業態との相互参入というような問題も出てくる。そういう中で、相互会社の持つ意義というのは一体どういうところに意義があるのか、その辺はきちんと私は位置づけていく必要があるのではないかというふうに思つております。どんどん業界の垣根が低くなつていく中で、相互会社としての意義、メリットというのは一体どこにあるのか。

今回の法案の中にも、例えば相互会社について、相互会社というのは本来、剰余金が出れば契約者、社員の方に還元をしていくというところに本質的な部分があると思うのですけれども、でも今回の法案では、剰余金の一部について財産的な基礎の充実を行う方向での規定がござります。これは私、決して悪いことではなくて正しい方向だと思うのです。また、今回社債を相互会社が発行できるようになりました。さらには、相互会社が子会社に出資をして、その子会社が例えば損保の業務を行ふとか、そういう子会社を持つ、出資をして子会社を持つ、こうしたこともできる。

さらに、契約者の立場からいいますと、株式会社の保険会社と相互会社の保険会社と契約者、利害関係が変わらない。権利義務といふ立場ではほとんど変わらない。このようないくつかるわけでございまして、どんどん相互会社が株式会社とほぼ変わらないような機能になつてゐるわけでございます。

こういう中で、相互会社という形態を使つているのは保険だけでござりますので、相互会社という意義、またメリットというのは一体どこにあるのか、そこをやはり明確に位置づけていく必要があるんだろうというふうに思ひます。いかがでしょ

それで戦後、昭和二十二年になりましたて、経営危機に陥つておきました生保会社が再建するとき、第二会社というのをつくる形で再建したわけですが、そのときに、十四社の第二会社があつたのですが、そのうち十三社が相互会社形態にしたわけです。それは、当時GHQの意向もあつたやに聞いておるのでけれども、非常に企業の民主化の機運があつた。それからアメリカでは相互会社というのが優位であつたということです。それから旧財閥との関係をなくす。そのようことで多くの相互会社が生まれたということになつておきました。

今我が国におきまして、先生御指摘のように、生保会社において相互会社がかなり大きなウエートを占めておりまして、十六社ござります。損害保険会社においても二社ござります。財産的規模でいいますと、上位十社は全部相互会社、こういうことになつておりますが、ただ、日本だけの仕組みじやありませんで、今ちょっと申し上げたアメリカの生命保険会社の上位三社も相互会社でございまして、カナダやイギリス等においても相互会社が上位を占めている例がございます。

それで、相互会社について、だんだん株式会社的になつてきてるし、また国民の認識もそういうふうに変わってきてる、私ども全くそれは正しいというふうに思います。ただ、意義として全くくなつてしまつたか。なくなつているのであれば強制的にもう株式会社に移行させてしまう必要があるわけでござりますけれども、相互会社制度は、やはり株主がないということ、これはすなわち、実費主義というのですけれども実費主義の理念に基づく可及的に安い費用での保険法つまり、株主に配当しなくて済むからそれをみんなで保険契約者が分け前を多く取れる、俗に言うとそういう考え方なんですね。

そういう基本的なメリットはあるわけでございまして、これは否定できないだろう。ただ、ブレイングコンサーンとしての内部留保というのも必要でございますから、それはもうブリミティップな意味ではなかなか難しいと思いますが、その意義というものは否定し得るものではないというふうに思うわけでございます。

じや、相互会社の方がよく株式会社が悪いのかというとそうでもない。非常に似通つてきて、ファンクションも非常に似ているということは事実でございますので、今回の法律改正におきましても、これまで株式会社から相互会社への転換は規定があつたわけでございます、これは戦前の十四年の法律、現行法でそうなつておるのですが、今回相互会社から株式会社の方への転換規定を置くということにしておりまして、したがいまして、会社の判断あるいは契約者の判断でどちらにでも判断し得る。だからどちらがよくてどちらが悪いという判断は私どもは今はしておらない、こういうことでございます。ただ、相互会社が質してきているということは北側先生おっしゃるどおりだと思います。

○北側委員 ソルベンシーマージンが今回導入になりますよね。そうすると、自己資本比率を高めていくためにやはり内部留保をふやしていかないといけないという方向性にならざるを得ないと思うのですね。そうすると、ますます相互会社の持つている、剰余金があれば分けるんだという話になつてこなくなつてしまふのですね。これは恐るべく、自由化、規制緩和がこれからさらに進めば進むほど相互会社は株式会社化せざるを得ないのだろうなというふうに私は思つております。

次に、この法案の施行時期でござりますけれども、まだ成立もする前から施行時期を聞くのはあれかもしれません、仮に今国会で成立した場合に、施行時期をいつごろに考えておられるでしょ

うか。○山口(公)政府委員 法案が成立させていただきますと、一年以内、政令で定める日というふうに

させていただきたいと思っております。

○北側委員 それは法案に書いてある内容でござりますけれども、例えば来年の四月から実施といふうに考えてよろしいのでしょうかね。

○山口(公)政府委員 お通ししただけるというふうに思つて立つての議論をさせていただけるかどうか、ちょっと越権かもしれないが、もしそういう状態でござりますれば、金融制度改革法等の例を見ますと、そついた形の施行ということも十分考えられるというふうに考えております。

○北側委員 この法案の中には、政省令に委任されている条文が本当にたくさんあるのですね。これは業法ですから当然そんなんだろうというふうに思うのですけれども、それにしても多いわけでございます。ですから、法案が成立されたら、この政省令についてこれから詰めていかれることになると思うのですけれども、ちょっと参考のために、今回この法案の中で、附則も含めまして、政令に委任されている事項がどれぐらいあるのか、それから、省令への委任事項がどれぐらいあるのか、どの程度の数あるのか、お答え願いたいと思います。

○山口(公)政府委員 保険業法案の本則で三百三十八条でございますが、政令に委任しておりますのが四十二項目、省令に委任しておりますのが百四十四、合計百八十七でござります。

○北側委員 今のは法案の本則の方ですね、附則を含めないで。(山口(公)政府委員「本則でございます」と呼ぶ)はい。それ以外に附則の方にもあるわけでございまして、本則だけでも百八十七、大変な政省令への委任事項があるわけでございます。

成立後にこの政省令を詰められていくわけでございますが、ここでちょっと一つ保険部長にお問い合わせ下さいのは、この政省令に委任をするという意味でございますが、それは大蔵省の通達だとか行政指導ではなくて、政令、省令という広い意味での法律できちんと内容を明確にしなさいよといふ意味で政令、省令にこれは委任しているわけ

ございまして、そういう意味からは、きちんと政令、省令に委任されている事項につきましてあいまいな形ではなくて明確に記載をしていくということがこの法律の中で政令や省令に委任している意義でございまして、そういう意味では、きちんとした後に作業として、第三者が見て明確にその政令、省令を読んだらよくわかる、こういう明確性が私は要求されているんだというふうに思つてございます。通達や行政指導で補充をしていくのではなくて、政省令を読めばわかる、そういう明確性が必要である。

その辺、今回の法案は、これだけたくさんの中の委任事項があるわけでございます。中に何が問題だから重要な項目についての委任事項があるわけでございまして、その辺を明確にするということを、その辺のところの御意見、御答弁をお願いしたいと思います。

○山口(公)政府委員 確かに政省令委任、本則関係で百八十七ということがあります、ただ、他法令と比較しても決して多くはないというふうに私どもは考えておるわけでござります。ただ、今先生御指摘のように、明確に記載して透明性を高める、これは非常に私どももそつめなければいけないと思つております。ただ、通達とか行政指導が問題だから政省令でというのにつきましては、場合によつては通達でいい場合もあると思ひますし、いざれにせよ明確な形で何らか公表できる形にしていくということではないかというふうに思つております。

いずれにせよ、どういう形であれ、できるだけ透明性を確保していくことに努めてまいりたいというふうに思つておるわけでございます。

○北側委員 今おっしゃったように、行政の透明性を確保するために明確に記載をしていただきたい。

それと、もう一点お話をしたいのは、確かに細目的事項について一々法律で詳しく書けないよ、それはよくわかるのです。特に業法でございますが、行政指導ではなくて、政令、省令という広い意味での法律でござりますが、そこではちゃんと内容を明確にしなさいよといふ意味で政令、省令にこれは委任しているわけ

る部分について委任しているところもこの法案の中に幾つかあるのではないかなというふうに私は思つて、本当はやはり国会の、国会というものは唯一の立法機関でございまして、国会の審議権といふことを考えていましたら、例えば規制緩和の部分、そういう法案の骨格になるような部分については法律の中でできるだけ明示をすることが本當は大事だと私は思つのです。

例えば、非常に技術的な話になるかもしれないけれども、大蔵省令で定める事項というふうにいきなり書いてしまうのではなくて、具体的例を例示をして、その他政令で定める事項、その他の大蔵省令で定める事項というふうな形でやるのを本来の姿であるというふうに思つておるわけでござります。

それはちょっとおいておくにしましても、これから幾つか質問させていただきますけれども、重要な部分、今回の法案の骨格となる部分について委任されておる部分については、当委員会での質疑、審議の中できるだけ明確にしていただきたい、方向性を明らかにしていただきたいというふうに思つておるわけでござります。

次に、子会社方式による相互参入の問題についてお聞きをさせていただきます。これは法案の百六条でございますが、保険会社の株式の所有の問題について規定をされております。そして保険会社は、大蔵大臣の認可を得まして、発行済み株式総数の百分の五十を超える数の株式を取得し所有することができるという規定になつております。百分の五十を超えるという数になつております。百分の五十を超えるという数になつておる場合はどういう根拠からなのでしょうか。

○山口(公)政府委員 五〇%を超えるということを支配権を持つ、こういう考え方でござります。○北側委員 本来なら一〇〇%子会社でもいいようふうに思つておるので、ある生命保険会社が子会社の損保会社を持って損保業務に参入していくわ

かな、なぜこんな $50\%$ を超えるという数字に法案で規定されているのか。

○山口(公)政府委員 様お答え申し上げます。

銀行法等も同じでございまして、 $50\%$ を超えてますと経営の支配権を握れる、こういう考え方でございます。もちろん $100\%$ でも、 $50\%$ 超でございますので構わないわけでございます。

○北側委員 この百六条の一項に、「一号、二号、二つの規定がございますね。生命保険会社については、「損害保険会社又は生命保険会社」とあつて、括弧して「大蔵省令で定める生命保険会社に限る。」といふに書いてございます。「一号は、損保会社について同様な生保会社、損保会社と書いて、括弧で「大蔵省令で定める損害保険会社に限る。」とござります。この「大蔵省令で定める」というのはどういう内容を想定されておられるのですか。

○山口(公)政府委員 そこに規定してございます。

会社は、例えば破綻会社等を考えておられるということで、これに限るということにさせていただいているわけでございます。

○北側委員 破綻保険会社のことを想定されておられますと系列化をしていくことにつながります。そういう場合は、いわゆる生命保険会社が同じ生命保険会社を買収するということになりますと系列化をしていくことにつながります。そういうことで、これに限るということにさせていただいているわけでございます。

○山口(公)政府委員 そこには規定してございません。これは、例えは破綻会社等を考えておられるということで、これに限るということにさせていただいているわけでございます。

○山口(公)政府委員 お答え申し上げます。

子会社化することによって破綻会社を救済する場合においてもその資金援助が働くという形にしてございます。

○山口(公)政府委員 お答え申し上げます。

も、これと、ここで言う保険会社が破綻してそれを子会社にする、そしてその子会社にした形で救済していく、また場合によっては吸収合併といふことがあるのかもしれませんけれども、この二つの制度の関係はどういう関係になるわけですかね。

せんというふうにもしお聞きになつていたとすれば、私どもの説明が十分でなかつたということだと思います。

○北側委員 それはかなり重大な問題でして、要するに破綻会社の救済をするのかどうかという別側面にかかる問題なんですよね。破綻

した保険会社を結果的には救済していくというこ

とになりますから、破綻の危機に瀕している保険会社をそんな簡単になくしてしまつわけにはいかないでしようから、恐らく実態としては、むしろ子会社とか吸収合併等の方式を使って破綻会社を救済していくというふうな形に結局はなつていくのではないかと思われますね、この基金制度自体が。建前としてはこの基金制度はあくまで契約者を保護するために健全な保険会社の方へ支援する

ということを前提にしてないわけですね。

○山口(公)政府委員 御指摘のとおりでございま

金というのは必ずしも破綻会社が解散をするといふことを考えておられるわけですね。

○山口(公)政府委員 お答え申し上げます。

その破綻会社がなくなつてしまつといふことを前提にしておるわけではございません。いずれにせよ、契約を守るということでござりますから、その保護基金が、破綻会社は必ずつぶしてしまつ

ということを意味しているわけございません。

○北側委員 きょうこの問題について余り詳しく

できないのでまた後日ほかの我が党の質問者から質問させていただきますが、これは今まで大蔵省から聞いた話とちょっと違つてまして、いまだ

いていた書類とも大分違つてまして、破綻会社

が生き残つてしまつということがあります。

○山口(公)政府委員 先生おっしゃるとおり、結果として破綻会社が生き残つてしまつということ

は、そのケースにおいてはあると思いますけれども、私たちが基金でねらいとしてお願い申し上げておりますのは、あくまで契約を何らかの形で、いろいろなバリエーションがあつてもいいから、いろいろなメニューの中で救つていくということ

を第義に考えておるわけでござります。

したがつて、保護基金の役割というは保険契約を守るということでございまして、その点につ

いては、いろいろなメニューがあるのが現実的であります。またその方がいいのではないかと私は考

えておるわけでございます。あくまで趣旨はそ

う趣旨でございます。

○北側委員 いずれにしましても、ちょっとと明確に言つておきますけれども、私どもが大蔵省から

いたいた書類ではこれは解散と明確に書いてあ

るわけでございます。

これまでいろいろ御説明しておりましたのは、いろいろなケースの中の典型的なケースというこ

とを御説明しておりますので、他は一切ありません。

せんというふうにもしお聞きになつていたとすれば、私どもの説明が十分でなかつたということだと思います。

○北側委員 それはかなり重大な問題でして、要するに破綻会社の救済をするのかどうかという別側面にかかる問題なんですね。第三分野と言われているところについて、保険会社本体の相互参入について規定がなつておますが、一方で附則の百二十二条で特例規定が設けられているわけでございます。「当分の間」、「特定保険会社の事業の健全性の確保に欠けるおそれが生ずることのないよう」、「必要な条件をそなえなければ、当該申請又は当該届出に係る事項を」、そういうことがないようになりますから、そのような形で、保険会社の相互参入について規定が附則の百二十二条で設けられているわけでございます。

この特例規定、考慮規定といいますか、中小保険会社、特定保険会社への配慮規定といいますか、これは第三分野と言われているもののどの範囲で参入規制を当分の間していこうとなされてい

るのか、また、この当分の間というのはどのよう

に理解すればよろしいのか、御答弁をお願いいたします。

○山口(公)政府委員 第三分野への特例規定を置かせておるわけですが、その点につきましては、第三分野における生損保の相互参入に係る申請があつた場合に、当該会社の参入が、収入保険料とか収益などをさまざまな指標から見てその経営が第三分野に依存している程度の高い中小保険会社とか外国保険会社の商品の売り上げの急激な低下を招く、それが経営を非常に圧迫してしまうというようなことがないかと

うかを見て審査するというふうに考えておるわけ

でございます。したがつて、その範囲としては、第三分野と言われる傷害・介護・疾病これが当たるというふうに考えておるわけでございます。

それから、時期でございますけれども、保険審答申におきましても、段階的に、相互参入の実施時期及び方法について十分配慮することが適当で

て、保険会社本体の相互参入について規定がなつておますが、一方で附則の百二十二条で特例規定が設けられているわけでございます。

ころであつたと私は思います。ちょっとこの問題はまた後日にやらしてもらいます。

別の問題に移ります。

今回、第三分野と言われているところについ

て、保険会社本体の相互参入について規定がなつておますが、一方で附則の百二十二条で特例規定が設けられているわけでございます。

この特例規定、考慮規定といいますか、中小保

険会社、特定保険会社への配慮規定といいますか、これは第三分野と言われているもののどの範

囲で参入規制を当分の間していこうとなされてい

るのか、また、この当分の間というのはどのよう

に理解すればよろしいのか、御答弁をお願いいた

ると思います。

○山口(公)政府委員 第三分野への特例規定を置かせておるわけですが、その点につきましては、第三分野における生損保の相互参入に係る申請があつた場合に、当該会

社の参入が、収入保険料とか収益などをさまざま

な指標から見てその経営が第三分野に依存している程度の高い中小保険会社とか外国保険会社の商品

の売り上げの急激な低下を招く、それが経営を非

常に圧迫してしまうというようなことがないかと

うかを見て審査するというふうに考えておるわけ

でございます。したがつて、その範囲としては、第三分野と言われる傷害・介護・疾病これが当

たるというふうに考えておるわけでございます。

それから、時期でございますけれども、保険審答申におきましても、段階的に、相互参入の実施

時期及び方法について十分配慮することが適當で

あると書かれておりますので、第三分野に依存度の高い保険会社が、第二分野以外の生命保険とか損害保険の本來の分野におきまして、十分意欲を持った会社が事業展開をし得るような環境が整備される、つまり、自由化が進んでいくとそういう環境もだんだん整備されてくるわけでございまして、そういう環境が整った段階においては終了するということございまして、現時点においてそれがいつまでだということを申し上げるのにはちょっと困難であることを御理解いただきたいと思います。

「特に長期の疾病保険、短期の傷害保険等」云々といふ記述がありまして、そういうつたもの頭に置きながら考えていくことにならうかと思

い、こういう要請と、これをいかに調整するかという問題だと思うのですけれども、ここで言う大蔵省令で定める事項というものはどのようなものと想定されおられますか。

○山口（公）政府委員 商品や保険料率について、  
契約者保護に欠けるおそれが少ないものとして届け出制の対象として考えておりますのは、主として大企業を対象とする大口の企業物件とか国際的な取引に係る保険、さらに専門的知識を有する事業者等が契約者となる保険のようなものというふうに考えております。

し認可の対象となる範囲を定める予定でございまして、具体的な内容につきましては、今後対象となる保険の目的ごとに認可も届け出も不要とすることが適当な範囲を検討していくたいというふうに

○北側委員 それでは、生命保険募集人の一社専属制の問題についてお聞きをいたします。  
これは二百八十二条に規定があるわけでございま  
すけれども、この二百八十二条では、一項、二  
項で原則的にこの一社専属制というのは維持をさ  
れておられるわけでござります。三項で、「保  
険募集人等の業務執行者」につき、二項の

麥更の届け出があつたときは、その時点では一つ判断するのだというのでは、結局大蔵省の裁量に任されているということになつてしまいますが、ほんと法律としては規定の意味をなさないわけなのです。結局大蔵省の裁量に任されてい るということになつてしましますから。そうではなくて、今おっしゃったように、長期の疾病保険、短期の傷害保険のよつて、ある程度の具体的な形で方向性を明示するということをぜひお願ひしたいといふふうに思います。

ちよつと時間がないので、次の質問に入らせていただきます。

今回、商品、料率について、届け出制の導入がなされております。法案の百二十三条です。本則の百二十三条一項ないし二項で規定がございます。この法案の百二十三条の一項の括弧書きで、ここも同じ言葉なのですが、「保険契約者等の保

讀に欠けるおそれがないものとして大蔵省令で定める事項」、これについては認可が要りません。よ、届け出でいいですよというふうに読めるわけでございます。ここも本法案のかなり骨格的な部分であるというふうに思つわけでございます。

一方で、商品については多様なニーズにこたえて自由に商品開発ができるようにならなければいけない、また料率の問題でいいますと、当該会社の経営努力、そういう経営効率がきちんと料率に反映をし

てくるようにした方がいいよ、こういう自由化の要請と、一方で契約者を保護しなければいけない

障料率について語り可も届け出も要らないよといふうな形になつておりますし、またそもそもこの特定種目、すべての種目じやございません、特定種目でござりますので、契約者保護のため支障を生ずることがないと認められる種目というようになっているわけでございます。この大蔵省令で定める範囲内というのはどの程度の範囲を考えておられるのでしょうか。

○山口(公)政府委員 特定料率に係る付加保険料率に関する問題、保険の目的ごとに当該付加保険料率に係る特定料率について保険業法によるみな

特定料率について認可も届け出も要らないよといふうな形になつておりますし、またそもそもこの特定種目、すべての種目じゃございません、特定種目でございますので、契約者保護のため支障を生ずることがないと認められる種目というようになつておるわけでございます。この大蔵省令で定める範囲内というのはどの程度の範囲を考えられておるのでしようか。

○山口(公)政府委員 特定料率に係る付加保険料

けるクロスマーケティングを進めるに当たっての障害となるのではないか等の問題点があり、商品特性に応じた販売チャネルの多様化、効率化は利用者の立場、国民经济的見地から必要となつてゐるわけでございます。

今回この料率算定制度につきましても見直しがなされておりまして、一部自由度が高まつておるわけでございます。ここでも、付加保険料率とそれから純保険料率の合計値を基準にして、大蔵省令で定める範囲内のものについては、その営業保合付けるべき事項を記す。

○山口(公)政府委員 生命保険募集人の「一社専属制」の趣旨は、募集人の教育徹底と募集人の行為につき責任を負うべき会社を明確にすることによつて保険契約者の保護を図ることでございます。

具体的にいろいろ申し上げさせていただきますと、今考えておりますものとして例えば申し上げますと、生命保険商品についていいますと、年金福祉事業団保険、厚生年金基金保険、国民年金基金保険等の団体保険等についてそういうものの対象にします。それから、損害保険商品についていいますと、船舶、貨物及び航空の各保険、各種

裏集に係る業務遂行能力その他のやがてに用らるべきとして、保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして政令で定める場合には、適用しない。」と一社専属制の例外を規定をされて居るわけでございます。この三項で言う「保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして政令で定める場合」、この政令としてははどのようなものを想定さしておられるか、よろしくお聞かせください。

率に関する特定料率について保険業法によるみな  
率に関しまして、保険の目的ごとに当該付加保険

## ○山口(公)政府委員 特定料率に係る付加保険料

合ということを具体的なイメージであえて申し上

るということ、それから保険募集に係る業務を的確かつ公正に遂行するに必要な人材構成を有すること、それからさらにクロスマーケティングの視点から、親保険会社がバックアップしている当該代理店が生保代理店としての適正な業務遂行能力を有していることなど、具体的なイメージでいいますとそういうものを、まだ確定しているわけではありませんとそういったものを、まだ確定しているわけではございませんが、頭に入れつつ検討を進めていきたいというふうに考えておるわけでございまして、そういうふうに考えておるわけでございまして、そういうふうに思つておられます。

○北側委員 特に子会社が親会社の販売網を利用するというものはやはり必要なことだと思いますし、この一社専属制というものを、逆にこれを強調する余り、販売チャネルが活用できないとか、また具体的にいいますと、損保の代理店なんかがやっている生命保険、これなんかを生命保険会社との関係で解約しなきやいけないとか、そういうことのないようにしていただきたいというふうに思つておられます。

最後に一点、質問をさせていただきます。

今回、ブローカー制度が導入されるわけでござりますけれども、このブローカー制度の導入といふのは、ブローカーというのは中立性それから独立性を有しておるわけでございまして、一番の問題点は、従来の代理店等であれば、何かあつたときは保険会社に責任を問えるわけでございますが、中立、独立性を有するブローカーにはそれが当然できないわけでございまして、契約者の保護の必要性、それへの配慮が必要であるわけでございます。

このブローカーの資格でございますが、やはり経験それから知識等も私は必要であると思うわけでございますが、ブローカーの資格要件、またブローカーの登録要件、これをどのようにお考えかお聞きをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○山口(公)政府委員 お答え申し上げます。

保険業法案におきましては、保険ブローカーにつきまして、登録制のもとで、保険募集に係る業

務を的確に遂行するに足りる能力を持つておられない方には登録を認めないとすることにしておりますほかに、賠償資力の確保措置等、ブローカーに対するさまざまな行為規制や監督規定を設けておりまして、それによつて契約者保護を十分図つてまいりたいと思っております。

保険ブローカーの登録要件として書いてございまして、具体的に申上げますと、保険業について一定水準以上の資格または知識を有し、一定期間以上保険業務に従事していることを一つの基準とすることが考えられます。また、将来、保険仲立人協会、保険ブローカー協会が設立された場合には、その協会が行う試験の結果や研修の修了を登録審査の際の一つの基準にするということも考え方であります。

ただ、余りそれだけにしておらず、外国のブローカーは入れないということもなつてしまいまして、外國で与えられた一定の資格を有し、一定期間以上ブローカー業務に従事していることを一つの基準とすることも考えていかなければいけないというふうに考えておるわけでございます。

○北側委員 以上、終わります。

○尾身委員長 次に、中村時広君。

○中村(時)委員 新進党の中村時広でございます。

私も、北側委員に統きまして、今回提案されております保険業法案、また若干その他の問題も時間があれば触れていただきたいと思いますので、関係各位の御答弁、よろしくお願ひを申し上げます。

まず初めに、極めて基本的なことからお伺いをさせていただきたいと思うわけであります。

現行の保険制度は、昭和十四年に制定されました保険業法、それから昭和二十三年に制定されま

した保険募集の取締に関する法律、そしてまた、昭和二十四年制定の外国保険事業者に関する法律など、ほぼ半世紀前につくられたものにその根幹を置いております。その後多少の改正はあったのですけれども、基本的な枠組みというものに關しましてはほとんど変わらないまま今日を迎えておるわけであります。

一方、我が国の保険業界、この半世紀の推移を見ますと、もちろん戦後間もないころはほぼゼロからのスタートを切るということになつたわ

けであります。この半世紀の間に、これは平成五年の数字なんですが、生保は、契約高が二千二十一兆円、総資産が百六十九兆円、損保は、契約高が一京四千九百四十七兆円、総資産が二十八兆円という大変大きな産業として育つて、世界でも一、二を争つ保険産業へと成長したわけでありま

す。ただ、余りそれだけにしておらず、昭和二十一年の数字を見てみると、例えば損保を例にとらせていただきますが、昭和二十五年の数字を見てみると、いわゆる社名で出てくる火災保険、海上保険、この商品に占める比率が、昭和二十五年には実に九二%を占めていたよ

うでござります。

しかし、その後、自動車社会が進展することによつて自動車保険が普及するとか、あるいは時代の流れの中で、去年ですか、P.L.保険なんかができましたけれども、ああいつた新しい商品が開発されるとか、あるいはまた、先ほどから出ている第三分野、高齢化社会の到来ということも影響しているのでしようけれども、介護保険や年金保険、こうしたもののが急速に販売を伸ばす、こういう経緒をたどつてくる中で、昭和二十五年には海上保険、火災保険、そのウエートが九二%だったものが、平成五年になりますと実に一七%まで下がつてしまつて、内容的にはかなり大幅な変化を生じてゐるんだなといつことを感じるのであります。

量的に見ましても、既に例を挙げていただきましたように、昭和三十年と現在を比べましても、例えば生命保険で、加入件数一千百二十三万件から二億二千三百七十九万件、約十一倍にふえております。金額では八百七十七倍、総額百六十九兆千二百二十一億でござります。損害保険につきましても、加入件数は千四百八十六万件から三億四千七百四十七万件、約二十三倍にふえておりま

す。総資産では二十七兆六千三百八十六億円、約二百八十四倍の増といつことであります。

規模が端的に物語つておりますが、大変な拡大、発展を遂げてきております。生命保険は世界でも最大の保有契約高を示しておりますし、損害保険におきましても元受け受け保険料がアメリカに次いで二位の地位を占めるなど、大変大きな保

険大国になつてきているというふうに認識をいたします。保険の普及率という視点から見ましても、世界で最も高い国の一つだというふうに思ひます。

我が国経済社会に占める保険の役割は、こうして飛躍的な発展をしておりまます。国民生活の向上、安定、国民経済の発展に大きな役割を担つてゐるところでありますし、また保険事業の資産運用の急速な拡大が金融仲介機能という側面からも大変大きな役割を担つていただいております。

こうした保険会社の社会的役割は今後ともますます大きくなつていくものと期待されます。おっしゃるように、リスクの面もそうですが、今回改正是、そうした保険会社に課せられた社会的役割をさらに十分に發揮できるように、保険事業を取り巻く環境の変化に対応した新たな社会に対応する全面的な見直しを行おうとするものでございます。

○中村(時)委員 もう一つ、ちょっと基本的なことをお伺いしておきたいのですが、先ほど巨大リスクという言葉を使わせていただきましたけれども、生命保険の場合、相手が個人でありますから巨大リスクの発生というのはそんなに考えなくてもいいのだうなというふうに思うわけでありますけれども、損害保険の場合は、例えば原子力発電所もあるでしょ、石油コンビナートもあるでしょ、あるいはジャンボジェット機なんかでも対象に入つてくるでしょ、こういう極めて大きな、巨大リスクの引き受けという問題が生じてくると思うのですね。

これは前にちょっと資料を調べてきたのですが、例えばジャンボジェット機の場合、どうなのがだらう。これは一機で大体二百億円くらいかかるそうです。もしこれが事故を起こして、あつてはいけないことですけれども、五百人ぐらいい搭乗できますから、全員が被害を受けたとすると、乗客に対する補償というのが大体四百億円から五百億円。したがつて、例えば空でジャンボジェット機なんかがもし衝突なんか

してしまつたら、瞬時に一千億円にも上る保険金支払い義務というものが生じてくる。大変な金額であります。

ところが、損保会社の事業損益を見てみますと、これは平成五年の数字でありますが、全五十社で合計七百六十五億円。一社当たりに直しますと三十億円ぐらいでしょ。一番大きいところでも三百七十億円ぐらいでありますから、こんな莫大な巨大リスクを本当に引き受けることができるのはどうかという疑問が生じてくるわけであります。

したがつて、このよな巨大リスクに対して補償を万全なものにしておくということは、言いかえれば、我が國の基幹産業の抱えるリスクを保険会社がきちんと補償できるような枠組みをつくつておくことは、我が國の産業の存立にかかるよう重要な問題だうなふうに思ひます。

つきましては、こうした保険会社の補償機能の提供、とりわけ今申させていただきました巨大リスクの引き受けへの対応についてどうなうな手当てをされているのか、そのあたりをちょっとお伺いであります。

○山口(公)政府委員 お答え申し上げます。

各損害保険会社におきましては、保険金の支払いや確実に行えますように責任準備金の積み立てを行つておりますほか、異常災害が生じた場合に備えまして、異常危険準備金の繰り入れ及び再保險による危険分散を行つてあるところでございまます。このように、巨大なリスクに対応して、資金以外に十分な準備金を積み立てておりまして、今御心配いただきましたような問題が生じないよう万全を期しているところでございます。

二十三社ベースで元受け会社の計数を申し上げますと、資本金で六千百九十二億円、自己資本の合計で二兆四千三百四十三億円、責任準備金が二十一兆百十九億円ということで、そういうたまりでござります。

損保協会は、先ほどお話ししましたけれども、

○中村(時)委員 例えば極めて大きな巨大リスクを抱える案件に対しても、数社にまたがつた共同引き受けというような問題といふのはどうなのでしょうか。

○山口(公)政府委員 生保協会、損保協会それぞれについて申し上げますと、生保協会には現在、外国人のみを相手にします特別な保険会社を除きまして、支店形態及び現地法人形態を問わず、すなはち、外國保険会社の関係についてお伺いをしたいと思います。

これはそれ若干のきさつが違うようあります。生命保険協会の場合は、昭和四十八年に既に外國保険会社の加盟を認める仕組みになつております。しかし、一方で損害保険協会につきましては、御指摘がございました

○中村(時)委員 アメリカからの要望もあつた、ですが、いろいろお聞きしてみると、生命保険の場合は外國の支店、本邦への支店進出が二社ぐらいしかない、損保の場合は実に三十社に上つてゐる。こういったものも一つあります。また、生保の場合は対象が個人でありますからそんなに違ひがないという、一緒にやりやすいといふ状況もあるのでしょ。一方、損保の場合は対象が企業、外国の場合は企業が中心になると思いますので、特殊性だと専門分野が要求されますので非常に違ひが明確になつてくる。

そういう性格も含めて、なかなか一緒にできるという体制が整わなかつたのかな、そんなふうに思ひます。ただ、これが日米包括経済協議におきましても、アメリカから見れば外國企業を締め出す業界団体の存在だけ閉鎖的な日本市場の象徴と映つたようでありまして、これらに對する加入問題が焦点の一つになつてゐたわけであります。

○中村(時)委員 僕はちょっとよくわからないのですが、国際化、自由化というものがテーマになつてゐる今回の改正の中でも、こうした協会、今は二本立てになつていますよね、一社は入つたけれども、将来的にはどうなのでしょ。これは一緒にやつていただいた方がいいのか、それとも

昨年の一月に定款を変更いたしまして外国会社の加盟に向けて環境を整えております。去年一社で加盟申請がなされたというふうな話

もお聞きしたのですが、現在どういう状況になつてゐるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○山口(公)政府委員 生保協会、損保協会それぞれについて申し上げますと、生保協会には現在、外国人のみを相手にします特別な保険会社を除きまして、支店形態及び現地法人形態を問わず、すなはち、外國保険会社の関係についてお伺いをしたいと思います。

これはそれ若干のきさつが違うようあります。生命保険協会の場合は、昭和四十八年に既に外國保険会社の加盟を認める仕組みになつております。しかし、一方で損害保険協会につきましては、御指摘がございました

○中村(時)委員 アメリカからの要望もあつた、ですが、いろいろお聞きしてみると、生命保険の場合は外國の支店、本邦への支店進出が二社ぐらいしかない、損保の場合は実に三十社に上つてゐる。こういったものも一つあります。また、生保の場合は対象が個人でありますからそんなに違ひがないという、一緒にやりやすいといふ状況もあるのでしょ。一方、損保の場合は対象が企業、外国の場合は企業が中心になると思いますので、特殊性だと専門分野が要求されますので非常に違ひが明確になつてくる。

そういう性格も含めて、なかなか一緒にできるという体制が整わなかつたのかな、そんなふうに思ひます。ただ、これが日米包括経済協議におきましても、アメリカから見れば外國企業を締め出す業界団体の存在だけ閉鎖的な日本市場の象徴と映つたようでありまして、これらに對する加入問題が焦点の一つになつてゐたわけであります。

○中村(時)委員 僕はちょっとよくわからないのですが、国際化、自由化というものがテーマになつてゐる今回の改正の中でも、こうした協会、今は二本立てになつていますよね、一社は入つたけれども、将来的にはどうなのでしょ。これは一緒にやつていただいた方がいいのか、それとも

それは別に大した問題じやないよということでいいのか、そのあたり、ちょっと御意見をお伺いさせていただけますでしょうか。

○山口(公)政府委員 お答え申し上げます。

日米交渉の当事者をやった経験からいいますと、軽々にその点につきましてコメントをいたしますと、またもう一回日米交渉を始めなきやいけないということになりかねませんので、任意団体でもございまして、それをのメリット、デメリットをよく勘案しながら、お入りいただくかあるいは既存の団体のままとどまるかといふこと、いずれもそれは構わないことだと思いますが、いずれでもそれが見ても非常に好ましいことだというふうに思うわけでございました。

○中村(時)委員 それでは、ちょっと話がずれちゃうのですが、ついでにほかのも調べてみたら、日本証券業協会というのは昭和四十七年から外国会社の加入を認めていた。ただ、何と全国銀行協会連合会は今でも、この時点でも外国会社の加盟を認めていないという状況になつていています。ちょっと保険の話からずれてしまふのですけれども、この全国銀行協会連合会の現状というのにはこれはどうなつかね。このままいいのをしようか。

○山口(公)政府委員 御指摘のように外国銀行が全國銀行協会に入つていないうことは事実でございます。

全銀協、すなわち全国銀行協会連合会は、東京銀行協会など全国各地の銀行協会、これは七十二ござりますが、これを会員としておるわけでございますが、この各地の銀行協会の規約を見ますと、外国銀行が加入できないという規定にはなつておりますので、これは加入を妨げているとは考えておりません。

したがいまして、外国銀行が加入していないこ

とは事実でござりますけれども、これは個別銀行の判断に基づくものだといふに思つております。

○中村(時)委員 よくわかりました。

それは、統きました「一社専属制の一部緩和の問題についてお尋ねしたいと思います。

先般 参考人に質疑が行われましたけれども、予想どおり、この一社専属制の緩和については生保業界、損保業界、若干意見異にしていました。

そこで、まず生保の内部の方からお聞きしたいのですが、生保の中の割と大手なんかは自前の営業職員を中心としたというか、それ専用の販売形態をとつて営業活動をしているようでありますけれども、逆に中小の中に、どういういきさつかは僕もわかりませんけれども、営業職員ではなくて代理店に頼つた販売形態をとつていているところが見受けられるような気がするのですね。

それはそれ過去のいきさつもあるでしょし、そのいきさつの中で、営業職員の方がコストも安いあるいは便利だというふうな思いを持つている会社もいるし、逆に代理店の方がコストが安いんだというふうな立場の会社もいるから、一般的にどっちがいいといふことは言えないのですが、どちらかというと、その業界の秩序を守るために、中小が代理店でやつてゐるのだつたら大手は営業職員中心でいこうというような、業界内の暗黙的、いい意味での助け合い精神みたいなものが長年の間底流にあつたような感じもするのですね。そのあたりの実態というのはどうなのでしょうか。

○山口(公)政府委員 お答え申し上げます。

生命保険会社の代理店の設置につきましては、御指摘のとおり、生命保険会社の経営判断だろうというふうに思つております。

また、教育管理とかコストの面で、営業職員中短があるというふうに思ひますので、その点から、営業職員中心の会社、それから募集代理店中

心の会社、それから営業職員と代理店を併用する特に長い歴史がございまして、昭和二十年代の前半は外地の引揚者の方々を大量採用して外務員として育てていつた、それで二十年代後半になりますと、戦争未亡人になられた方々を女性外務員として採用して販売組織の主力に位置づけたとか、いろいろな長い歴史がござります。それで培つた自分の会社の販売チャネルというのがありますと、そういうふうに私どもは思つておるわけでござります。

○中村(時)委員 過去のいきさつからそういふみ分けが業界内にできていたという結果になつていたと思うのですね。ところが、今度子会社方式による生保の相互参入が認められてまいりますと、今度は損保の側に立つた場合は、これはずっと代理店で営業をやってきておりますから、この代理店を自由に使わなければクロスマーケティングの意味がない、これはもうよくわかることがあります。

そこで、ちょっとお伺いをしたいことが一点あるのですが、今まで生保業界の内部だけの話で済みましたから過去のいきさつからみ分けがきちつとなされたいた、だから代理店を中心して営業活動をしている中小の生保は余り心配することはなかつたのだと思いますが、損保は相互参入になるとこれは認めてもらわないと困る、これも正しい主張だと思います。それで、それが認められた場合、今度は生保だけでの話じゃなくなつてしまりますから、中小の生保に影響は出るのか出ないのかといふことをどうとらえられているのか、お伺いさせていただきたいと思います。

○山口(公)政府委員 お答え申し上げます。

生損保の相互参入によりまして競争の促進が図られ、利用者利便の向上に資するということを期待しておるわけでござりますが、この中で、中小

生保会社は今後とも経営基盤の強化に一層努めるとともに、各社がその特色を生かしてきめ細かく利用者のニーズに対応していくことが必要になるというふうに考えておるわけでございます。

一方、生命保険募集に係る一社専属制につきましては、保険募集に係る業務遂行能力その他の状況に照らして、保険契約等の保護に欠けるおそれがない場合にはその例外として乗り合いを認めることにしておりますけれども、現在の、代理店で展開している生保への影響等の影響が全くないのかというと、それは御指摘のように影響がないとは言い切れないというふうに思つております。

ただ、先生の御指摘あるいは御心配は、乗合

いが認められない場合には、場合によつては既存の生保会社の代理店の委託契約が解除されて子供生保会社の代理店としてしまつて、この代理店の健全性に配慮する必要があるということがあるのでないかというこの御心配を御懸念されてるという御指摘かと思ひますけれども、これにつきましては、御指摘のような中小生保会社の経営の健全性に配慮する必要があるということと、もう一つは逆に、損保の生保子会社の親会社の販売チャネルを活用するといふいわゆるクロスマーケティング、このバランスを十分とつて、今後募集の実態をよく把握した上で慎重に対応してまいりたいというふうに考えております。

○中村(時)委員 混乱のないようぜひ見きわめいただきたいと思います。

次に同じように、相互参入をいたしますと、損保業界からすれば生保業界は新しい市場であり、生保業界からすれば損保業界は新しい市場であるわけでありますけれども、新しい市場に乗り込むと、通常、企業はいろいろなつてを頼つて営業活動を展開し実績を上げよう、これは当然企業の論理ですからそろそろ方向に走つていくと思いま

食していくとか、そういうことも実際起り得るのかなという気がするのですが、その点の見通しはどうとらえられておりますでしょうか。

○山口(公)政府委員 様お答え申し上げます。

生損保の相互参入後の営業戦略といいますのは各社の経営判断の問題でありまして、現時点でどのような展開になるかということは不明でござい

ますけれども、一般論で申し上げますと、生命保険商品の販売は大体個人向けでございまして、法人向けと言われるものについてもほとんどが資本関係とは関係なく、単に株式を持っているとか、いわゆる系列と称する企業集団を利用した安易な販売は行っていないというふうに思っております。

したがいまして、主として営業職員及び代理店を通じた営業努力によって行われておって、系列、資本関係を利用して販売、それだけを頼つて販売することはないというふうに考えておりますが、ただ、万一本物の余りにも横行したりするということであれば、それはやはり問題であろうというふうに思っております。

○中村(時)委員 それでは次に、保険ブローカー

制度の保証金供託制度についてお伺いいたします。この問題は一回質問もさせていただいているので、ここでも一度取り上げさせていただきたいと思います。

ブローカー制度、我が国にとつては初めて導入する販売チャネルでありますし、また代理店と違つて、契約者からすればその責任を保険会社に追及できる業種ではない、ブローカーにしか追及できないというような性格を持つておりますから、契約者保護という観点からも十分に細心の注意を払わなければならぬわけであります。

そこで一番の問題というのは、先ほどどちらつと出ておりましたが、賠償責任体制の整備、賠償能力の確保ということになつてくるわけであります。この賠償能力の確保という点については、供

託金制度を設けて、「これによつて対応されており

ますけれども、これは前にもお尋ねさせていただ

いたのですが、要は、ブローカーが保険会社と賠

償責任保険を締結した場合は、その保険金の額をもつて保証金の一部とすることができるとする、いわば供託金と保険金の組み合わせで整備を図る内容となつております。

そこで問題になるのが、仮にブローカーサイドの重大な過失あるいは故意に起因した損害が発生したとき、賠償責任保険契約上この行為が免責事由に相当した場合、保険金の支払われないケースも当然これは起り得るわけであります。

そこでお伺いしたいのは、その場合、契約者が受けた損失が残りの保証金だけでは足りないとした場合、その足りない分というの是一体どうなるのかということです。いわば国が登録責任者でありますから、その立場でもつて足らざるところを補うのか、それとも、いやそれは契約者の自己責任だということを片づけられるのか、ここ

の部分をお聞きしたいのです。その点、お伺いできますでしょうか。

○山口(公)政府委員 今御指摘いただきましたよ

うに、保険ブローカーが保険契約者に対して損害を与えたことによる賠償責任義務を負う場合に備えまして、いろいろ保険ブローカーに対しまして業務の状況及び保険契約者等の保護を考慮して定めた保証金の供託を義務づけるとともに、その一部の代替として賠償責任保険契約の締結を認めるという形にいたしたいというふうに思つておりますが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がございます。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございますが、諸外国の例等を見ますと、大体

ですが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がござります。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございませんが、諸外国の例等を見ますと、大体

さいますが、今先生の御心配になるようなことのないように、保証金の金額をどの程度にするのか

ということを決めなければいけないんだと思うのですが、ただ、余りこれを高くしてしまいます

と、外國でさえこんな制度なのに、何で日本はま

た入れさせないためにこうすることをやつてあるのかということになるわけでございます。

それで、純粋な法律論で言いますとそこは自己責任の世界ではありますけれども、ただ自己責任とはいっても、新しい制度を導入する以上はやはりブローカーに損害を受けたということがない方

がそれはいいわけですので、その辺の絡みを考え、契約者のためにどれくらい必要だろうか、それも供託金の形でどれくらいで保険の形でどれくらいか、それが今度また諸外国から見た場合に参入障壁というふうに映らないか、その辺を十分に勘案しながら検討してまいりたいというふうに思つております。貴重な御指摘だと考えております。

○中村(時)委員 御理解いただいているのでありますので、この点は契約者の保護の観点から本当に極めて重要だと思います。ぜひひと

も引き続き御検討いただきまして、契約者保護の観点に欠けることのないような整備を行つていただきたいということを強く要望をさせていただきます。

○山口(公)政府委員 相互会社におきます代表訴訟につきましては、現行法をごらん賜りますと、百分の三以上の社員が訴訟を提起するという少

数社員権という形になつてございます。社員数が

膨大である現在におきましては、百分の三の人を

訴訟につきましては、現行法をごらん賜りますと、百分の三以上の社員が訴訟を提起するという少

数社員権という形になつてございます。それで、今御指摘いただきました経営

問題は、御指摘のとおり乱訴の防止でございま

す。この辺につきましては法務省とも随分お話を

いろいろと盛り込まれておりますが、その中で特

に相互会社に関しては随分と多くの変更がされて

いるようあります。社員総代の権限の問題であ

ります。それで、今御指摘いただきました経営

変更点ではなかろうかと思うのです。

それはむしろ好ましいというふうに私は思いま

すが、ただ、心配なのは乱訴という問題が生じて

くるおそれはないのだろうかという点でございま

す。まあ商法が準用されますので、恣意的あるい

いわば供託金と保険金の組み合わせで整備を図る

内容となつております。

○山口(公)政府委員 次に、契約者保護基金制度につ

いてお伺いをいたしたいと思います。

食していくとか、そういうことも実際起り得るのかなという気がするのですが、その点の見通しはどうとらえられておりますでしょうか。

○山口(公)政府委員 様お答え申し上げます。

生損保の相互参入後の営業戦略といいますのは各社の経営判断の問題でありまして、現時点でど

のよつう展開になるかといつことは不明でござい

ますけれども、一般論で申し上げますと、生命保

険商品の販売は大体個人向けでございまして、法人向けと言われるものについてもほとんどが資本

関係とは関係なく、単に株式を持ってるとか、いわゆる系列と称する企業集団を利用した安易な

販売は行っていないというふうに思つております。

したがいまして、主として営業職員及び代理店

を通じた営業努力によって行われておつて、系列、資本関係を利用して販売、それだけを頼つて販売することはないというふうに思つております。

○中村(時)委員 それでは次に、保険ブローカー

制度の保証金供託制度についてお伺いいたしま

す。この問題は一回質問もさせていただいているので、ここでも一度取り上げさせていただきたい

と思います。

ブローカー制度、我が国にとつては初めて導入

する販売チャネルでありますし、また代理店と違つて、契約者からすればその責任を保険会社に追及できる業種ではない、ブローカーにしか追及

できないというような性格を持つておりますから、契約者保護という観点からも十分に細心の注

意を払わなければならぬわけであります。

そこで一番の問題というのは、先ほどどちらつと出ておりましたが、賠償責任体制の整備、賠償能力の確保ということになつてくるわけであります。

○中村(時)委員 様お答え申し上げます。

託金制度を設けて、「これによつて対応されておりませんけれども、これは前にもお尋ねさせていただいたのですが、要は、ブローカーが保険会社と賠償責任保険を締結した場合は、その保険金の額をもつて保証金の一部とすることができるとする、いわば供託金と保険金の組み合わせで整備を図る内容となつております。

そこで問題になるのが、仮にブローカーサイドの重大な過失あるいは故意に起因した損害が発生したとき、賠償責任保険契約上この行為が免責事由に相当した場合、保険金の支払われないケースも当然これは起り得るわけであります。

そこでお伺いしたいのは、その場合、契約者が受けた損失が残りの保証金だけでは足りないとした場合、その足りない分というの是一体どうなるのかということです。いわば国が登録責任者でありますから、その立場でもつて足らざるところを補うのか、それとも、いやそれは契約者の自己責任だということを片づけられるのか、ここ

の部分をお聞きしたいのです。その点、お伺いできますでしょうか。

○山口(公)政府委員 今御指摘いただきましたよ

うに、保険ブローカーが保険契約者に対して損害を与えたことによる賠償責任義務を負うとともに、その一部の代替として賠償責任保険契約の締結を認めるという形にいたしたいというふうに思つておりますが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がございます。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございませんが、諸外国の例等を見ますと、大体

ですが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がござります。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございませんが、諸外国の例等を見ますと、大体

ですが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がござります。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございませんが、諸外国の例等を見ますと、大体

ですが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がござります。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございませんが、諸外国の例等を見ますと、大体

ですが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がござります。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございませんが、諸外国の例等を見ますと、大体

ですが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がござります。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございませんが、諸外国の例等を見ますと、大体

ですが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がござります。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございませんが、諸外国の例等を見ますと、大体

ですが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がござります。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございませんが、諸外国の例等を見ますと、大体

さいますが、今先生の御心配になるようなことのないように、保証金の金額をどの程度にするのか

ということを決めなければいけないんだと思うのですが、ただ、余りこれを高くしてしまいます

と、外國でさえこんな制度なのに、何で日本はま

た入れさせないためにこうすることをやつてあるのかということになるわけでございます。

それで、純粋な法律論で言いますとそこは自己

責任の世界ではありますけれども、ただ自己責任とはいつても、新しい制度を導入する以上はやはりブローカーに損害を受けたということがない方

がそれはいいわけですので、その辺の絡みを考え、契約者のためにどれくらい必要だろうか、それも供託金の形でどれくらいで保険の形でどれくらいか、それが今度また諸外国から見た場合に参入障壁というふうに映らないか、その辺を十分に勘案しながら検討してまいりたいというふうに思つております。貴重な御指摘だと考えております。

○中村(時)委員 御理解いただいているのでありますので、この点は契約者の保護の観点から本当に極めて重要だと思います。ぜひひと

も引き続き御検討いただきまして、契約者保護の観点に欠けることのないような整備を行つていただきたいということを強く要望をさせていただきます。

○山口(公)政府委員 今御指摘いただきましたよ

うに、保険ブローカーが保険契約者に対して損害を与えたことによる賠償責任義務を負う場合に備えまして、いろいろ保険ブローカーに対しまして業務の状況及び保険契約者等の保護を考慮して定期的に保証金の供託を義務づけるとともに、その一部の代替として賠償責任保険契約の締結を認めるという形にいたしたいというふうに思つておりますが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がござります。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございませんが、諸外国の例等を見ますと、大体

ですが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がござります。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございませんが、諸外国の例等を見ますと、大体

ですが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がござります。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございませんが、諸外国の例等を見ますと、大体

ですが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がござります。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございませんが、諸外国の例等を見ますと、大体

ですが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がござります。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございませんが、諸外国の例等を見ますと、大体

ですが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がござります。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございませんが、諸外国の例等を見ますと、大体

ですが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がござります。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございませんが、諸外国の例等を見ますと、大体

ですが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がござります。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございませんが、諸外国の例等を見ますと、大体

ですが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がござります。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございませんが、諸外国の例等を見ますと、大体

りがかかるればそれも防げるのかなという気もしないではありませんが、この点についての懸念はないですか、ただ、心配なのは乱訴といふ問題が生じてくるおそれはないのだろうかという点でございま

す。まあ商法が準用されますので、恣意的あるい

いわば供託金と保険金の組み合わせで整備を図る

方法がないようなむちやくちやなものについての

かお伺いをしたいと思います。

○山口(公)政府委員 今御指摘いただきましたよ

うに、保険ブローカーが保険契約者に対して損害を与えたことによる賠償責任義務を負う場合に備えまして、いろいろ保険ブローカーに対しまして業務の状況及び保険契約者等の保護を考慮して定期的に保証金の供託を義務づけるとともに、その一部の代替として賠償責任保険契約の締結を認めるという形にいたしたいというふうに思つておりますが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がござります。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございませんが、諸外国の例等を見ますと、大体

ですが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がござります。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございませんが、諸外国の例等を見ますと、大体

ですが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がござります。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございませんが、諸外国の例等を見ますと、大体

ですが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がござります。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございませんが、諸外国の例等を見ますと、大体

ですが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がござります。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございませんが、諸外国の例等を見ますと、大体

ですが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がござります。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございませんが、諸外国の例等を見ますと、大体

ですが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がござります。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございませんが、諸外国の例等を見ますと、大体

ですが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がござります。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございませんが、諸外国の例等を見ますと、大体

ですが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がござります。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございませんが、諸外国の例等を見ますと、大体

ですが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がござります。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございませんが、諸外国の例等を見ますと、大体

わけでありますから、これは経営者にとっては大きな変更点ではなかろうかと思うのです。

それはむしろ好ましいというふうに私は思いま

すが、ただ、心配なのは乱訴といふ問題が生じて

くるおそれはないのだろうかという点でございま

す。まあ商法が準用されますので、恣意的あるい

いわば供託金と保険金の組み合わせで整備を図る

方法がないようなむちやくちやのものについての

かお伺いをしたいと思います。

○山口(公)政府委員 今御指摘いただきましたよ

うに、保険ブローカーが保険契約者に対して損害を与えたことによる賠償責任義務を負う場合に備えまして、いろいろ保険ブローカーに対しまして業務の状況及び保険契約者等の保護を考慮して定期的に保証金の供託を義務づけるとともに、その一部の代替として賠償責任保険契約の締結を認めるという形にいたしたいというふうに思つておりますが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がござります。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございませんが、諸外国の例等を見ますと、大体

ですが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がござります。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございませんが、諸外国の例等を見ますと、大体

ですが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がござります。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございませんが、諸外国の例等を見ますと、大体

ですが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がござります。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございませんが、諸外国の例等を見ますと、大体

ですが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がござります。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございませんが、諸外国の例等を見ますと、大体

ですが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がござります。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございませんが、諸外国の例等を見ますと、大体

ですが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がござります。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございませんが、諸外国の例等を見ますと、大体

ですが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がござります。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございませんが、諸外国の例等を見ますと、大体

ですが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がござります。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございませんが、諸外国の例等を見ますと、大体

ですが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がござります。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございませんが、諸外国の例等を見ますと、大体

りがかかるればそれも防げるのかなという気もしない

ではありませんが、この点についての懸念はない

ですか、ただ、心配なのは乱訴といふ問題が生じて

くるおそれはないのだろうかという点でございま

す。まあ商法が準用されますので、恣意的あるい

いわば供託金と保険金の組み合わせで整備を図る

方法がないようなむちやくちやのものについての

かお伺いをしたいと思います。

○山口(公)政府委員 今御指摘いただきましたよ

うに、保険ブローカーが保険契約者に対して損害を与えたことによる賠償責任義務を負う場合に備えまして、いろいろ保険ブローカーに対しまして業務の状況及び保険契約者等の保護を考慮して定期的に保証金の供託を義務づけるとともに、その一部の代替として賠償責任保険契約の締結を認めるという形にいたしたいというふうに思つておりますが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がござります。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございませんが、諸外国の例等を見ますと、大体

ですが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がござります。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございませんが、諸外国の例等を見ますと、大体

ですが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がござります。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございませんが、諸外国の例等を見ますと、大体

ですが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がござります。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございませんが、諸外国の例等を見ますと、大体

ですが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がござります。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございませんが、諸外国の例等を見ますと、大体

ですが、確かに賠償責任保険の場合はそういった免責という問題がござります。したがいまして、全部保証金にしてしまうというのも一つの考え方ではございませんが、諸外国の例等を見ますと、大体

食していくとか、そういうことも実際起り得るのかなという気がするのですが、その点の見通しはどうとらえられておりますでしょうか。

○山口(公)政府委員 お答え申し上げます。

生損保の相互参入後の営業戦略といいますのは各社の経営判断の問題でありまして、現時点でど

これは、委員会で参考人の方々からの意見聴取でいろいろと出ておりましたが、まず、先ほどお意団体でありますから、入るも自由、出るも自由であります。入っているということを明確に契約

いわば生損保両方とも事後拠出に重点を置いた方向で進んでいるのかなというふうにも聞き取れるようなお話でありました。

これはバランスが非常に難しいと思うんですけども、ぱっと考えますと、当然これは、お金がどれも、

をつくってあげるというのも必要な事柄でありますとして、前の質問のときに、今回は公益法人でありますから、特殊法人と違って、この事前積み立てについては税の世界でいえばこれは寄附金認定されてしまいますが、だから積み立てかしやすいようになります。公益法人であっても事前積み立てについてではなくては

本当にこのまま、公益法人のままでいいのか、それともこれはあくまでもベストとは言えない、なりかねない、こういう今の社会環境もございます。ただ、特殊法人の場合は日銀の公的融資が後ろ盾になるとか、大変な違いがあるわけですがね。

るといづらいセンティアは強く働くんだろうといふうに思いますが、このあたりどういうふうに御指導をされているのか、何かこう目に見えてわかりやすい形で契約者に示せるような手段というものももうお考えなのかどうか。

○山口(公)政府委員 保険契約者保護基金は加入者の名簿を作成し、公衆の総覽に供しなければならないという規定を置かせていただいておりました。二百六十条第三項でございます。したがいまして、保険会社が保険契約者保護基金に加入しているか否かはそれで明らかになると考えております。

いわば生損保両方とも事後拠出に重点を置いた方向で進んでいるのかなというふうにも聞き取れるようなお話をされました。

これはバランスが非常に難しいと思うんですけども、ぱっと考えますと、当然これは、お金があれば事前に十分な積み立てが行われる方が好ましいというふうな気もするんですが、現実問題、そこまでの拠出金を出せる体力、余力が今あるのかどうかという問題もありますし期間的な問題もありますから、要はそのバランスの問題だと思うんですね。このあたり、事後拠出、事前拠出、どちらかということは言えないかもしないのですが、けれども、バランスをどの程度にとるのが望ましいとかというお考えがあればお示しいただきたいと思います。

○山口(公)政府委員 保険契約者保護基金に対する負担金の拠出の形でございますが、おっしゃるとおり、事前積み立てという考え方も十分成り立つわけでございます、事後拠出という考え方

につくつてあけるというのも必要な事柄でありますから、特殊法人と違つて、この事前積み立てについては税の世界でいえばこれは寄附金認定されてしまひます、だから積み立てがしやすいように、公益法人であつても事前積み立てについてはこの場合損金認定がなされるような租税の特別措置をとるべきではないかというふうな質問をさせていただきましたが、検討するという御答弁をいただいておりますけれども、その検討するの前に前向きにというのをつけてお答えいただけないでしようか、お伺いをいたします。

○小川(是)政府委員 税制上の負担金の取り扱いにつきましては、つまるところ、今お話のございました新たに設けられる保険契約者保護基金といふものが性格的にどういうふうに位置づけられるかということにかかってまいるわけでございますから、それによつて、しかるべき経費性が認定されるものであればそれはそれで損金であるといふことになります。そこで、さしあげて、この問題につきましては、つまるところ、今お話のございました新たに設けられる保険契約者保護基金といふものが性格的にどういうふうに位置づけられるかということにかかってまいるわけでございまして、前の質問のときに、今回は公益法人でありますから、特殊法人と違つて、この事前積み立てについては税の世界でいえばこれは寄附金認定されてしまひます、だから積み立てがしやすいように、公益法人であつても事前積み立てについてはこの場合損金認定がなされるような租税の特別措置をとるべきではないかというふうな質問をさせていただきましたが、検討するという御答弁をいただいておりますけれども、その検討するの前に前向きにというのをつけてお答えいただけないでしようか、お伺いをいたします。

る盾になるとか、大変な違いがあるわけですね。  
本当にこのまま、公益法人のままでいいのか、それともこれはあくまでもベストとは言えないと、本当はもつとベターなものがあるのだけれども、もうちょっと時期を見るんだという考え方で今回ここに落ちついているのか、あるいはもつと言えれば、保険会社というのは一種特殊な業態でありますから、もしもの場合、通常の会社更生法じゃなくて、保険業界専門の会社更生法なんかも検討していくようなことも視野に入れていらっしゃるか、そのあたりの危機管理といいましょうか、御意見があればお伺いしたいと思います。

○山口(公)政府委員 保険契約者保護基金を特殊法人あるいは特別法人あるいは認可法人にするというような考え方も当然あり得たわけでございましがれども、今御指摘いたしましたように、行政改革の趣旨等の関係でいかがかという問題、そ

ろうとするような方々に、それから課されるかどうかが、どうな  
ります。つまりましては、今後の検討課題ではございま  
すが、募集の際のバンフレットに基金に加入してい  
ること自体を記入しても差し支えはないんではな  
いか。ただ、それをもつて募集を有利に運ぶとい  
うようなことは、これは余り好ましいことではない  
い、絶対大丈夫ですといふようなことをそれであ  
もつて言うようなことは本来の保険募集からいふ  
とちょっと筋が違つかななどいうふうに考えており

いわば生損保両方とも事後拠出に重点を置いた方向で進んでいるのかなというふうにも聞き取れるよつなお話でありました。

これはバランスが非常に難しいと思うんですけれども、ぱっと考えますと、当然これは、お金があれば事前に十分な積み立てが行われる方が好ましいというふうな気もするんですが、現実問題、そこまでの拠出金を出せる体力、余力が今あるのかどうかという問題もありますし期間的な問題もありますから、要はそのバランスの問題だと思いますんですね。このあたり、事後拠出、事前拠出、どちらかということは言えないかもしないのですが、それでも、バランスをどの程度にとるのが望ましいとかというお考えがあればお示しいただきたいと思います。

○山口(公)政府委員 保険契約者保護基金に対する負担金の拠出の形でございますが、おっしゃるとおり、事前積み立てという考え方も十分成り立つわけでござります、事後拠出という考え方にも十分成り立つわけでございますが。

事後拠出の形をとる場合は、積立金の資産運用の組織を新たにつくる必要はないというようなことで、基金そのものより、当座でございますけれども簡単な組織とすることが可能であるという点もあるわけでござります。事前の方が確実でありますとかいう考え方もあるかもしれませんから、支払い保証基金とうのものを探している国が多くございますが、これも事後拠出をとっているのが一般的なようでござります。

○中村(時)委員 それから、この点について一歩大きな問題は、事前に資金を積み立てておくべきなのが事後に提出すれば事足りるのかという点にあります。河野参考人も「現実に破綻が起きた後で負担金を拠出する方法を考えております。」と

いわば生損保両方とも事後拠出に重点を置いていた方向で進んでいたのかなというふうにも聞き取れるようなお話がありました。

これはバランスが非常に難しいと思うんですけれども、ぱっと考えますと、当然これは、お金があれば事前に十分な積み立てが行われる方が好ましいというふうな気もするんですが、現実問題、そこまでの拠出金を出せる体力、余力が今あるのかどうかという問題もありますし期間的な問題もありますから、要はそのバランスの問題だと思います。このあたり、事後拠出、事前拠出、どちらかといふことは言えないかもしないのですけれども、バランスをどの程度にとるのが望ましいとかというお考えがあればお示しいただきたいと思います。

○山口(公)政府委員 保険契約者保護基金に対する負担金の拠出の形でございますが、おっしゃられるところより、事前積み立てという考え方も十分成り立つわけでござります、事後拠出という考え方とも十分成り立つわけでございますが、

事後拠出の形をとる場合は、積立金の資産運用の組織を新たにつくる必要はないというようなことで、基金そのものより、当座でございますけれども簡素な組織とすることが可能であるという利点もあるわけでございます。事前の方が確実であるとかいう考え方もちろんあるかと思いますが、諸外国の例を見ますと、支払い保証基金とうのものを見ている国が多くございますが、これも事後拠出をとっているのが一般的なようでございます。

いずれにせよ、保険業界におきまして今鋭意御検討いただいているところでございます。

○中村(時)委員 そこで、再度重ねてお願ひなくですが、事前拠出、事後拠出、外國の例を見れば事後拠出の例が多い、事前積み立てというのは少ないようなお話をしましたけれども、それは事前積み立てがゼロということはないと思うんですけれども、ゼロでない以上は、出しやすい環境

して、前の質問のときに、今回は公益法人でありますから、特殊法人と違つて、この事前積み立てについても事前積み立てに付いては税の世界でいえばこれは寄附金認定されてしまします、だから積み立てがしやすいように、公益法人であつても事前積み立てについてはこの場合損金認定がなされるような租税の特別措置をとるべきではないかというふうな質問をさせました。ただいまお答えいただけないでしょうか、お伺いをいたしました。

○小川(是)政府委員 税制上の負担金の取り扱いにつきましては、つまるところ、今お話のごいいました新たに設けられる保険契約者保護基金といふものが性格的にどういうふうに位置づけられるかというところにかかるつまいるわけでございますから、それによつて、かかるべく経費性が認定されるものであればそれはそれで損金であるといふことになるわけでございますし、それが留保的であつたりあるいは事前的なタマリになるといつたような性格になりますと簡単にそういうふうはできないということになるわけでござりますから、いずれにいたしましても、この仕組み、制度といつたようなものを十分御検討いただきたい上で私ども税制としても検討をしてまいりたいと思つております。

○中村(時)委員 内容が、これは契約者保護、この問題も契約者保護の制度でありますから、ぜひともその点は勘案いただきまして、前向きに検討をしていただきますよう御要望をさせていただきます。

もう一つ、今回この基金制度は公益法人の形態をとつておりますが、将来的にもこのままいくのではどうか。例えば特殊法人、銀行の預金保険機構みたいな特殊法人の形態も議論の過程の中でありますから、特殊法人になりますと、これは行政改革の面からいえば後ろ向きというふうなことにも

本当にこのまま、公益法人のままでいいのか、それともこれはあくまでもベストとは言えない、本当はもつとベターなものがあるのだけれども、もうちょっと時期を見るんだという考えて今回ここに落ちついているのか、あるいはもつと言えれば、保険会社というのは一種特殊な業態でありますから、もしもの場合、通常の会社更生法じゃなくて、保険業界専門の会社更生法なんかも検討していくようなことも視野に入れて、いらっしゃるのか、そのあたりの危機管理といいましょうか、御意見があればお伺いしたいと思います。

○山口(公)政府委員 保険契約者保護基金を特殊法人あるいは特別法人あるいは認可法人にするというような考え方方も当然あり得たわけでございますけれども、今御指摘いただきましたように、行政改革の趣旨等の関係でいかがかという問題、それから、そうしますと基金の組織や運営が国の厳しい監督下に置かれて保険業界の自主性の問題はどうするのかという問題、それから他業態の相互扶助制度も任意の形態をとっている例が多いというようなことで、今回はそういう形をせずに公益法人、場合によっては協会でやっていただぐくいうようなことを考えたわけでございます。

今後の問題としまして、法律がもしお認めいたいだいて施行されましたら、支払い保証機能を持つ組織、これは当然強制加入ということになるわけですねけれども、そういったものを検討を始めたたいというふうに思っております。これは預金保険機構的なものと言えば言えるのですけれども、預金と違って保険の場合、ちょっと二ユアンスの違いというものもあるわけでございます。

そういうものを検討し、より安全ネットを確かなものにしていくということになるわけですね。ただ、特殊法人の場合は日銀の公的融資が後ろ盾になるとか、大変な違いがあるわけですかね。

になりますと、その際には、形態は公益法人ではなくて特殊法人とか特別法人とか認可法人という

ような非常に規制色の強い形態になっていくもの

というふうに考えております。

○中村(時)委員 保険業法関係はこれで終わらせてしまひました。残りも若干ですけれども、円高問題について触れさせていただきたいと思いま

す。大蔵大臣、よろしいですか。

午前中も円高問題について幾つか質問が出ておりました。その中で、円高の正体というのは一体何なんだということを最初に解明するのが一番大事だというような御質問もありましたけれども、これはまさしく同意見でございます。

そこで、いろいろな御意見が出ておりました。

何なんだということを最初に解明するのが一番大事だというような御質問もありましたけれども、これはまさしく同意見でございます。

そこで、いろいろな御意見が出ておりました。

何なんだということを最初に解明するのが一番大事だというような御質問もありましたけれども、これはまさしく同意見でございます。

そこで、いろいろな御意見が出ておりました。

何なんだということを最初に解明するのが一番大事だというような御質問もありましたけれども、これはまさしく同意見でございます。

そこで、いろいろな御意見が出ておりました。

何なんだということを最初に解明するのが一番大事だというような御質問もありましたけれども、これはまさしく同意見でございます。

そこで、いろいろな御意見が出ておりました。

何なんだということを最初に解明するのが一番大事だというような御質問もありましたけれども、これはまさしく同意見でございます。

そこで、いろいろな御意見が出ておりました。

何なんだということを最初に解明するのが一番大事だというような御質問もありましたけれども、これはまさしく同意見でございます。

そこで、いろいろな御意見が出ておりました。

何なんだということを最初に解明のが一番大事だというような御質問もありましたけれども、これはまさしく同意見でございます。

そこで、いろいろな御意見が出ておりました。

何なんだということを最初に解明のが一番大事だというような御質問もありましたけれども、これはまさしく同意見でございます。

そこで、いろいろな御意見が出ておりました。

何なんだということを最初に解明のが一番大事だというような御質問もありましたけれども、これはまさしく同意見でございます。

そこで、いろいろな御意見が出ておりました。

何なんだということを最初に解明のが一番大事だというような御質問もありましたけれども、これはまさしく同意見でございます。

そこで、いろいろな御意見が出ておりました。

何なんだということを最初に解明のが一番大事だというような御質問もありましたけれども、これはまさしく同意見でございます。

ら、円高になつたのだけれども黒字は減らないという現象が起つた。

そこで、次のステップが、どうも円高になつても変わらないのだったらこれは内部的な問題だ、外科手術が必要だということで、五年前の日米構造協議につながっていく、こういう過程を経てきました。

今、規制緩和が基本ではないかという御指摘をいたしました。これは、私も大変大事な点を御指摘いたいでいるという意味では共感をいたしました。

これがすべてとは確かに言えませんが、政府の改革が行われたのだけれども、日本社会の独

特の商売の形態であるとか、こうしたものが高い壁になつてやはり黒字の改善は行われなかつた。

今度は、外科手術がだめだつたのだから内科手術に期待した、いわば日本の自助努力に期待した。それが規制緩和ではなかつたかと私は思うのです。

その規制緩和の推移というものをじつと見詰める中で、余り期待できないなというようなのが率直な外國の印象であつたのかな。それを受けたから、ことし、急激な円高が始まつたような節がある。

ですから、市場の底流あるいは思惑的因素と言われましたけれども、その底流にはこうした貿易黒字の問題が明らかにあるのではないかという感じがしないでもない。そうすると、今回の円高を根本的に変えるためには、やはり目が向けられてきた日本に他国にないような貿易黒字がどんどんたまつていく。その数字を見ながら、各国は羨望のまなざしを向ける中で、ひとり勝ちは許さないぞというような国際的な世論といふものが起つてくる。それがプラザ合意につながつて、円高が本格的に進展を始めた。あのとき、たしか二百二十円から二百四十円ぐらいの為替相場であつたと記憶しておるので、プラザ合意を受けて瞬間に百七十円まで一気に突入したような記憶がござります。これが第一弾。

しかし、そのとき、輸出関連産業は、本来であれば収入の目減りを吸収するために製品の値上げをするということが通常るべき道でありましたけれども、そうではなくて、企業努力にその力を向けて、コストの削減、下請へのしわ寄せ等々を通じて値上げをすることなしにこの円高を乗り切つた。結果として、販売価格が変わりませんか

減る、こういう論理もあるわけで、必ずしも明快な、現実に当てはまる理論とも言えない嫌いもあります。

今、規制緩和が基本ではないかという御指摘をいたしました。これは、私も大変大事な点を御指摘いたいでいるという意味では共感をいたしました。

これがすべてとは確かに言えませんが、政府自身も、内需の振興と、あるいは輸入の拡大と

あるいは経済構造の改革等々と並んで、柱の一つとして規制緩和が円高対策の柱であるという認識を持っていますことは事実でございます。

特に、外國のマスクミや要人と会いますと、あけすけであつたり、遠慮があつたり、さまざまあります。とにかく日本の市場を開放していくから、ことし、急激な円高が始まつたような節がある。

ですから、市場の底流あるいは思惑的因素と言われましたけれども、その底流にはこうした貿易黒字の問題が明らかにあるのではないかという感じがしないでもない。そうすると、今回の円高を根本的に変えるためには、やはり目が向けられてきた日本に他国にないような貿易黒字がどんどんたまつていく。その数字を見ながら、各国は羨望のまなざしを向ける中で、ひとり勝ちは許さないぞというような国際的な世論といふものが起つてくる。それがプラザ合意につながつて、円高が本格的に進展を始めた。あのとき、たしか二百二十円から二百四十円ぐらいの為替相場であつたと記憶しておるので、プラザ合意を受けて瞬間に百七十円まで一気に突入したような記憶がござります。これが第一弾。

しかし、そのとき、輸出関連産業は、本来であれば収入の目減りを吸収するために製品の値上げをするということが通常るべき道でありましたけれども、そうではなくて、企業努力にその力を向けて、コストの削減、下請へのしわ寄せ等々を通じて値上げをすることなしにこの円高を乗り切つた。結果として、販売価格が変わりませんか

をしていかなければいけない大変大事な柱だという認識を持ちます。

○中村(時)委員 時間ももうありませんので、最後に一点だけ。もう一つ円高対策として、短期的

な問題ですけれども、できることがあります

し、ぜひ力を入れていただきたいのが円高差益の還元の問題であります。

これは、今年度の政府見通しによる輸出金額は四千六百六十億ドル、輸入は二千七百六十億ドル、

貿易収支の黒字は千四百億ドル、こういうふうな

見通しをされているそうであります。この千四百億ドル、この部分がそつくり差損をこうむるわけ

がけすけであつたり、遠慮があつたり、さまざまあります。とにかく日本の市場を開放していくから、ことし、急激な円高が始まつたような節がある。

我々は随分開放してきましたし、いろいろな面で

関税などの障壁になればもうほとんど差がないと

いうふうにも自負するところですが、しかし

し、それでも外國の物資が入つてくるためにはい

ろいろな壁があることを否定するわけにいきませ

ん。

ある意味では、政府、行政が持つていてる法律等

による規制を超えて、たとえその規制はなくくな

たとしても、日本社会の二千年、三千年の歴史の中

で我々が有形無形に宿しているそういう体質と

いいますか、あるいは物の考え方といいますか、人間関係といいますか、そういうものも含めて彼

らは日本市場の特異性ということを指摘をしてい

るのではないか。

そうなると大変根の深い話になつてしまります。

御意見をお伺いし、そして最後に、これは提案

なのですですが、どうも最近、新聞を見ておりま

す。そのことを、そうじやないんだ、常に我々は

はむしろできないし、すべきでないという意見も当然あるわけで、どこまでいわゆる規制緩和でや

いい手段があるので、検討していただけたら

それは、総理、大蔵大臣、大臣、場合によつては国会議員の歳費をドル建てで支給するということあります。ただし、そのときには使つてレートを使つてドル・ベースで歳費を支給するということも視野に入れて検討されてはいかがなものかといふことを指摘させていただきつつ、質問を終わりたいと思います。

○武村国務大臣 最後の提案は、ユニークな提案として承りました。

やはり円の国際化という視点も大変大事だと思ひます。あわせて、おっしゃるように円高差益がどう浸透していくか、日本の経済社会に還元されいくかという問題も大変大事なテーマだと思ひます。円高の、特に短期的な被害に対する対策をしっかりと講ずることが基本であります。もちろん円高はメリットもあるわけでございますし、円高に強い経済をさまざま側面から考えていくことも大事だと思っております。

○中田委員 終わります。ありがとうございます。

○尾身委員長 次に、中田宏君。

○中田委員 新進の中田宏でございます。

私も保険業法の今回の改正、御質問時間の一時間ちよだいをいたしておりますので、お聞かせをいただきたいと思います。

それは何かと申しますと、例の協和、安全の二信組問題の件でありますけれども、私も先月、大蔵委員会、そして本会議場でも大蔵大臣にお聞かせをいただきました。その際に、東京都がもしも大蔵省、日銀のつくったスキームに沿えずに、残

ながら東京都はお金を出資しないというふうになつた場合、果たしてどういうふうにお考へのかというようなことを幾つか角度をえて、機会も何回かちょうどいをしてお聞かせをいたしました。しかししながら、東京都知事選挙の結果を見、そして、その後の青島新知事の発言を聞いてみては、どうも大蔵大臣がおっしゃっていた期待をしているとは全く違う方向に進みつつある、そういうふうに思えるわけであります。

この点につきまして、そういうことはあり得ない、こうおっしゃっていた大蔵大臣でありますけれども、今どういう心境でおられるか、そして、いかれるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○武村国務大臣 今も基本的には當時申し上げた考えに変わりはありません。

既に御承知のように、三月二十日からでございますが、東京共同銀行が開店をいたしておりました。ということは、もうあの二つの信用組合はその時点ですを消しております。そして、二つの信用組合の債権債務は東京共同銀行に移されているわけであります。今後、一定の年月をかけながら、この債務債権関係をきちっと処理をして、いただくというのがこの銀行の役目でございます。

既に動いているからもう東京都がどうあるとも関係ありませんということを言つておるわけではありません。もちろんこのスキームは、東京都と日本銀行、大蔵省、三者の合意の上での決定をしたものであります。当然、そのスキームの中に、御指摘の東京都の三百億円の低利融資が入っているわけであります。私どもは、都政がどう変化するにしましても、東京都とそういう合意の上でこの例のない難しい処理に踏み出していると

いうことを考へますと、大東京都が簡単に、これまでの経験を踏まえていながらもうやりませんということにはならない、そう信じていてるからであります。

そういうことは起こらないというのではなく、そういうことが起ること私は考へません。必ず東京都は最終的には冷静に御判断いただける、理解がいただけるというふうに申せ上げるわけでありますから、知事が青島さんにかわりましたが、その期待といいますか、考え方でありますので、既に東京共同銀行はスタートをしておりまして、一定の期間内にこの問題が解決すれば、ということを頭に置きながら、今後真剣に応じてまいりたいというふうに思つて、いる次第であります。

○中田委員 東京都の融資がまだ大臣の意に沿わない状況でありますけれども、さきがけさんも御支持をしたようですが、東京都知事選挙、石原前官房副長官が選挙の結果落選をされて青島新知事が誕生する。我々新進党は、残念ながら、これも我々としては思うところがあるわけでありますけれども、石原さんではなく、今回は自主投票という形であります。

大蔵大臣、そしてこの二信組問題に関しては大蔵大臣の意向のもとに進んでいた石原さんが、ある結果になつたというのは、ある意味では、青島新知事が今おっしゃつておるよう、やはり都民の判断、選択、これは二信組問題も含めての判断だと思うわけであります。

この点につきまして、そこら辺のところはやはり謙虚に受けとめていくべきではないのだろうか、議論があつたように、余りにも強引なやり方を決め過ぎていたのではないのだろうかといったところに關して再度お聞かせをいただき、そして

○武村国務大臣 私は、今振り返りましても、この二信組に対するスキームそのものは基本的に間違つていなかつたという思いであります。

まず、この保険業法、昭和十四年の片仮名法を今般大きく改正をするということでありますから、本委員会においての慎重な審議というふうになつているわけでありますけれども、その背景に

は、経済社会、いろいろな環境の変化、それから生保そして損保に対するニーズの変化、こうしたことに対応するということなのだろうと思いま

す。

その上でやはり私が重視をしたい観点といいますのは、一つには、契約者、消費者、我々から見るならば国民の皆さんという立場の方々がどれだけこの今回の改正によってメリットを享受しているのか、そしてリスクを少なくしていただけるのかという観点。それでもう一点は、国際的に我が国の金融制度を合わせていかなければいけない、その尺度の中でこの業法の改正が合致をしているのか、こういった点。私は、二点、重視をしていきたいというふうに思つてます。

まず全般にわたつてお聞きをさせていただきたいわけありますけれども、今般の保険業法の改正で、契約者、まあ消費者と言つた方がいいでしょうか、消費者の受けれるメリットといったものについて全般的にどういったものが挙げられるのか、お願いをしたいと思います。

○山口(公)政府委員 お答え申し上げます。

消費者、契約者へのメリットについてでござります。

まず第一番目に、商品の多様化あるいは新商品の開発の促進ということではなかろうかと思います。よりまして、医療、介護等の消費ニーズが多様化してまいっております。また、損害保険分野におきましても、経済社会の変革によりまして、P.L.保険などと役員賠償責任保険など、新しいリスクをカバーする商品ニーズが発生しております。

このような状況のもとで、届け出制の導入など、規制緩和、自由化を通じまして多様な商品開発が促されるとともに、それらが迅速に提供されることが可能となり、契約者がみずからニーズに合致した新たな保険サービスを速やかに受けることができるようになることを期待しております。

次に、保険料率の弾力化でございますが、生損保の相互参入や料率設定の弾力化等の規制緩和によりまして、競争が促進され、消費者利用の向上につながる面があろうかと思います。

三番目に、商品購入ルートの多様化あるいは簡素化でございます。従来の募集人や代理店に加えまして、募集に従事する保険アローカー制度が導入されることによりまして、みずからのニーズにより適した保険商品の選択肢が可能となるわけでございます。

それから、加えまして、経営チエック機能の強化という面もあるうかと思います。ディスクロー・ジャーリー規定を法律上に設けたり、相互会社の少数社員権の行使要件を低くすること等を通じまして、契約者側から保険会社の経営チエックを十分に行なうことが可能になる。

以上のようなものが、今御指摘になりました消費者、契約者から見たメリットの一端であろうと思つてございます。

○中田委員 今、メリットをいろいろ挙げていたので、デメリットも幾つか御指摘をいただいて、それについては個々にこの後御質問させていただきたく、お聞きをしたいと思います。

以上のようなものは、アメリカの例でよく挙げられるところでございますが、例えば、一九九二年にフロリダ州でハリケーン・アンドリューという大変な台風が参りまして一・八兆円の支払いが発生しました。それによりまして新規引き受けの拒否あるいは危険性の高い地域の契約解除というような事態にまで立ち至つたわけでございます。これに驚きました州政府の方で保険会社の契約解除を禁止する立法までやつた経緯があります。

また、自動車保険につきましても、無保険自動車、つまり保険を掛けていない自動車による事故が急増するということで、保険料の高騰または保険会社の引受け拒否で、全米で千七百万人が無保険車で車を運転して非常に問題であるといつようなことが報告されております。また、カリフォルニア州では、保険料の自由化の反動で、今度は一齊に保険料値上げという動きがありまして、住民運動が起つて、住民立法によって自由化から事前認可制へ戻つてしまつたということもあります。

ただ、競争が促される一方で、今度は逆にデメリットが出てくるというのは、基本的には、今回の改正によってやはり競争が促されていく、その中からさまざまな商品開発であるとかが生まれてくるわけありますし、競争が促された結果として、契約者、消費者にとってメリットが出てくる。

ただ、競争が促される一方で、今度は逆にデメリットということも当然考えられるわけあります。欧米などでは、例えば事故の発生率が高い、それが競争が促された結果として、我が家においてもそういう事態が進んではもちろん困るわけあります。

基本的な進め方として、この競争の促進を、メ

リット、デメリットのデメリットも挙げていただ

いた上で、基本的な競争促進の進め方についてお

考えをお聞かせいただきたいと思います。

○山口(公)政府委員 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、自由化、規制緩和というものは、競争促進というメリットの側面と、今度はその競争によるデメリットという側面と、両方考えておかなければならぬかと思うわけでございま

す。

この点につきましては、今先生からの御指摘がございましたように、アメリカの例でよく挙げら

れることでございますが、例えれば、一九九二年に

フロリダ州でハリケーン・アンドリューという大

変な台風が参りまして一・八兆円の支払いが発生

しました。それによりまして新規引き受けの拒

否あるいは危険性の高い地域の契約解除というよ

うな事態にまで立ち至つたわけでございます。こ

れに驚きました州政府の方で保険会社の契約解

除を禁止する立法までやつた経緯があります。

また、自動車保険につきましても、無保険自動

車、つまり保険を掛けない自動車による事故

が急増するということで、保険料の高騰または保

険会社の引受け拒否で、全米で千七百万人が無保

険車で車を運転して非常に問題であるといつような

ことが報告されております。また、カリフォルニア州では、保険料の自由化の反動で、今度は一齊に保険料値上げという動きがありまして、住民運動が起つて、住民立法によって自由化から事前認可制へ戻つてしまつたということもあります。

ただ、競争が促される一方で、今度は逆にデメリットを生じないようにながら確実に規制緩和、自由化を実現していくということが非常に大切だといつうに考えます。先生のおっしゃるとおりでございます。そのためには、やはり段階的に規制緩和を進めていく、ステップ・バイ・ステップで進めていくことだらうと思うわけ

でございます。

○中田委員 今部長おっしゃったように、一般的の消費者が今の保険にいろいろ不満を持つているか

ことでございます。

確かに、先ほど申し上げましたように、いろいろな新しいニーズに対する対応というのは近年目

に努力し、いろいろなアイデアを出し、しか

も契約者に親切に対応していると私は思つておりますが、それをよりよいものにしていくという可

能性をこの制度改正で与えていただきたいといつ

うことでございます。

確かに、先ほど申し上げましたように、いろいろな新しいニーズに対する対応というのは近年目

に努力し、いろいろなアイデアを出し、しか

も契約者に親切に対応していると私は思つておりますが、それをよりよいものにしていくといつ

うことでございます。

○中田委員 今部長おっしゃったように、一般的の消費者が今の保険にいろいろ不満を持つているか

ことでございます。

今回いろいろと調べてみたら、日本の、とりわ

け損害保険の内外価格差といいますか逆内外価格

差といいますか、大変に日本の保険、損害保険は安いということなどは、ある意味では非常に、今回私も調べてみてびっくりするぐらいの差がありました。

手元の資料だと、火災保険でも、耐火構造の住宅で保険金額一千万円、ニューヨークだと六万三千六百円、東京が六千五百円。これは日米の差が九・七倍もある。ロンドンだと三万四千円ですから、こちらも五・二倍。日本はその分、アメリカと比べれば十分の一も安い金額の保険になつてゐる。木造だと、七万五千百円がニューヨークで、一万八千五百円が東京だということですから、こちらも四倍差がある。そういう意味で考えると、内外価格差といふと何でもかんでも日本の方が高いのかなと今まで思つておつたのが、事こいつで保険の分野に関しては逆内外価格差が出ているというの、ある意味ではユーヤーの方は余り知らぬことなかもしません。

自動車保険でも、ニューヨークが二十二万六千九百三十円、東京が六万七千六百五十円ですから、約三倍の差があつて、年間で二十二万六千九百三十円も自動車保険を掛けなければいけないといふことになると、私も車を持つてますが、これはもう大変な出費になるなといふに思つわけであります。

そうしますと、日本の損害保険に関して言うならば、これまで非常にうまく機能してきたのですが、こういった逆内外価格差みたいなものに関しては、なぜこれだけの差が出てきていたのか、その分析はどういったことになつて出せていたといふことに私たちも気づくわけあります。

**○山口(公)政府委員** 今先生御指摘いただいたよ

うな逆内外価格差といふものについては、非常になぜこれだけの差がついているかということにつきましては、分析するに非常に難しい面がござ

いますが、一つには事故率の問題はもちろんあるうかと思います。そういった保険をめぐる環境の問題、これは非常に大きい。例えば自動車にして、車両が多いか少ないかということは決定的な問題であります。そういうことは当然その要因としてはあろうかと思うわけでございます。

加えまして、私が言うのはちょっと面映ゆいのでございますが、我が国の保険制度がうまく機能してきました。それが自動車の事故率が多いか少ないかということは決定的な問題であります。そこには、我が国の保険制度がうまく機能してきました。それが自動車の事故率が多いか少ないかということは決定的な問題であります。

例えば火災保険の算定会制度を見ますと、過去の

料率は大変高うございました。非常に高い水準で火災保険をやりました。それが、算定会の料率で見てきますと、どんどん下がつてしまいまし

た。これは、不燃化あるいは防火施設あるいは消

防の体制が整つたという、先ほど申し上げた取り

巻く環境がよくなつたということももちろんあ

るかと思うのですけれども、各社が合理的な価格

でできるだけ安くお客様に保険を買ってもらお

うという努力をするというような、そういうた努

力あるいはシステムというものがうまく機能した

面もあるのではないかといふに思つておるわ

けでございます。

**○中田委員** 今算定会制度のことをおしあげていただきたいわけですが、この算定会制度、今回見直しの方針といふのは大変大きな柱であります。

保険審議会の答申の中で、現行の算定会制度のほかに、保険契約者保護などの面で問題の少ない分野について、新たに純率算定会制度を導入し規制緩和を図ることが適当である。この答申に基づいて、今回算定会制度の見直し、見直しといいますか、なつていくわけですね。

そうなりますと、今までこの制度に基づいて、営業保険料率一本立てで算定会が出していいるか、お教えをいただきたいと思います。

**○山口(公)政府委員** 今先生御指摘いただいたよ

うな逆内外価格差といふものについては、非常になぜこれだけの差がついているかということにつきましては、分析するに非常に難しい面がござ

ます。山口(公)政府委員 今回、料率算定会制度について改正をお願い申し上げておりますけれども、これは付加率アドバイザリー制度でございます。

そして、営業保険料のうち経費部分等に相当する付

加保険料率について弾力的に料率を設定できる、

あるいは自由度を高めるというのがこの制度の趣

旨でございます。これによりまして、契約者は保

険会社と相対で弾力的な保険料率の交渉が行える

ということになるわけでございます。

ただ、先ほど申し上げました料率算定会制度の

果たしてきた役割、よさというものは、やはり基

本は維持しておきたいと思うわけでございます。

本制度の具体的な適用については、これはまだ

例えは年間の保険料で申し上げると、火災保

険の工場物件のようなもので二千万程度以上の物

件をまずは対象にして始めていくのかなというよ

うな考え方で今おるところでございます。

**○中田委員** といいますと、一言で言うならば大

規模物件ということなんだろうと思いま

すね。それは先ほどもおっしゃつていただいたとおり、自己

責任の原則とあわせて、契約者の側がしっかりと

そういった知識、責任を持てる人たちからとい

うことになるわけですね。

このプローカー制度、日本にはこれまでなかつ

たわけですから、当然今まで諸外国との協議の中

で、ガットのウルグアイ・ラウンド交渉などもも

ちろんありました、それから日本包括経済協議の

中の保険分野でもこの要請は多々あつた、そい

うふうに聞いております。日英協議なども経緯と

してあつたようですが、諸外国からプローカー制

度を日本に導入すべしという議論の経過といつも

のいかがだったのか、お聞きをしたいと思いま

す。

**○山口(公)政府委員** お答え申し上げます。

プローカー制度、すなわち保険仲立ち人制度で

ございますが、これにつきましては、諸外国から

の要望というようなものもあつたわけでございます。

が、それに先立つ平成四年六月の保険審議会答

申におきまして、「国際性の視点に立つて、我が

国の保険販売においても、制度としてプローカー

の参入の途を開いておくことが適当である。」と

いう御指摘を既にいただいておつたわけでござい

ます。

その後、欧米諸国からも二国間協議等の場での制度の導入の要望が種々出されておりまして、平成五年の十二月のウルグアイ・ラウンド交渉におきましてもその要望が各國からあります。保険制度改革の一環としてプローカー制度を導入したいということを意図表明をしております。それから昨年の、すなわち平成六年の十月に決着しました日米保険協議におきましても、法律改正を前提としてプローカー制度を導入するということを盛り込んだわけでございます。日英の間におきましても、今御指摘いただきましたように、イギリスの方からプローカー制度の導入に強い関心を持たれたわけでございます。

ただ、日本の保険制度改革の中にも既にそついつた形で盛り込んでおりましたので、それを諸外国から必ずやつてほしい、こういう形の要望になってきたというのが私の知っている範囲での経緯でございます。

○中田委員 アメリカはとりわけプローカー制度を日本に対しても重視して要請をしてきたという

ことは、事実としてあるのだと思うのですけれども、アメリカという国は保険に関しては州法で定

まっている。ですから、州によってはかなりばらばらな保険の制度のあり方のようです。

このプローカー制度に関しては、アメリカが五十州あるうちの十五州はプローカー制度がないん

ですね。フローラ、アイオワ、ケンタッキー、ミシガン、ミネソタ、ミシシッピー、オレゴン、テネシーとずっと続きますけれども、十五州はプローカー制度が現状としてない。ワイスクンシン州といふのは代理店がプローカー業務をやるといふことで、これは厳密にはプローカーはある。そ

れから、イリノイ州やモンタナ州、アラスカ州、ニュージャージー州といった場所では、プローカーと代理店制度が一緒になつているようなプロ

デューサー制度というような形になつていて、これはプローカーと代理店制度の区別がない。そこまで合わせると二十州なんすけれども、今の

ワイスクンシンとイリノイ、モンタナ、アラス

カ、ニュージャージーを除くと、十五州はプローカー制度がないわけであります。

アメリカの中でもプローカー制度がないわけです。なぜなのか、もし御存じだったらちょっと

一言いいただければと思います。

○山口(公)政府委員 おっしゃるとおり、アメリカの十五州でプローカー制度が認められていない、あるいはないという状況でございますが、具体的な理由が私もいま一つはつきりしないという

ことは認めざるを得ないのでです。ただ、それ以外のニューヨーク州とかカリフォルニア州などの多くの州においては大口企業物件を中心にプローカーが活躍しているという実態になっております。

今、その十五州が必ずしもローカルだと言いたくなつて、私も、全部ローカルだと言い切つてしまえば非常に論理がすつきりするのですけれども、いま一つそこは自信はないわけでございますが、ただ、非常に保険の盛んな州においてはプローカーが活躍しているというのは事実ではないかというふうに考えております。

○中田委員 十五州がないということがプローカー制度がよろしくないということではもちろんないわけですね。逆に、アメリカが全部が全部ブローカー制度があつてそれを日本にも導入せよ

うとするのではなくかというふうに期待しておるわけ

でございます。

○中田委員 必要性、メリットがあるということ

でこのプローカー制度を導入するわけですね。

それで、そのプローカー制度を導入をしていく際、やはり注意をしなければいけないのが、保険契約者の保護という観点であります。

その保護という意味でいうと、まず、プローカーという存在を認めるに当たって、きちっとした登録作業を厳格にしていかなければいけないと

いうふうに考えるわけですね。これももちろんその要件につきましては、登録要件のちようど裏返し

に足りる能力を有しない者、これは具体的にはどういうものになるわけですか。

○山口(公)政府委員 今先生のおっしゃった拒否要件につきましては、登録要件のちようど裏返し

に足りる能力を有しない者、これは具体的にはどういうものになるわけですか。

○中田委員 逆に、プローカーの登録の拒否要件、法の二百八十九条のところに「保険募集に係る業務を的確に遂行するに足りる能力を有しない者」というふうにあるわけです。この「遂行する

ことができる」というふうに書いてあります。

○中田委員 登録をする、その際に保証金を積

まなくてはいかぬですね。これももちろんその要件、能力という問題になると思うのですけれども、保険プローカーの「業務の状況及び保険契約者等の保護を考慮して、政令で定める額とする」

というふうに書いてあります。

○山口(公)政府委員 保険プローカーについては登録制にいたしたいと思っておりますが、その際には、保険募集に係る業務を的確に遂行するに足

りる能力を有しているということを登録要件にさせていただいております。

それをできるだけ客観的な基準によって審査をしてまいりたいと思っておりますけれども、具体

なくとも国際的な保険市場では大変な活躍をしております。

おるという事情があります。そういった、国際的な面での整合性とまでは言いませんが、日本の市場が国際的にやはり認められていくための一つの要素ではなかろうかというふうに思うわけでござります。

また、実際の営業面でいきますと、私どもがイメージしております保険プローカーは、大企業物件を中心としまして、中立的な立場から利用者のニーズに最も適した、いわばオーダーメードの商品を媒介するというものでございまして、現行の損害保険代理店、生命保険募集人もそういった役割を果たし得るわけではございますが、それとは異なる存在としてその意義が認められるのではないかというふうに思うわけでございます。

先ほども申し上げましたように、販売チャネルの多様化等によりまして、利用者の利便、利用者といいましても恐らく企業物件ではないかと思うのではないかというふうに思うわけでございます。

ただ、外國の保険プローカーにつきましては、一つの基準とするこも考えられると思います。

ただ、保険プローカー協会が設立された後は、その協会で試験をやっていただきまして、その結果、あるいはその研修の修了をもつて登録審査の際の

定期間以上プローカー業務に従事して、問題ない

かというようなことを一つの基準とする、そんな

形で登録について間違いないよう努めてまいりたいと思っております。

○中田委員 逆に、プローカーの登録の拒否要件につきましては、登録要件のちようど裏返し

に足りる能力を有しない者、これは具体的にはどういうものになるわけですか。

○山口(公)政府委員 今先生のおっしゃった拒否要件につきましては、登録要件のちようど裏返し

に足りる能力を有しない者、これは具体的にはどういうものになるわけですか。

○中田委員 登録をする、その際に保証金を積

まなくてはいかぬですね。これももちろんその要件、能力という問題になると思うのですけれども、保険プローカーの「業務の状況及び保険契約者等の保護を考慮して、政令で定める額とする」

というふうに書いてあります。

○山口(公)政府委員 保険プローカーについては登録制にいたしたいと思っておりますが、その際には、保険募集に係る業務を的確に遂行するに足

りる能力を有しているということを登録要件にさせていただいております。

それをできるだけ客観的な基準によって審査をしてまいりたいと思っておりますけれども、具体

的には、保険業について一定水準以上の資格ま

たは知識を持っているかどうか、一定期間以上保険業務に従事しているかどうかというようなことをおきまして、保険プローカー協会が設立された後は、その

協会で試験をやっていただきまして、その結果、あるいはその研修の修了をもつて登録審査の際の

定期間以上プローカー業務に従事して、問題ない

かというようなことを一つの基準とする、そんな

形で登録について間違いないよう努めてまいりたいと思っております。

○中田委員 確かにアメリカで十五州が

ないのは事実でございますが、五十マイナス十五の三十五州ではやっておる、それからイギリス等

ではかなりプローカーが盛んに活躍しておる、少

くとも、この額そのものはあれとして、一定の額で決まるのでしようか、それとも一つの額になるのか、それとも二つの額になるのか。

けれども、この額そのものはあれとして、一定の額で決まるのでしようか、それとも何段階かに分

○山口(公)政府委員 保険プローカーの保証金の額につきましては今後検討させていただくことになるわけですが、契約者保護の観点からは、保険プローカーがその業務を行う際に生ずる顧客に対する損害賠償債務の支払いを担保するに十分であることが望ましいわけでございまして、他方におきまして、余りにも高額な保証金が参入障壁となるないように配慮する必要があるというふうに考えております。

具体的な金額をどれぐらいにするか、あるいはそれを段階的な形にするかということについては今後検討させていただきたいと思っておりますが、外国における例などを参考にしながら決めていくことになろうかなと思っております。

例えば、カナダでは一事事故当たり五十万ドル、約三七百万円以上の賠償責任保険を義務づけております。イギリスにおきましては一年当たり五十万ポンド、約七千八百万円、または年間報酬の三倍のいずれか大きい額の、これも賠償責任保険の付保を義務づけております。フランスにおきましては、事故かつ一年当たり一千万フラン、約一億九千万円以上の、これも賠償責任保険の付保を義務づけておるわけでございます。

日本の場合は、先ほども御質問ございましたが、保証金という形での供託と賠償責任保険との組み合わせというようなことで考えてまいりたいと思つておりますが、具体的にそれをどういう形にするか、あるいはまた業務に応じてそれを伸ばしていくのかどうかということにつきましては、例えばイギリスでも年間報酬の三倍とか申し上げました。それはある意味では業務にスライドしていくわけでございますので、だから、その点についてはもう少し諸外国の例等を見ながら、また、現にプローカーになることを希望している人たちの感覚等も十分に踏まえながら検討してまいりたいというふうに考えております。

〔委員長退席 石原委員長代理着席〕

○中田委員 この保証金とともに、プローカーの賠償責任保険というのも事故があつた際に期待を

されるものだと思うのですね。これもまた政令で定めるということになつてあるわけですが、それとも、プローカーの賠償責任保険、この保険とははどういう形態になるのですか。これはもつそれこそ民間の保険会社が、自分たちは事故が起きた際の保険をまた損害保険会社各社で用意をしてもらうのか、どういう形態になつているのですか。

○山口(公)政府委員 お答え申し上げます。

現在、今私が御説明申し上げました賠償責任保険は、プローカーに関してはございません。これからつくるわけでございます。少なくとも、プローカーが損害保険会社と契約を結ぶわけでございます。責任を持たなければいけないのは保険会社ではなくてプローカーそのものでございますから、プローカーが損害保険会社と保険を掛けるということになるわけでございます。

そうすると、その保険契約がどういうふうになるかというのは、保険会社がどういう商品を設計し、それをお客さんである、あるいは契約者であるプローカーとどういう条件で締結するか、こういうことになるわけでございます。どういった範囲のものをどれくらい、どういったケースはどういう形で補償するかというのを具体的に決めていくといふふうになるわけでございまして、これから損害保険会社とプローカー、あるいはプローカーにこれからなる人との間で商品設計のネゴが行われる、こうのことになるわけでございまして、いくのかどうかということにつきましては、

○中田委員 次に、保険会社の健全性の維持といふ観点からお聞きをしたいのですけれども、今般の改正でソルベンシーマージン基準が導入されわけですね。これから先是そういう基準なのでございますが、これまで当局としては保険会社の健全性というのをどういう観点からチェックしていくのか、まずその点をお願いしたいと思います。

○山口(公)政府委員 お答え申し上げます。

動向なのか、あるいは一方で解約等の動向がどうなのかというようなことを見、また責任準備金が適切に積み上げられているか、あるいは不良資産がどのようになっているかなど、種々の要素を精査して総合的な判断を行つてきたところでござります。これまではそういう形でチェックをしてきたということでございます。

○中田委員 各社それぞれに対するチェックという形で形態の違うものを見ていたわけですが、今度はソルベンシーマージン基準で全部なべてそれを見ていくわけですね。このソルベンシーマージン基準の導入というのが、既に少し出ている議論ですけれども、規制緩和と逆に、監督官庁の権限強化という形にはもちろんならないというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

○山口(公)政府委員 今般の保険業法の改正をお願いするに当たりまして、監督上、保険会社の経営について早期の事前チェックを行うために、従来の要素に加えまして、保険会社の健全性の判断基準としてソルベンシーマージン基準の導入をお願いしているわけでございます。

これは、個別の規制を極力排除して保険会社経営全体の健全性を維持するために導入させていたいと思っていてるのでございまして、権限の強化というよりは、むしろそういうふたもの導入することによって健全性が図られるようになつてれば、商品、料率等の規制緩和の方も進めやすくなつていくというふうに考えているわけでござります。

○中田委員 ソルベンシーマージンに関しては、恐らく当面は監督官庁が手元に持つて当局の皆さんが保険会社の健全性をチェックする材料に使っていくのだと思います。しかし、やはり基本的に定義させていただいておりますが、どのような場合に保険会社が破綻するかにつきましては、日本での保険会社については戦後破綻した例がございませんが、諸外国においては、例えばこういった例がござります。

生保で申し上げますと、一九九〇年に、ミュー・チュアル・ベネフィット・ライフというアメリカの会社がありまして、これは過大な不動産投資の失敗というのが原因でございました。それから一九九一年にエグゼクティブ・ライフ、これもアメリカの会社でございますが、これはジャンクボンドへの大量投資というのがどうも破綻の原因だと言われております。

○山口(公)政府委員 ソルベンシーマージン基準の公表問題につきましては、しばしば議論でも出

ておりますけれども、今回新しい基準を入れさせていただいて健全性のチェックをしてまいるわけですが、それもあくまで健全性の一画面でございまして、それでもって会社のよしあしがする決定されるがことく受け取られるとなると、非常に営業面におきまして思わぬシフトが起きてしまつというような混乱も予想されますので、当面そつしたこと为了避免の意味でも、行政上の監督の指標として扱わせていただきたいというふうに思つておるわけでございます。

○中田委員 それから、時間もなくなつてしまつたけれども、経営危機への対応ということで、新しい考え方、議論をされております保険契約者保護基金ということになります。

この契約者保護基金ですけれども、これは保険会社の破綻という言葉が使われ、破綻を前提に、仮に破綻した場合、今までそういうケースはほとんど全くないわけですから、損害保険会社、生命保険会社それがこの基金をつくっていく、その際の、破綻をするという前提のときの破綻というの基金ということがあります。

○山口(公)政府委員 この破綻保険会社といふのは、法律上は、業務及び財産の状況に照らして保険金の支払いを停止するおそれのある、または保険金の支払いを停止した保険会社といふふうに定義させていただいておりますが、どのようないふふうに保険会社が破綻するかにつきましては、日本での保険会社については戦後破綻した例がございませんが、諸外国においては、例えばこういった例がござります。

ト・ザザンなど六社が一九九二年に破綻しております。これもアメリカでございますが、これは先ほども御紹介しましたハリケーン・アンドリューに伴う保険金の支払いです。そういう事態に陥った。それから、トゥエンティーズ・センチュリー、アメリカ、これが一九九四年、ロサンゼルス大震災に伴う保険金の支払いを破綻した。

したがいまして、破綻のケースといいますのはいろいろなケースがあり得るかと思いますが、価格変動の大きい証券等への過大な投資といった資産運用の失敗、あるいは台風などの巨大な保険事故の発生による破綻といった事例が考えられるかなというふうに思っております。

○中田委員 これは、保険会社が今おっしゃった

よつたのではなくて、破綻をしそうな破綻をする前にこの保護基金は始動していく、そういうこ

とですか。

○山口(公)政府委員 先生の御指摘のとおりでござります。

○中田委員 そうしますと、今いろいろと例を挙げていただいたケースがあつて、それがそのまま、もちろんそういういろいろなケースも考えられるわけですが、いわば破綻をしかかっている、そういう場合に始動を始める。この始動を始めるボイントというのほどになるのですか。

○山口(公)政府委員 破綻という言葉がいろいろな意味で使われますので、正確な意味でどう申し上げていいか、なかなか難しいのですが、破産といふのが違うというふうに理解いただいていいのかなと。だから、今先生がおっしゃったのは破産ではなくて、まだ破綻あるいは破綻のおいが、あるいは支払いがちよつととまつたというような事態を一応想定できるんではないかというふうに思っております。

○中田委員 これは非常にポイントというのをお聞きするのは難しいところだと思うんですが、先ほども御紹介しましたハリケーン・アンドリューに伴う保険金の支払いです。そういう事態に陥った。それから、トゥエンティーズ・センチュリー、アメリカ、これが一九九四年、ロサンゼルス大震災に伴う保険金の支払いを破綻した。

したがいまして、破綻のケースといいますのはいろいろなケースがあり得るかと思いますが、価

格変動の大きい証券等への過大な投資といった資

産運用の失敗、あるいは台風などの巨大な保険事

故の発生による破綻といった事例が考えられるかなというふうに思つております。

○中田委員 これは、保険会社が今おっしゃった

よつたのではなくて、破綻をしそうな破綻をする前にこの保護基金は始動していく、そういうこ

とですか。

○山口(公)政府委員 先生の御指摘のとおりでござります。

○中田委員 そうしますと、今いろいろと例を挙げていただいたケースがあつて、それがそのまま、もちろんそういういろいろなケースも考

えられるわけですが、いわば破綻をしかかっている、そういう場合に始動を始める。この始動を始めるボイントというのほどになるのですか。

○山口(公)政府委員 破綻という言葉がいろいろな意味で使われますので、正確な意味でどう申し

上げていいか、なかなか難しいのですが、破産といふのが違うというふうに理解いただいていいのかなと。だから、今先生がおっしゃったのは破産ではなくて、まだ破綻あるいは破綻のおいが、あるいは支払いがちよつととまつたとい

うか、あるいは支払いがちよつととまつたといふふうに思つております。

○中田委員 これは非常にポイントというのをお

聞きるのは難しいところだと思うんですが、先

ほども御紹介しましたハリケーン・アンドリューに伴う保険金の支払いです。そういう事態に陥つた。それから、トゥエンティーズ・センチュリー、

アメリカ、これが一九九四年、ロサンゼルス大震災に伴う保険金の支払いを破綻した。

したがいまして、破綻のケースといいますのは

いろいろなケースがあり得るかと思いますが、価

格変動の大きい証券等への過大な投資といった資

産運用の失敗、あるいは台風などの巨大な保険事

故の発生による破綻といった事例が考えられるかなというふうに思つております。

○中田委員 これは、保険会社が今おっしゃった

よつたのではなくて、破綻をしそうな破綻をする前にこの保護基金は始動していく、そういうこ

とですか。

○山口(公)政府委員 先生の御指摘のとおりでござります。

○中田委員 それで、破綻保険会社に係る保険契約を別の保険会社が引き受ける、その援助をしていくわけですね。その際、引き受け、引き受け手側の会社というのは、これは一社、包括という形で一社だけなんですか。それとも何社かで破綻をした一社の会社を共同で引き受けいく、その契約者を引き受けいく、そういうケースもあり得る

ことです。

○中田委員 それで、破綻保険会社に係る保険契

約を別の保険会社が引き受ける、その援助をしていくわけですね。それで契約者を保護をしていく

わけですね。その際、引き受け、引き受け手側の会社というのは、これは一社、包括という形で

一社だけなんですか。それとも何社かで破綻をし

た一社の会社を共同で引き受けいく、その契約

者を引き受けいく、そういうケースもあり得る

ことです。

○山口(公)政府委員 お答え申し上げます。

○中田委員 現実問題としては恐らく一社と思いますが、法

律上それは一社に限定するというふうにはなつておりません。

○山口(公)政府委員 お答え申し上げます。

○中田委員 ということは、保険契約の包括移転

というこの包括というのは、全部ひつくるめてど

こかにとていう意味ではないということによろ

しいんですか。何社かで共同で引き受けいくと

いうケースもあり得るということなんですか。

○山口(公)政府委員 お答え申し上げます。

○中田委員 終わります。

○石原委員長代理 次に、若松謙維君。

○若松委員 新進党の若松謙維と申します。

私は、主に、これから今回の保険業法の改正が

まさに自己責任、そういう流れの大きな出発点

になる、そういう理解のもとに生損保会社の情報

開示、こういった点に焦点を合わせて質問をさせ

ていただきたいと思います。

早速内容等に入らせていただきます。

まず、決算書類等がございます。そこでそれ

の会社の情報開示が行われておりますけれど

おります。

また、ややもするとチルメル方式が純保険料式

に比べて劣っているのではないかとの契約者等の

聞きますのは難しいところだと思うんですが、先ほども御紹介しましたハリケーン・アンドリューに伴う保険金の支払いです。そういう事態に陥つた場合には、本当に銀行が破産、破綻をしてしまった後じどうしようもない、取りつけ職人が起こつてしまつてからじやどうしようもない。どこかのポイントで本来は既に経営チェックをしていた、これは傾きかけている、おかしいぞというときに動き始めるなりというポイントがあろうかと思うんですね。保険の場合、それをどこに持つてぐるのか、そしてだれが決定をするのかといったところをお聞きをしたいわけです。

○山口(公)政府委員 基金の発動の要件にかかる

ところをお聞きをしたいわけです。

○中田委員 わたつてくるわけですね。救済保険会社と破

保険会社の連名で基金に申請があり、大蔵省の方でその適格性があるかどうかの認定を行つて

いう手続でその適用が是か非かを確定してしま

う、こういうことを考えておるわけでございま

す。

○中田委員 それで、破綻保険会社に係る保険契

約を別の保険会社が引き受ける、その援助をしていく

わけですね。その際、引き受け、引き受け手側の会社というのは、これは一社、包括という形で

一社だけなんですか。それとも何社かで破綻をし

た一社の会社を共同で引き受けいく、その契約

者を引き受けいく、そういうケースもあり得る

ことです。

○中田委員 それで、破綻保険会社に係る保険契

約を別の保険会社が引き受ける、その援助をしていく

わけですね。それで契約者を保護をしていく

わけですね。その際、引き受け、引き受け手側の会社というのは、これは一社、包括という形で

一社だけなんですか。それとも何社かで破綻をし

た一社の会社を共同で引き受けいく、その契約

者を引き受けいく、そういうケースもあり得る

ことです。

○山口(公)政府委員 保険契約者保護基金がどの

程度の資金を準備すればいいかという点につきま

しては、現在生損保それぞの業界におきまして

御検討いただいているところでござりますが、今

出されておるたき的な数字としては、生保の

場合は二千億円、損保の場合は三百億円を一つの

目安として、各社の負担能力の状況を踏まえつ

つ検討をしていただいているところでございま

す。

○中田委員 終わります。

○石原委員長代理 次に、若松謙維君。

○若松委員 新進党の若松謙維と申します。

私は、主に、これから今回の保険業法の改正が

まさに自己責任、そういう流れの大きな出発点

になる、そういう理解のもとに生損保会社の情報

開示、こういった点に焦点を合わせて質問をさせ

ていただきたいと思います。

早速内容等に入らせていただきます。

まず、決算書類等がございます。そこでそれ

の会社の情報開示が行われておりますけれど

おります。

また、ややもするとチルメル方式が純保険料式

に比べて劣っているのではないかとの契約者等の

も、私なりに、一般の企業または銀行と比べて情

報が不十分ではないか、そう思つてゐるところを

何点か指摘していきたいと思います。

まず、生保の責任準備金の計上基準でございま

すけれども、現行法によりますと、八十八条で

あります。つまり、冒頭ちょっとお聞きをした二信組の問題

がありましたけれども、預金保険機構が指導をす

るといった場合には、本当に銀行が破産、破綻をし

てしまった後じどうしようもない、取りつけ職

人が起こつてしまつてからじやどうしようもない。どこかのポイントで本来は既に経営チェック

をして、これは傾きかけている、おかしいぞ

というときに動き始めるなりというポイントがあ

るうかと思うんですね。保険の場合、それをどこ

に持つてぐるのか、そしてだれが決定をするのか

認識が生ずる懸念がありまして、仮にこれらを開示した場合には、初年度の新契約費の負担割合が多いため、チルメール方式を採用している新規参入会社等、新しく会社を起こしたような場合に、そういう会社に対する競争上、イコールフルツーリングの観点から問題になりはしないかということがございます。

したがつて、改正法第百六十六条の責任準備金の積み立て方式の基準につきまして、基本的な現行法の考え方を踏襲することとしているところであります。その開示につきましては、御審議いただいている保険業法案では、新たに保険会社の健全性維持の観点から大蔵大臣が責任準備金の積み立て方式を定めることができる旨も規定しております。この制度の導入に合わせて、今後契約者等の無用の誤解が生じないことを確認しつつ、責任準備金の積み立て方式等の開示について御指摘も踏まえて検討してまいりたいというふうに思っております。

○若松委員 その検討していくのは、要は開示していく方向におられるのか、そうではないのか。

例えば先ほどの平準純保険料方式等またチルメール方式等にしても、いずれにしてもここまでは大臣の認可でやりなさい。それ以上の積み増しができるわけですね。それは当然生保等の各社それがその体力によって違う。その体力の差というものはやはり外部に知らせてしかるべきではないか。そうすると、どの基準でこの責任準備金を計上したのか、これは大事な情報だと思うのです。ですから、やはり開示は必ず必要ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○山口(公)政府委員 今私が先生に申し上げた趣旨は、いざれ標準責任準備金制度の導入等がありますればそういった開示の問題というのは当然出てくると思いますし、その際にはそういった前向の対応をしていくことだと思います。ただし、ちょっとと留保的に申し上げましたのは、それでもってチルメールだとどうだというような無用

の誤解を世間に与えると非常に営業上困った事態になることがありますので、その点ちょっと慎重に見ながら対応させていただきたいというふうに申し上げている趣旨でございます。

○若松委員 ですから、情報開示のあり方なのですけれども、言うことによつていろいろ誤解があるから出さない、これは大事なことだと思うのです。でも、それがずっと続いていると、結局何も知らないでそのまま行く、これは自己責任の流れから恐らくギャップが広がるばかり。ですから、基本的には出していく、そういう方向が重要なではないかと思いますけれども、その考え方には御理解いただけますか。

○山口(公)政府委員 その考え方私は私もそのとおりだと思っております。

○若松委員 ぜひ、前向きの方向ということで、いろいろ海外の関係者も大変知りたい情報ですで、早急の対処をお願いします。

次に、株式評価益の計上、これは生損保共通になります。現行の第八十四条 この法律によりますと、配当決定後、大蔵大臣の認可によりましていわゆる株式の評価益、これを計上しております。

ところが、この株式の評価益なのですけれども、評価益というかいわゆるキャピタルゲインですね、株式ゲインですね。大変技術的な話になりますけれども、要は、キャピタルゲインはまさにインカムゲインと違いまして、インカムゲインはとにかく全部毎年配当原資として計上しなければいけない。ところが、キャピタルゲインというのは配当にも回すことができるし、また準備金、いわゆる資本準備金としてアールもできる。

ところが、例えば大手の生保になりますと、一社だけでキャピタルゲインというのは大体一千億を超える。一千億円を超える巨額の金額、これが、例えば全額配当として原資に回らせたのが、それともまた全額準備金に回ったのか、また半々なのか、これは全く今情報開示されておりません。これはちょっとと改善すべきではないか、そう

いうふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

〔石原委員長代理退席、委員長着席〕

○山口(公)政府委員 保険会社に対しまる現行法

第八十四条に基づきます株式評価益の計上にかかる大蔵大臣の認可基準につきましては、平成六年十月に審査基準等についての通達を発出しまして、その審査基準として「契約者の利益の確保及び増進に資するものについて、個々の保険会社の経営実績等を勘案し、取引所の相場のある株式の評価換による利益の計上によって、責任準備金又は保険契約者配当準備金を積み立てる必要がある場合には、認可を受け行うことができるものとする。」旨を開示しているところでございます。

なお、現行八十四条に基づき大蔵大臣の認可を受けた保険会社は決算書類等での認可を受けた額の総額は開示しております。ただ、その評価益の用途について、その内訳でございますね、それについては現在ディスクロージャーの対象になつております。今後、御指摘を踏まえて、その開示、どういうものがいいか検討していきたいといふふうに考えております。

○若松委員 ぜひ、これは重要な情報になりますので、この評価益の使途、これを具体的に開示すべく早急に情報開示の向上とというものをお願ひいたします。

お話を移らせていただきます。

続きまして、今度は八十六条の準備金についてお話を聞かせていただきます。

現行第八十六条の準備金、いわゆるキャピタルゲイン、これが新しい改正法の第百十五条规定まして、いわゆる從来の八十六条で言うキャピタルゲインが価格変動準備金として百十五条で引き継がれるというか変わる、こういう法律改正が予定されております。

ところが、この価格変動準備金という、衣がえるのはいいのですけれども、なぜこの価格変動準備金が必要なのかな。大変世界的にはこういう変動準備金というものはもう化石というか非常に古い一つの科目であります。かつ、一般事業会社

もほとんどの価格変動準備金というのは縮小しております。ですから、あえてこれをつくる必要はないのではないか、そう理解するわけですか。ども、いかがでしょうか。

○山口(公)政府委員 改正法第百十五条は、キャピタルゲインとインカムゲインを厳密に区分することが大変困難になってきたことから、その実態に合わせて、インカム配当原則の見直しの一環としまして、現行第八十六条準備金を保険会社の保有資産について価格変動による損失に備える価格変動準備金として再構成させていただいているものでございます。

この保険会社において価格変動準備金を設けることとさせていただいておりますのは、保険会社の資産が長期にわたる保険契約の支払いの担保として長期間安全に運用される必要があることから、契約者保護の観点にかんがみまして、保有資産の価格変動リスクに備える機能を有する準備金が必要ではないかと考えられるからでございます。

価格変動準備金につきましては、保険会社にとって株式等への投資が重要な運用手段であります。それで、積み立て時点において価格変動リスクが具体的に発生しているわけではないにしても、保険契約が非常に長期間のものであるというその長期性を考慮すれば、将来の損失の発生の可能性が高いといふことから、保険契約者保護を確実にするために固有の準備金を積み立てるとは意義あるものと考えております。いろいろな御意見はあるようですが、より健全な経営をやつていたぐためにもせひこれは積んでほしいというものがございます。

○若松委員 万が一この価格変動準備金を積むとしても、これは今の改正法百十五条のやり方ですと負債の部、負債項目として計上されるわけでありますけれども、これはやはり資本項目じゃないのでしょうか。

いわゆる海外の投資家なり海外のいろいろな関係者というのは、これはキャピタル項目という形

で、それが負債にあるということは非常に誤解を招く。ですから、日本のこういう決算書があるとして、万が一価格変動準備金が負債の部にあります、そうしたら、それを英文に直す場合に、組みかえて資本の部を持つていく、これが実務的にやられているわけですから、だったら最初から資本の部を持つていて、いわゆる資本準備金とかそういう観点の準備金の項目としてやった方が、対外的にもしっかりと、すっきりと説明できるのではないか、そうすべきではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○山口(公)政府委員 今のお考へ、一つの立派な御指摘だと思うのでござりますけれども、現行の八十六条準備金は、積立限度が法定されておらないで、利益留保性が高い準備金であるとの指摘がありましたが、今回の法改正において、積立限度とか毎期の積立率を法令に定める特別法上の準備金として価格変動準備金に模様がえしよう、そういう経緯がありましたので、そういった処理をさせていただこうというわけでござります。

○若松委員 ですから、ぜひこの改正を機にそういった、この新しい価格変動準備金の科目一つをとっても、世界の常識に合わせてほしいのです。あとは、銀行とか証券業というのは、やはり価格変動準備金、まだあります、かなり減りましたけれども。だけれども、相変わらず、ある意味では本来あるべきところに、財務諸表の、貸借対照表のところに表示されていない。日本の決算書は何なんだ、やはりこういう認識というのまだ強いわけです。

ですから、やはりいろいろ大蔵省の監督、業界の決算書というのはそういうのが押しなべて多い。ですから、世界の非常識にならないように、普通にしてほしい。その意味で、利益留保性だから資本の部にぜひ計上して、すっきりと内外ともに関係者に説明できるようにすべきではないが、そういう指摘ですけれども、いかがでしようか。

○山口(公)政府委員 御指摘は大変参考にさせていただきたいたいと思いますが、銀行等も全部これで

○若松委員 日本人だけの議論ですと理解はできます。でもちょっと、ぜひその発想をえていただきたいたいのですよ。ごく世界の常識にしていただいてもらうだけで結構です。ぜひ努力をお願いいたします。また別のいろいろな、ムーディーズとかS&Pとかそういうところからまた御指摘があると思いますので、私はこちらで、この委員会で指摘をとどめさせていただきます。

続きまして、今生損保ともにですけれども、外貨建て資産、これが特にこの急激な円高によりまして、外貨建て資産の中にはドル建ての株もあるだろうし、そして、外貨建て資産の中にはドル建ての株もあるだろうし、また債券、社債等もあるだろうし、そして貸付金等もあるだろう、いろいろなものがある、そうするとやはり今の円高は、外貨建てで投資している場合には当然目減りが、また円に戻した場合に目減りが否定できない。評価、為替の差損ですね。果たしてこれについてどういうふうに対処しているかという質問なんですね。

例えば、税法で一五%ルールというのがあります。小川主税局長いらっしゃいますから、基本的に外貨建てで、それを円に戻した場合に、期末のレートで円に戻して評価損が出る、そういうのものはなかなか損金として認めたくない。ただ、やはり一五%以上価値が落ちてしまうと認めないわけにもいかないからとということで、税法で一五%ルールがある。これはこれでいいと思うのです。

今までにこの円高で、かなりの生損保が持つ外貨建て資産、特に貸付金等、こういったものが為替損をかなり含んでいるのじゃないか。そうすると、それがすべてこの一五%ルールを適用して、しつかり為替損を表に出るような損として実現している、そういう処理をしているのかどうか。これは関係者が今大変気にしているところでございます。いかがでしょうか。

建て資産の評価方法につきましては、取引所に上場されている有価証券のうち、国債その他債券につきましては原価法または低価法のいずれかの選択制をとっております。その他の株式等の有価証券については低価法を適用しております。その他取引所に上場されていない有価証券につきましては、原価法を適用するよう指導しております。

御指摘の外貨建て資産の評価方法につきましては、この通達に基づきまして各保険会社がその評価方法を定めておりますが、一般的に、外貨建て資産には非上場のものが多いことから原価法を採用しているところであって、経理の評価方法上、外貨建て資産の目減りという現象は生じております。

なお、保険会社の外債等に係る為替の含み損が発生した場合には、一般事業法人と同様、法人税法上の特典として、簿価と為替相場がおおむね五%以上乖離した場合、いわゆる「一五%ルール」があり、その状況に至った場合にはその差額を損金額として処理できることとなつておりますので、その適用についても個別会社の判断により処理をしておるわけでございます。

○若松委員 この「一五%ルール」なんですねけれども、先ほど、原則、個別の生損保に応じて処理される、そういうことで、例えば「一五%を超える為替の含み損があつても、大蔵大臣が許可すればそれは評価損として計上しなくともいい、そういうふうに解釈されて、それで、四月十二日の日経新聞でも、今この円高で果たして生保、損保さんもそうですが、この「一五%」を厳格に運用しているのかと。かなりの為替の含み損が、計上されていらない含み損があるのではないか、そういう危惧が非常に強い。そういう意見を代弁して質問させていただくわけですねけれども。

再度聞きますけれども、今生損保の外貨建て資産、この「一五%ルール」というのを厳格に適用しているがゆえに巨額の為替含み損は基本的には実現して、まあ損として出している、巨額の含み損は

○山口(公)政府委員 申し上げます。  
基本的には、多くの保険会社でその適用をしておるわけでござりますが、その適用をするかしないかは個別会社の判断によって処理しているとうことも事実でございます。  
○若松委員 例えれば適用しない場合は、しないんです、適用していません、だけれども含み損は幾らありますとか、こういう情報開示があればその説明でいいと思うのです。今現在そういう情報開示はしっかりとされていますでしょうか。  
○山口(公)政府委員 保険会社が一五%ルールを適用しない場合の取り扱いにつきましては、公認会計士協会と相談の上、損益計算書上にその旨の注記を行つてディスクローズをしております。  
○若松委員 ということは、万が一含み損があつて、それで、その金額をディスクローズしてない生損保の決算があれば、それは当然監督官庁の意思に反する、そういう理解でよろしいわけですね。  
○山口(公)政府委員 含み損の金額までディスクローズしているわけではなくて、その一五%ルールを適用してないということが読み取れるような文章で、そいつたことをやつておりますといふことをここで明らかにしておるという姿でございます。額までそこで明らかにしているといふわけではございません。  
○若松委員 そうすると、金額は今ディスクローとしてないということです。例えば、ある生保が一兆円の外貨建てをやりました。百円で、した。去年の夏は為替レートが一ドル百円、それが今一ドル八十分になりました。そうすると、もう二割減なわけですね。二千億円です。これだけの巨額の例えば含み損、ただ一五%ルールは適用していません、それだけで済んでいい話なんでしょうか。私は、しっかりと含み損は幾らですといふうに表示すべき、これがまさに事実の開示であつて、さらには自己責任を明確化するあり方ではないかと思います。いかがでしようか。

○山口(公)政府委員 その点につきましては、かなりディスクローズすることによる影響というのも別の意味であるわけでございまして、今後審議会等の場で検討しながら、検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○若松委員 今、前向きの答弁、もう一つ、大体どのくらい時間がかかりますか。

今、大変急速に環境が変わつておりますと、さらに円高が進むということを否定できないです。から、二十一世紀になるのか、これ本当に大事な、これだけ急激な円高なので、やはり外部に対して事実を知らせなければいけないと、ニーズが急速に高まつております。ですから、いつかは前向きにやるのだろうというのでは、ちょっと納得できないと思うのですけれども。

○山口(公)政府委員 実は、企業会計審議会で外貨建て会計基準について御検討をいたしております。

○若松委員 そうしますと、その企業会計審議会、そういう御答弁ですから、私は大変良識のある公正な処理というものが出てくるのを祈るのみでございます。

ただ、それが出てきた場合には、即保険部としても対応していただける、そういうふうに理解しますけれども、それでよろしいですか。

○山口(公)政府委員 基本的にはそういう考え方でまいりたいと思います。

○若松委員 今、決算に絡むいわゆる責任準備金とか株式評価益とか、また先ほどの外貨建て資産、もう何千億という単位にかかる話で、これはすべて基本的には大蔵認可になつてゐるわけなんですね。それで、ある生保さんは損を計上しなくていい、してもいい、そういう、結局何か監督当局のブラックボックスに入つてゐる。その状況は当の一般契約者はわからない、またいろいろな関係者もわからない、こういう実態があるんではないか、そういうふうに私は理解いたしました。ですから反対に、業界からすれば、大蔵大臣の

認めざえあれば損は出さなくともいいのだ。株式評価益も少し出せねばいいのだ。何かすごく監督官庁との癒着というのですか、それがずっと続いて、結果的に一般契約者、またそれ以外の関係者、生保また損保の決算、財務状態の事実からどんどん乖離していく、こういう事実、実態が今先行している。

これがさらに進んでいきますと、今生保二十五社、損保十七社、十八社、こういったところが、大手は大丈夫だと思います、ただ、本当にまだ設立して間もない、いわゆる下位の生損保、この二、三ヵ月前大分問題になりました信用組合、また住宅金融専門会社、何かこの同じ足跡を歩んでいるのではないか。そういう認識があるのですけれども、いかがでしようか。

○山口(公)政府委員 保険会社が大蔵大臣の認可を受けまして基礎書類を変更した場合は、任意のディスクロージャーとして各社の本支店に備え置き、縦覧に供するなどそのディスクローズに努めているわけでございますが、会計処理につきましても、その年度に企業会計原則に言う重要な会計方針の変更がある場合には、その都度、公認会計士協会と相談しまして貸借対照表にその旨を注記しております。また、その会計方針の変更をわかりやすく、一つの生保会社で、大手になりますと数百億円の影響額、従来は例え一千億円積んでいたのが、方法を変えることによって五百億円ぐらい、または三百億円ぐらいになる、数百億円ぐらいの利益なり、という金額が変わつてくるわけです。これは大変な影響なんです。そういった大蔵認可によって変更された事実に対し、今いわゆる会計処理の変更として取り扱われてないのが、これが実務と私は理解しております。

そういうことでありますと、果たして今までやつてきた大蔵認可、すべてそういう処理を大蔵大臣が認可する、かつその事実を隨時説明して言われるのは、ちょっと私にとってみるとやや心外な面もあるわけござりますけれども、いざ会計上のことだけで何か特別扱いして、通常の会計上の説明、これが不足にならないようにせひともそれは特に配慮していただきたい。そういうふうにお願いを申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

○若松委員 重ねてのお話になりますが、大蔵大臣認可ということだけで何か特別扱いして、通常の会計上の説明、これが不足にならないようにせひともそれは特に配慮していただきたい。そういうふうにお願いを申し上げます。

さるに、今度は、ディスクロージャーという観点からセグメント情報の開示というのが一般化しております。いわゆる保険会社ですが、例えば保険種類ごと、個人保険とか個人年金とか団体保険、団体年金、その他いろいろと商品があります。最近、その商品ごとにどのくらい損益があるのか、こういったセグメント情報が一般事業会社は求められております。ところがまだ、お話を聞げているような、きちんと開示の方向へ持つていくべきものは開示していくという方向を志向していることはお認めいただけると思うのでございます。ただ、その際のやはりいろいろな心配になる。ここら辺が事実ディスクローズされていない、私はそう理解しました。いかがですか。

○山口(公)政府委員 会計処理を含めまして基本的に他業態と同様な水準でディスクロージャー

ながら着実にそついた前進をしていくということをどうういうふうに思つておるわけでござります。○若松委員 御説明は、それなりに、一〇〇%と見えないながらもかなりの合格点の情報開示はしている、そういうふうに受け取つたわけですけれども、では、先ほど、会計処理の変更があつた場合にその事実をディスクローズすると、ところが、実際実務におきましては、先ほどの準備金とか株式評価益とか外貨建てとか非常に重要な項目は全部大蔵認可事項です。こういった大蔵認可事項の指導でいわゆる会計処理の変更をした、こういった事実で変更しましたというその内容というのですか、それは実務界ではほとんど示されておりませんよ。私は業界の人へ聞きました。

例えれば、特に責任準備金、例えれば純保方式といふのではなく、先ほどの純保険料方式、ここから十一年のチルメル方式に変えますと、その期の責任準備金の積立額が三分の一ぐらいになるのです。そうすると、一つの生保会社で、大手になりますと数百億円の影響額、従来は例え一千億円積んでいたのが、方法を変えることによって五百億円ぐらい、または三百億円ぐらいになる、数百億円ぐらいの利益なり、という金額が変わつてくるわけです。これは大変な影響なんです。そういった大蔵認可によって変更された事実に対し、今いわゆる会計処理の変更として取り扱われてないのが、これが実務と私は理解しております。

そういうことでありますと、果たして今までやつてきた大蔵認可、すべてそういう処理を大蔵大臣が認可する、かつその事実を隨時説明して言われるのは、ちょっと私にとってみるとやや心外な面もあるわけござりますけれども、いざ会計上のことだけで何か特別扱いして、通常の会計上の説明、これが不足にならないようにせひともそれは特に配慮していただきたい。そういうふうにお願いを申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

さるに、今度は、ディスクロージャーという観点からセグメント情報の開示というのが一般化しております。いわゆる保険会社ですが、例えば保険種類ごと、個人保険とか個人年金とか団体保険、団体年金、その他いろいろと商品があります。最近、その商品ごとにどのくらい損益があるのか、こういったセグメント情報が一般事業会社は求められております。ところがまだ、お話を聞きますと、今大蔵省として各生損保に内部的にテスト的にそういう数字を出してきなさいという状況のように伺つております。

それで、いつからこのセグメント情報が出されていくのか、それについてはいかがでしょうか。

○山口(公)政府委員 保険審議会の答申におきまして、生保会社の経理に区分経理を導入すべきことなどの指摘がございました。その指摘を受けまして、平成三年度以降 損益状況を把握する観点から、無配当と有配当別に個人保険、団体保険、団体年金保険、その他の保険及び会社勘定にそれぞれ区分しまして損益計算書段階での区分経理を試行してきてるところでございますけれども、現在、保険種類ごとに資産を張りつける方法によつて、保険種類ごとの区分経理が導入された場合には、その結果を契約者等にディスクローズすることは契約者保護の観点からも必要なことと考えておりますが、現在の検討状況は今申し上げたとおりでございまして、現在検討を行つてゐる区分経理が各保険会社の実務として定着し、契約者等に無用の混乱が生じないことを確認しつつ、ディスクロージャーについて検討してまいりたいといつふうに考へてゐるところでございます。

今まで生保の経理については、大きな集団、ブームといいますか、塊で経理しておつたのをこ

ういうセグメントに分けるというのは大変な革命的

なことでございまして、生保の会社にとつても

大変な苦労を今やつていただいているところでござります。しかし、経営を近代化し、さらに伸ばすためにはどうしてもやつていただきかななければいけないということで頑張つていただいているところでございます。

○若松委員 今、革命的という表現を使われまし

たが、まさにそのとおりだと思います。引き続き業界に対する御指導のほどをよろしくお願ひします。

続きまして、ソルベンシーマージンをこれから計上するわけですねけれども、保険会社としての経営リスクをどういうふうに算定して、どういうふうにソルベンシーマージンを計上したのか、この基準が果たして改正法によりましてディスクロー

ズされるのか。特に、改正法を見ますと、どういう計算方法でどういう根拠でソルベンシーマージンの基準を採用したかというのが法律では要求されておりません。ただ、これは一般契約者にとりましても保険会社の選択情報の一つとしても大変有益ですし、ソルベンシーマージン基準の情報開示は必要となります。いかがでしょうか。

○山口(公)政府委員 今回導入をお願いしておりますソルベンシーマージン基準は、保険会社が保

険契約者等に対する将来の保険金等の支払いのために積み立てている責任準備金を超えて有する支

払い余力を指標として把握するものでございま

す。

具体的には、保険会社が直面している保険リス

クとか資産運用リスク等の諸リスクを定量化しま

して、そのリスク相当額を分母としまして、保険

会社の自己資本と考えられる資本勘定、諸準備金

等の合計額を分子とする計算方法を大蔵省令で定めることとしておりまして、この比率をもつて保

険会社の健全性をチェックするために活用するこ

とを考へております。

また、同様の基準は既にアメリカ、EU諸国で

法定化されているものでござります。

○若松委員 先ほど、ソルベンシーマージンをど

ういうふうに計算されるのか、大蔵省令の中の一つ

の指標としてというお話をありました。そういう

具体的なものがあれば、それは第三者にとつても

すぐわかるよう例えれば省令で明確に規定する

か、そういうことは必要じゃないかと思うのです

が、いかがでしょうか。

○山口(公)政府委員 御指摘のよう、ソルベン

シーマージンの基準の具体的な大蔵省令の内容に

ついて、現在保険会社でちょっと試行をお願いし

ています。本当は省令を今出してほしいのが私の

率直な希望でござります。

それで、連結財務諸表なんですねけれども、これ

が今まで、日本の場合にはまだ単体の決算

が主で連結が附属資料という考え方でしかれど

も、世界はもうそうじゃありません。連結が決算

書、附属資料として単体の決算書がある。ところ

が日本はまだまだ、特に生損保業界は連結はつく

られておりません。平成八年四月から導入という

ことですので、これから実務を見るわけですが

れども。

ただ、連結財務諸表をつくる場合には、やはり

外部のチェックがないと果たして、自己証明は証

明にあらずという言葉がありますので、どうも外

一定割合等を規定し、その合計額を分子とする。

それから、引き受けている保険契約に係る保険

事故の通常の予測を超える発現その他の理由によ

り発生する危険に相当する額として大蔵省令で定

めるところにより計算した額といたしましては、

生命保険会社が直面している諸リスクを保険リス

クと資産運用等リスクに分け、例えば保険リスク

につきましては、保険料設定時に予測できなかつた死亡保険金支払いリスクとして危険保険金の

○・六ペーミル等と保険數理上の確率論をベース

に各リスクを定量化するなど、資産運用等リスク

については、運用資産の収益率が予定を下回るリ

スクとして価格変動、金利リスク、信用保付先の

倒産等による元本が回収されないリスクとしての

信用リスク、その他オフバランス取引に係るリス

ク及び関連会社への投資に係るリスク等として、

それぞ過去の保険会社の実績及び調査機関の統

計をベースとしてそのリスクを定量化した上で、

そのリスク相当額を分母とする。

以上のようなことを大蔵省令で定めまして、保

険会社の健全性をチェックするために活用するこ

とを考へております。

保険会社の健全性をチェックするために活用するこ

とを考へているわけでござります。したがつて、

大蔵省令でもつてそれをこういった形で明らかに

していくことを考へております。

○若松委員 明快にわかりました。よろしくお願

いします。本当は省令を今出してほしいのが私の

率直な希望でござります。

それで、連結財務諸表なんですねけれども、これ

が今まで、日本の場合にはまだ単体の決算

が主で連結が附属資料という考え方でしかれど

も、世界はもうそうじゃありません。連結が決算

書、附属資料として単体の決算書がある。ところ

が日本はまだまだ、特に生損保業界は連結はつく

られておりません。

平成八年四月から導入という

ことですので、これから実務を見るわけですが

れども。

ただ、連結財務諸表をつくる場合には、やはり

外部のチェックがないと果たして、自己証明は証

明にあらずという言葉がありますので、どうも外

部監査は予定されていないようですから、これは

早急に、連結財務諸表の作成を強制すると同時に

外部監査もあわせて要求するべきではないかと

思いますが、いかがでしょうか。

○山口(公)政府委員 保険会社のうち損害保険会

社は上場されております関係で連結ベースでやつ

ておりますが、生保の相互会社におきましては、

資金調達手段が制限されてきたといつこともあり

ます。

まして、証券取引法上の開示制度であります連結

財務諸表の適用は行われております。

御審議賜つております保険業法案に相互会社債

の発行規定を盛り込んでいること、及び子会社方

式での生損保兼営を盛り込んでいることから、こ

れら子会社を含めた当該保険会社の支配從属関係

にある海外の子会社等と本体の保険会社の財務状

況を連結し、実質的な保険会社の経営状況を把握

するということは、契約者にとって重要な情報と

考えられるることは御指摘のとおりだと思います。

そのことから、生保会社に連結財務諸表の作成を

導入すべく現在検討を行つてゐるところでござい

ます。

現在、連結財務諸表は証券取引法に基づいて作

成されておりまして、その作成した連結財務諸表

につきましては、同法の規定に基づき公認会計士

等の監査証明を受けることとなつております。し

たがつて、生保相互会社について今回公募の発行

が認められることになり、それが公募であります

れば証取法が適用され、自動的に外部による会計

監査の対象となると承知しております。しかし、

が主で連結が附属資料という考え方でしかれど

も、世界はもうそうじゃありません。連結が決算

書、附属資料として単体の決算書がある。ところ

が日本はまだまだ、特に生損保業界は連結はつく

られておりません。

平成八年四月から導入という

ことですので、これから実務を見るわけですが

れども。

ただ、連結財務諸表をつくる場合には、やはり

外部のチェックがないと果たして、自己証明は証

明にあらずという言葉がありますので、どうも外

部監査は予定されていないようですから、これは

早急に、連結財務諸表の作成を強制すると同時に

外部監査もあわせて要求するべきではないかと

思いますが、いかがでしょうか。

○山口(公)政府委員 保険会社のうち損害保険会

社は上場されております関係で連結ベースでやつ

ておりますが、生保の相互会社におきましては、

資金調達手段が制限されてきたといつこともあり

ます。

まして、連結財務諸表をつくる場合には、現在外部監査の対

象にはなっておりません。

法的には自動的に外部監査が必須となると考

査の対象となると承知しております。しかし、

が認められることになり、それが公募であります

れば証取法が適用され、自動的に外部による会計

監査の対象となると承知しております。しかし、

が主で連結が附属資料という考え方でしかれど

も、世界はもうそうじゃありません。連結が決算

書、附属資料として単体の決算書がある。ところ

が日本はまだまだ、特に生損保業界は連結はつく

られておりません。

平成八年四月から導入という

ことですので、これから実務を見るわけですが

れども。

ただ、連結財務諸表をつくる場合には、やはり

外部のチェックがないと果たして、自己証明は証

明にあらずという言葉がありますので、どうも外

部監査は予定されていないようですから、これは

早急に、連結財務諸表の作成を強制すると同時に

外部監査もあわせて要求するべきではないかと

思いますが、いかがでしょうか。

○山口(公)政府委員 保険会社のうち損害保険会

社は上場されております関係で連結ベースでやつ

ておりますが、生保の相互会社におきましては、

資金調達手段が制限されてきたといつこともあり

ます。

まして、連結財務諸表をつくる場合には、現在外部監査の対

象にはなっておりません。

法的には自動的に外部監査が必須となると考

査の対象となると承知しております。しかし、

が認められることになり、それが公募であります

れば証取法が適用され、自動的に外部による会計

監査の対象となると承知しております。しかし、

が主で連結が附属資料という考え方でしかれど

も、世界はもうそうじゃありません。連結が決算

書、附属資料として単体の決算書がある。ところ

が日本はまだまだ、特に生損保業界は連結はつく

られておりません。

平成八年四月から導入という

ことですので、これから実務を見るわけですが

れども。

ただ、連結財務諸表をつくる場合には、やはり

外部のチェックがないと果たして、自己証明は証

明にあらずという言葉がありますので、どうも外

部監査は予定されていないようですから、これは

早急に、連結財務諸表の作成を強制すると同時に

外部監査もあわせて要求するべきではないかと

思いますが、いかがでしょうか。

○山口(公)政府委員 保険会社のうち損害保険会

社は上場されております関係で連結ベースでやつ

ておりますが、生保の相互会社におきましては、

資金調達手段が制限されてきたといつこともあり

ます。

まして、連結財務諸表をつくる場合には、現在外部監査の対

象にはなっておりません。

法的には自動的に外部監査が必須となると考

査の対象となると承知しております。しかし、

が認められることになり、それが公募であります

れば証取法が適用され、自動的に外部による会計

監査の対象となると承知しております。しかし、

が主で連結が附属資料という考え方でしかれど

も、世界はもうそうじゃありません。連結が決算

書、附属資料として単体の決算書がある。ところ

が日本はまだまだ、特に生損保業界は連結はつく

られておりません。

平成八年四月から導入という

ことですので、これから実務を見るわけですが

れども。

ただ、連結財務諸表をつくる場合には、やはり

外部のチェックがないと果たして、自己証明は証

明にあらずという言葉がありますので、どうも外

部監査は予定されていないようですから、これは

早急に、連結財務諸表の作成を強制すると同時に

外部監査もあわせて要求するべきではないかと

思いますが、いかがでしょうか。

○山口(公)政府委員 保険会社のうち損害保険会

社は上場されております関係で連結ベースでやつ

ておりますが、生保の相互会社におきましては、

資金調達手段が制限されてきたといつこともあり

ます。

まして、連結財務諸表をつくる場合には、現在外部監査の対

象にはなっておりません。

法的には自動的に外部監査が必須となると考

査の対象となると承知しております。しかし、

が認められることになり、それが公募であります

れば証取法が適用され

○若松委員 任意監査ということですから、やらないよりはやつた方がいい。ぜひ、できたら早急に法的な手当をして、やはり生損保の連結財務諸表についても外部監査、正式な証明書を得る、そういう手続を進めていただきたいと要望いたします。

残り時間少なくなつてしまいましてので、ディスクロージャーという業界にとっては大変つらい話ばかりをさせていただきましたが、今度は税法という問題で、今大変業界にとりましてまたつい税法がござります。これについてお話をさせていただきます。

異常危険準備金制度、この仕組みが若干ややこしいので、委員の皆様のお手元に一枚、資料としてお配りさせていただきました。

この異常危険準備金ですけれども、いわゆる保険料が毎年一〇〇なら一〇〇あります。大体保険料といふのは一年契約ですから、それで保険料が一〇〇入る。そして、その年実際に保険を実行したことで保険金が出る。あるときは利益、あるときは損。ところが、やはり巨大な損失、例えば、この前の阪神大震災といふのはまだ別であります。そして、その年実際に保険を実行したことで保険金が出まして、かなりこの異常危険準備金算入は認めていいんじやないか。

これは、実は数年前ですけれども、ある意味で損害保険業界の世界の職業会計人のプロがスイスで集まりまして、それでいろいろ議論したのです。そして、この異常危険準備金、これは大体実態ペースで必要な分は全部損金算入を認める、これがどうも世界の税法の常識らしいのです。ところが日本は二%しか認めてくれない。これは業界にとって非常につらい話であり、かつこれから業界は大規模災害に対しても備えなくちゃいけない。やはり税法の支援も必要である。そういう面から、二%では足りない、やはり実態ベースの五%前後にするべきではないかと思いませんけれども、いかがでしょうか。

○小川(是)政府委員 異常危険準備金につきましては、確かに保険事業の特殊性に配慮をいたしまして、特別措置として、一定の保険について一定の積み立てを現在損金算入によって認めているものでございます。もう一つ、今回阪神大震災でもあります。もしだれども、地震火災費用、地震火災があつた場合にはその被害額の五%を払う。こういったものは、まさにここで言う異常危険準備金、これで準備金をプールして、まさかの大規模災害につ

いて保険会社の支払いの不足が生じないようになります。しかしながら、異常危険準備金はそういういた意図なものだから、税務上、その積み立て、今は二%しか認められておりませんけれども、二%は損金算入する。

ところが、先ほどのこの業界の過去の経験値を見ますと、大体五・四%、五%強がいわゆる大規模な風水災害または地震。これから関東大震災が起きた場合に少なくとも先ほどの地震火災の五%はやらなくちゃいけない。関東の保険加入者はほとんどこの五%に入っています。これから、将来いつ起きるかわからないけれども、大規模な災害が起きた場合に、これはやはり損保会社のそれまでの会社がこの異常危険準備金をもつともっと積んでもらわなくちゃいけない。そのためには、やはり見積もられる五%前後の準備金までは損金算入は認めていいんじやないか。

これは、実は数年前ですけれども、ある意味で損害保険業界の世界の職業会計人のプロがスイスで集まりまして、それでいろいろ議論したのです。そして、この異常危険準備金、これは大体実態ペースで必要な分は全部損金算入を認める、これがどうも世界の税法の常識らしいのです。ところが日本は二%しか認めてくれない。これは業界にとって非常につらい話であり、かつこれから業界は大規模災害に対しても備えなくちゃいけない。やはり税法の支援も必要である。そういう面から、二%では足りない、やはり実態ベースの五%前後にするべきではないかと思いませんけれども、いかがでしょうか。

○小川(是)政府委員 異常危険準備金につきましては、確かに保険事業の特殊性に配慮をいたしまして、特別措置として、一定の保険について一定の積み立てを現在損金算入によって認めているものでございます。

通常、税法上、所得計算上損金に算入をされることは、確かに保険事業の特殊性に配慮をいたしまして、特別措置として、一定の保険について一定の積み立てを現在損金算入によって認めているものでございます。

ければならないというのは企業会計と同じでございます。しかししながら、異常危険準備金はそういういた意味においては経費性を持たないものでございます。今委員がおっしゃられたように、毎年毎年契約者との関係では終わつておる話でございますから、あとは事業において発生するリスクを将来的にカバーするためには、財務内容を会社サイドでどれだけのものを強化していくかというところでございます。

その点につきましては、現在の火災保険の二%につきましても、これは当然のことながら収入保

険料のうちの危険部分について、過去のデータ等から見まして、本来なら、あるいは火災保険なんかについては見直すべきである、むしろ、火災保険について異常危険といつよつたものを考える、保険理数上あるのかどうかといったような議論も含めて見直さなければいけないじやないかといふような議論も私どもやってまいりました。また、片方において、今委員御指摘のような御要望もあるわけでございます。

いずれにいたしましても、そうした異常危険準備金の性格に即応しまして、これは保険理数データ、そういうしたものによって議論をいつもきちっとやっていかなければいけないなというふうに受けとめている次第でございます。

○若松委員 その保険理数等のデータに、いわゆる実態ベースということだと思います。それで議論される。

そうしますと、今度は過去の実績ですけれども、委員の皆様、一枚目の資料ですけれども、これが過去の異常危険準備金の無税で積み立てが認められた推移でございます。昭和五十年以前のときは一%認められました。これがずっと減つてきて、そして昭和六十年からずっと二%でやつてきています。ですから、なぜ過去がこうやって認められて、かつそれなりの率で認められて、今費用じゃないからだめなんだ。

一方、もう一つ、この異常危険準備金の残高、

これは業界の残高ですけれども、御存じの、平成二年までは四千五百億円までいたわけですけれども、台風十九号が平成三年に起きました二千億円になりました。これからどうなるのか。まだ平成六年、阪神大震災は入っておりませんからまた減るのでしようけれども、いずれにしてもこういふ形で、今の二%だけ認めるという形で、本来、保険会社があるべきこの危険準備金の残高があるのかどうか、やはりそれが大事な話だと思います。

やはり二%では足りないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○小川(是)政府委員 その点はぜひ誤解のないようにお願いしたいわけでございますけれども、保険会社だけではなくて、あらゆる事業には事業リスクがあるわけでございます。当期もあれば時間の経過とともににあるわけでございます。そうしたらリスクが生じたときに対応ができなければいけない、お客様のために対応ができなければいけないというものが事業そのものであるうと存じます。

あるいは保険團体を大きくするという形でそれを受けておられるというのが保険業務の特殊性です。したがって、税引き後の所得を留保したり資金を増額したりするわけでございますし、保険会社の場合であれば、そういうことのほかに、リスクが大きいとなれば再保険という道もあり、あるいは保険團体を大きくするという形でそれによるとともにあります。

そうしますと、ある大きなリスクが生じたときのために税法上無税で内部留保を厚くしておくれるリスクを負つて事業をしている各種事業とのバランスにおいて、私ども、税としてはそれには無理があるのではないかというふうに思つてございます。

○若松委員 今の利益留保といふお話をされども、私はそうじやないと思います。損保業といふのは、将来の支払う支出に備えるために、必ずリスクを負つて事業をしている各種事業とのバランスにおいて、私ども、税としてはそれには無理があるのではないかというふうに思つてございます。

いつた項目のために負債性引当金という幾つかの項目があつて、そのうちでも税法上認められるものがあります。経費なのですよ。損保の場合には、単年度単年度で課税するべきじやなくて、やはり大規模な数十年単位の配慮も必要なのですよ。経費なのですよ。だから、実態ベースの過去のその年金数理等の計算で導き出された実態、あるいは数字を経費として損金算入させる、なぜいけるないのでしょうか。世界はそれが常識です。

○小川(是)政府委員 ただいま御指摘の、損害が発生をしたというときに経費であるというのは当然のことのございます。そうではなくて、損害が発生しない、いつも収入保険料が入っているときの一定期額を経費として計上するというためには、それは当期の収益と対応しての経費性あるいは債務性ということが必要だというふうに思います。企業会計上の引当金もそういう考え方で引き当たられているというふうに思つわけござります。

問題は、保険の場合には一年一年で勝負が終わっておりますから、そういう意味での債務性とか経費性といふものはない。ただし、保険リスクを扱っているために、そのリスクが年によって非常に大きく変動するというところに対しても、どう対応が考えられるかということが、この異常危険準備金を税制上もある程度租税特別措置として置いている。こういう考え方だということを御理解いただきたいと思うわけでございます。

○若松委員 ですから、租税特別措置法上やっておるとして、では2%でいいのかというところなんですね。ここに返るわけなんです。かたくなっていると、そういう姿勢でいられる、ふたを開いたら大変な事態が生じる、これは保険部の責任ですか、主税局の責任ですか。

○小川(是)政府委員 さようお示しいただきましたこの資料につきまして、余り技術的になりますのでここで申し上げるつもりはございませんけれども、こういう形で出ているから、例えば四、五%なければ、大きな損害が発生したときに困るというお話は、ほかの各種の事業会社においても

いろいろなリスクを負つておられて、そのリスクを負つたときに困るということと一般的には一つの中に、そういう面の中にあるわけでございます。

問題は、申し上げましたように、発生するリスクというのが年によって大きく変動するというところから、当該事業会社が契約者に対してその年に自分の留保した利益、資本で支払い切れないようなことの生じないようどこまで政策的に配慮ができるかというところ、その点だけはぜひ御理解をいただきたい、こう申し上げている次第でございます。

○若松委員 国民の生命、財産を、特に財産を守るという観点から、やはりここだけははつきりしなければいけない。万が一大規模災害が生じた場合に、当然損保会社がしっかりと財力を得なくてはいけない。ですから、小川主税局長の答えではこの問い合わせておるといふふうに思つておるところには答えていきたいのです。

そうした場合には、保険部 どういうふうに取り扱われますか。

○山口(公)政府委員 なかなか答えにくい話ではございますが、保険部として、保険を監督する立場といたしましては、なるべくそういう準備金の積み立てがスムーズにいくようの方が望ましいといふのは、私どもの立場からいえばそういうことでござります。ただ、税法上のいろいろな考え方があることもそれは事実であると思ひます。

○若松委員 主税局として保険部の、将来の明確な安心のある答えが得られない中、終わらざるを得ない。大変残念ですけれども、時間ですから仕事があることは事実であると思ひます。

○山口(公)政府委員 お答え申し上げます。

同じ事業を営みながら保険業法の対象になつてない、そいつた性格のものに共済とそれから簡保、この二つがあると思うのです。

まず初めに、簡保の問題につきましてちょっと触れたいと思うのですけれども、簡保というのは、民間生保全体の現在六割くらいの規模を持つ、ある意味では世界最大の生命保険会社になっている。それから、国営であるがゆえに、最後のところ、いわゆるソブリンとしての信用がある。それから、税制上も当然のことながら利点があるというようなことが指摘されているわけでありますけれども、今回の保険業法の改正が、第一に規制緩和と自由化による競争の促進と経営の効率化をねらいとし、それから経営の健全性の確保、さらには国際的整合性、こういったものを考慮するということにあるということを考えますと、保険業法を改正しまして、民間保険会社の世界で競争促進を大いに進める、こういうことにしました場合に、簡保との関係も、民間保険の立場からこの際よく検討しなければならないんじゃないだろうか、こう私は思つわけでございます。

それは具体的に言いますと、例えば、簡保の予定利率引き上げ、いわゆる保険料の引き下げが民間生保の保険料の引き下げをあおつたというような話を聞いたことがあります。あるいは、募集というレベルになりますと、いろいろ禁止行為があるわけでありますけれども、その辺の整合性もとつていく必要があるんじやないだろうか。感想もある。それから、国際的にも、外から見ますと、事実上、超巨大生保が国営で存在するということが、外国の目から見て一種の参入障壁、こう受け取られるようなおそれはないんだろうか。

以上、世上、簡保についていろいろ言われることを並べてみたわけありますけれども、これにつきまして、大蔵省の基本的な考え方というのをまず聞かせていただけますでしょうか。

○山口(公)政府委員 お答え申し上げます。

業の補完、官業としての立場を守りつつ適切な運営を行つといった各種の御指摘が行われているところでありまして、簡保におきましては、こうした答申を十分に尊重しつつ適切な業務運営を行つていただきたいというふうに考えております。

○村井委員 そういう方向でひとつ今後とも進めさせていただきたいとお願いを申し上げておきます。

それから、もう一つの世界、共済でございますけれども、きょう、厚生省の社会・援護局の高山地域福祉課長、それから通産省中小企業庁指導部の萩原組合課長、それから農林水産省経済局の米田農業協同組合課長、それぞれおいでいただきたいと思いますけれども、ちよと時間の関係もござりますので、ある程度まとめてお話を聞かせていただければありがたいと思います。要するに、私がこれから申し上げます間に一問一問答えるのであればあります。要するに、私がこれまでに、ある程度まとめてお話を聞かせていただいたものは、まだございません。それで御担当の分野についてお答えいただければありがたいと思います。

私の問題意識は、農業協同組合あるいは生活協同組合あるいは中小企業協同組合あるいは火災共済協同組合、こういったものが実施している、保険と同様の経済機能を持つ共済制度、これの規模について、例えば農業協同組合がやつてある生命保険、こういうものを見ますと、平成五年度末で二百二十八兆円という規模の契約を保有していまして、生命保険各社合計一千二十一兆円という規模でありますから、その割を越えるという相当な規模である。

保険業法改正案では、保険会社が経営不振に陥った場合に、契約者保護のために、他の保険会社に保険を移転するのを支援するといいますから、そのための保険契約者保護基金の設置を初めてしまして、さまざまのセーフティーネットを整備するというような方向が示されていますけれども、これで、共済の場合に、経営不振に陥つて共済金を支払えないような状態になつたときに、各共済それぞれのような措置をとるんだろうか。

それから、料率決定の方法というのはどんなふうに行われているんだろか。

それから、主務官庁が経営の健全性についてどのような監督をしておられるのだろうか。

さじに 組合員の共済 こういいう言い方をします  
すとそれなりにわかつたような気がするのでありますけれども、実際はメンバー・シップを得ますのに大変手続が容易な場合というのがありますて、そういう意味では、組合員の共済といつても事実上不特定多数に広げられているという現実があるのではないか。その辺がどうなっているか。  
それから、そういうような組織というものを前

提にしたときに、その共済を運営している主体の意思決定のシステムというものがどういうことになつてゐるか。

すけれども、員外利用の実情というのがどうなつて  
いるか。この員外利用の問題というのは、申し  
上げるまでもありませんけれども、メンバーシッ  
プが取りやすい場合には、員外利用がないと言つ

てみてもそれは事実上貢外利用を認めるという、貢外利用を比較的容易に認めるという実態になっているケースがあるんだろうと思うのでありますけれども、その辺のところも含めて、それぞれの

制度についてコメントしていただきたい、さらに、ディスクロージャーがどんなふうに行われているか。

明いだけですか。順序はいかようでも結構ですが、もしどんなでしたら、まず厚生省から。

○高山説明員 お答え申し上げます。  
生協は組合員による自發的な相互扶助組織でござりますけれども、共済事業が多數の組合員の生活設計上重要な役割、機能を果たしていることにかんがみまして、生協の共済事業につきましては健全な事業運営が行われるような仕組みがとられておりまして、またそのような指導を行つてゐるところでございます。

ごく簡単にそのポイントを申し上げますならば、共済事業を行う場合、共済事業規約を定めて、行政庁、これは厚生大臣または都道府県知事

でございませんけれども、この認可を受けなければ  
ならないことになつております。この認可を行つ  
場合につきましては、実施する生協の資産状況や  
実績、あるいは危険分散を図るに十分な加入者数  
が見込めるか否か、あるいは死亡や障害あるいは  
火災等の客観的事故率に十分な安全性を見込んだ  
掛け金が設定されているか等を確認の上、認可を行つ  
ておられるところでございます。

また、保障額について、最高限度を設けてい  
るところでございます。

運営に当たつては、法定準備金のほか、大きな  
災害等に備えて、異常危険準備金や任意の積立金  
を充実させるなどの指導を行つております。

また、資金運用に当たつては、財務処理規則に  
おいて財産運用基準を示しまして、安全確実なも  
のの運用を義務づけておるところでございます。

また、組合は毎年度、財務諸表を作成して総会  
あるいは総代会に諮るとともに、行政庁に提出し  
て、その確認を受けることになつております。

しかしながら、生協は、組合員による自発的な  
相互組織であるという性格から、組合員みずから  
が運営に参加するのが原則であるために、共済事  
業を利用する契約者の保護に関しても自己責任の  
原則が適用され、万一、経営不振等により共済金  
を支払えない状態に陥つた場合でも、生協間で自  
主的な助け合いが行われるという場合を除きまし  
ては救済措置が存在しないことも事実でございま  
す。

ただ、現時点におきまして、生協法に基づく共  
済事業におきまして、共済金の支払いを奢かずよ  
うな健全な経営が行われているという事例はな  
いと理解しておりますが、今後とも、生協といふ  
助け合いの精神を生かしつつ、健全な共済事業が  
行われるよう指導してまいりたいと考えております。

料率に関しては、これは先ほど申しました  
ように、組合が組合員の総意に基づいて決定いた  
しまして、共済事業規約というものを定めるこ  
になつておりますけれども、これに当たりまし  
ます。

災害等に備えて、異常危険準備金や任意の積立金を充実させるなどの指導を行っております。

また、資金運用に当たっては、財務処理規則において財産運用基準を示しまして、安全確実なもの運用を義務づけておるところでございます。

また、組合は毎年度、財務諸表を作成して総会

あるいは総代会に諮るとともに、行政庁に提出して、その確認を受けることになっております。しかししながら、生協は、組合員による自発的な

相互組織であるという性格から、組合員みずからが運営に参加するのが原則であるために、共済事業を利用する契約者の保護に関しては自己責任の原則が適用され、万一、経営不振等により共済金を支払えない状態に陥った場合でも、生協間で自ら主的な助け合いが行われるという場合を除きましては救済措置が存在しないことも事実でございます。

ただ、現時点におきまして、生協法に基づく共済事業におきまして、共済金の支払いを省かずような健全な経営が行われているという事例はないと理解しておりますが、今後とも、生協といふ助け合いの精神を生かしつつ、健全な共済事業が行われるよう指導してまいりたいと考えております。

て、厚生省といたしましては、共済の支払い事故の危険率については公式の客観的な統計を用いて算出すること、またはその安全率については共済の件数に従いまして危険率の標準偏差の三倍とすること、あるいは異常危険準備金を見込むことなどを基準として示しているところでござります。

も、基本的に共済事業につきましては、共済の契約前に必ず組合への加入というのが行われるわけですが、基本的には共済事業についてござりますので、基本的には組合への加入といふことで理解しておるとこ  
ろでございます。

生協の共済事業というものは組合員が運営に参加するものでございまして、また組合員は組合の行う業務内容や経営状況につきましても承知してい る必要があるわけでございまして、このため生協法では、事業報告書や財産目録、貸借対照表などにつきましては事務所に備えつけることを義務と して、組合員はいつでもこれらの書類を閲覧する ことができるということで指導しておりますし、 またこの点についてはきちんと指導していること までございます。

○米田説明員 御説明申し上げます

れで健全性をチェックしているところでござります。また厚生省では、計画的に大臣認可生協につきましての検査を行つておるところでございまます。

第一点の、農協が経営不振に陥った場合、其溶織というのは、各市町村単位、大体でございますが、農協組合が全国約二千五百の単位農協がある上に、四十七

それから、意匠決定機関ということでございま  
すけれども、総会が總組合員を構成員とする生協  
の最高議決機関であり、定款の変更あるいは共済  
規約の設定等につきまして総会で決めるというこ

都道府県」といふ共済の場合は、ございましたら、共済の連合会、農協連合会がござります。その上に全国の共済連合会があるということで、系統三段階組織をとつております。こういう全体の中では、

とになつております。ただ、生協法では、人數が多いために、千人以上の組合員を擁する場合は、定款の定めにより、総会にかわるものとして

ブルとして、ブルといいますか、危険を分散、分担していくことで共済金の円滑な支払いを確保しようということでやつておる次第でござ

総代会を設ける規定がございます。したがいまして、組合員の方は総代会の選出ということを通じまして生協の運営に参加するという仕組みになつております。

いります。こういうことによつて、特定地域に自然災害が集中した場合にも対処できるようなどといふことでやつておる次第でございます。

それから、生協の性格として、その目的とするところから、組合員の規定に該当する方につきましてはできるだけ入りやすくするというのが生協法の趣旨でございます。そういう面がございま

農協は責任を保有せずにそのすべてを県の共済連に再共済する、県の共済連は横み立て部分の一定割合を除きまして全国の共済連に再々共済する、こついう仕組みで危険を分担しているということでございます。

に陥つた場合でございますが、その場合には、農協法の第五十条の三という規定がございまして、迅速に共済事業の全部もしくは一部を他の農協に譲渡し、または共済契約を包括して他の農協に移転することができるというふうになつておるわけでございまして、こういう手続を活用しまして、共済加入者の保護を図ることができるんだというふうに考えておる次第でござります。

第二点は料率、掛金率の問題でござますが、

掛金率につきましては、客観的に公平かつ適正なものになりますように、全国の共済連が一定の危険率というものを基礎として、収支相等、相等しくなるという原則に基づきまして、事業運営の健全性にも配慮しながら算定する、それを学識経験者等々によって構成いたします共済約款・共済掛金率審議委員会の議を経て農林水産大臣が承認をする、特定の共済については他の大臣にも同意を求める、こういう仕組みでやっておる次第でござ

第三点、主務官庁、農林水産省でござりますが、経営の健全性についてどういう監督をし、どういうチェックをしているかという御下問がと承知しますが、一般的に、組合が、農協が適正な管理を図るよつに農協法に基づき監督しておる次第でございまして、設立から、共済、信用事業の事業規程の承認から、報告の徵取から、健全運営確保のための是正命令等々が農協法に規定されておる次第でござります。また、業務または会計の状況に關しましては、監査、特別監査の企て、

なお、監督責任でございますが、都道府県を超える組合なり、都道府県区域以上となる連合会、こういうものは我が農林大臣ということでやつております。なお、信用事業につきましては大蔵大臣と共管でございます。これ以外の組合なり農協連合会は、都道府県知事が監督官庁ということになつておるわけでございます。

事業と両々であります、特に共済事業につきましては、共済規程の設定、変更、廃止、こういうものについて行政庁の承認をかけておりますし、また共済の責任準備金の積み立てに当たりましては、省令の定めるところによりまして、毎事業年度末ごとに、その事業種類ごとにこれを積み立てなければならぬと法律で規定しております次第でございます。また、共済の財産運用についても、省令で定める方法によるほかは運用してはいけないというふうに法律で規定しております次第でございますし、先ほど申しました報告の徵取、検査の実施等々によりまして、健全に事業が実施されるようになつております。

加えまして、特に共済事業に係る経営の健全性の確保につきましては、我が方、行政指導でござりますが、系統三段階の機能分担、自己資本の最低基準、準備金の積み立て、取り崩し方法等の財務処理、連合会におきます共済経理担当者の設置、こういう執行体制、さらには決算書類の提出等を指導し、経営の健全性の確保に努めておるというふうに我々考えております。

四点目に、農協の組合員の問題、これについて御下問があつたように思つておりますが、農協の組合員、これは農協法十二条におきまして規定されておりまして、定款で定めた者でございまして、出資一口以上を有しなければならないとなっております。その性格から、正組合員、准組合員に分かれております。

正組合員は、これは農民等でございまして、農民とは、農協法第三条にありますように「みずから農業を営み、又は農業に従事する個人」ということで、農協の区域内に住所または農地を有するなど、定款で個々に定めた要件に該当してほしいということになつております。准組合員につきましては、農協の区域内に住所を有する個人で、当該組合の施設を利用することができると認められることが加入要件でござります。

農協法第二十条によりまして、加入要件を具備している者に対するは、正当な理由がない場合に

加入を拒んではいけませんし、組合員たる資格を有するかどうかというのが明らかでないときは理事会で決めるといふような手続でやつております。

五番目に、意思決定機関の問題でございます。  
意思決定機関につきましては、農協における最高意思決定機関といふのは正組合員が参加する総会ということになつておりますて、なお、五百人以上の正組合員を有する組合といふものは、総会にかわる総代会。総代会は、正組合員の選挙によって民主的に選ばれた総代によつて構成するということになります。

この総会でございますが、年一回必ず開催され

る通常総会に加えまして、必要があればいつでも開催できるというふうになつております臨時総会、あるいは監事の招集または組合員の請求によることによる総会の開催、それぞれ法律上明確に制度化されておる次第でございまして、こういうことで意思決定機関ができ上がっておると承知しております次第でございます。

六番目に、共済事業の員外利用の実態についての御下問でございますが、員外利用というものの厚生事業等の一部の例外はございますが、原則五つあります。

分の一という制限がかかっております。この現実でございますが、二〇%以内、五分の一以内で員外利用が認められておりますが、ちなみに、平成六年三月末における員外の利用状況共済掛金で見て、共済事業全体で九・六%といふうな状況で、二〇%は下回つておるという状況でございます。

最後に、ディスクロージャーの質問がございまして、これがにつきましては、法律第三十六条基づきまして事業報告書、財産目録、貸借対照表、資金計画書、月次会計結果、年次会計結果等の開示を義務づけられております。

案、こういうものを主たる事務所に備え置きまして、総会に提出すると法律で明定されておる次第でございますし、同時に、総会及び理事会の議事録を主たる事務所に備え置くこと等によりまして、経営内容を組合員及び組合の債権者に提供しておるということでございます。

信用事業については、法律五十四条の二におきまして、さらに厳しい、厳しいというか具体的なといいますか、平成五年事業年度から、信用事業及び信用事業に係る財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成いたしまして、主要な事務所に備え置き、公衆の検査に供するということで、法律五十四条の二に規定しているところでございます。

取り急ぎ申し上げました。

○萩原説明員 お答えをいたします。

先生の方からは、中小企業の協同組合、それから火災共済の組合についての御質問がございましてが、ここでは、中小企業協同組合法に基づく典型的な共済事業であります火災共済協同組合についてお答えをいたしたいと思います。ほかの事業協同組合もほぼ類似な仕組みになつてございます。

火災共済協同組合につきましては、まず第一点、先生から御質問がございました、経営不振に陥つて支払えないような状態になつた場合にどのような措置をとるのかという点でございますが、これは、それぞれ引き受けできる共済金額を法律に基づいて限定をいたしております。それから、全日本火災共済協同組合連合会というところに再共済を掛けることによって危険の分散を図つております。さらにもう、県の単位の火災共済組合におきましては、県との間で支払い保証に関する契約を締結したり、あるいは金融機関との融資予約の覚書を交わしたりというようなことで、基本的には財政悪化によつて破綻するということにはならないような仕組みを講じておるところでござい

三

それから料率の決定の方法でございますが、過去の事故の状況あるいは運営費、事業費などを勘案した上で、業種別の組合あるいは連合会につきましては、これは大蔵大臣と通産大臣の共管になつてございますが両大臣の認可、それから県単位の組合につきましては、これは県知事の認可でございますが、事前に大蔵大臣及び通産大臣に協議を行つた後、知事の認可を受けて料率は決定するということになつてございます。

それから、主務官庁は経営の健全性に対しても

組合につきましては、やはりこれも組合法に基いて  
きまして総代会を設けることができるという形にな  
なってございます。火災共済組合につきましては、す  
べてこれは総代会が設けられております。  
それから、員外利用の実態についての御質問が  
ございましたが、火災共済組合の員外利用につきま  
しても、これも組合法に基づきまして、組合員の  
等の利用分量の総額の百分の二十を超えない範囲  
に限定をされてございます。火災共済組合につきま  
しては、最近年では大体三%前後の員外利用の  
実態になつてございます。

きましてのウエート、これはいろいろな見方があるのですけれども、掛金収入で見るのが適当かと思思いますけれども、それで見ますと、平成五年度におきまして、全体の掛金収入の七・九%に当たっているところでござります。

○米田説明員 農協共済に占める自動車共済等の自動車関係の共済のシェアでございますが、平成五年度で八・三%ということございまして、平成三年、四年とおのおの九%で推移いたしましたので、ほとんど変わらない状況でございます。

以上でございます。

いろいろと膨大な作業をやつたという事務的なところも一つあるかと思います。

もう一つは、公式見解として申し上げるべきかどうかはわかりませんが、銀証はやはり直接金融か間接金融かというような形で金融仲介機能としては同じなわけござります。しかも、間接金融か直接金融かというのが昔ははつきりと分かれていった、それが証券化等の動きで非常にミックスしてきた。余り垣根の問題を議論しているとだんだん取り残されるという問題がかなり激しい形で起つてきただけではないかという感じもするわけで

それから、主務官庁は経営の健全性に対してどうの  
ような監督を行っているかという質問でござ  
いますが、今申しましたように、この火災共済組  
合の監督官庁は、組合法に基づきまして、県単位  
の組合につきましては各都道府県、業種別の組合  
あるいは連合会につきましては大蔵省及び通産省  
となつてござります。

ば定款の変更であるとか、あるいは事業方法書共済掛金算出方法書等の変更につきましては、それぞれ行政庁の認可事項となつてござります。各都道府県単位の組合につきましても、事前に大蔵省及び通産省と協議をするという形で、県と国とで二重のチェックを行つてはいるところでございます。さらに、二年あるいは三年に一度は立入検査などを行つて、組合の運営、財政面に対して指導を行つております。

それから、第四点でござりますが、組合員にござ

る資格でございます。火災共済組合、これは事業協同組合もそうでございますが、組合員になるためには、商業、工業など事業を行つてゐる中小企業者に限定をされております。

それから、意思決定機関につきましては、先ほど他省の方からも御説明ございましたが、基本的にはやはり総会の議決で組合の根本となる事項は決定されることになつてございまます。そういう意味では、総会が組合の最高の意思決定機関になつてござります。

共済で損害保険に相当する分野で、モータリゼーションの進展に伴いまして、自動車保険といいますか自動車共済の占める比重というのはかなり高まっているのだろうと思うのですが、農協の共済、それから生活協同組合の共済、その比重はそれぞれどのくらいですか。これは事実だけちょっと教えてください。

○高山説明員 お答え申し上げます。

生協の行う共済事業につきましては、生命共済、火災共済、それから任意の自動車共済等をやつておりますけれども、任意の自動車共済について

うに規定されています。  
それから、組合員は、総組合員の十分の一以上の同意が得られれば、会計の帳簿の閲覧または複写によつて、組合の経営状況につきましてその開示を求めることができるようになつておきま  
います。

以上でござります。

○村井委員 どうもありがとうございました。  
もう一点だけ、ちょっとお伺いしたい、小さくことになるかもしませんが。

ございませんけれども、改正をお願いしている法律を含めまして、保険制度改革は五十数年ぶりの、基本法を変えつつなおかつ規制緩和をやるということで、かなり準備期間に時間がかかった、五年優にかかったという事情もございます。

銀行の場合はセーフティーネットがあつて、それから業法という意味での銀行法があります。それからこの銀証の相互参入等の問題があつたといふにステップを踏んでおつたわけですけれども、保険の場合は、どういう理由かわかりませんが、一舉に来たということが一つあり、そのためによ

お聞かせいただいたわけですが、今度生損保の子会社方式による相互参入が行われるわけであります。すが、その際にファイアーウォールをどうするかという問題、これは非常に大切な問題だと思うのですが、

につきまして、今度生損保の相互参入など規制緩和が大変進むわけでござりますけれども、銀行、証券の間のそれに比べまして保険会社につきましての規制緩和がある意味ではおくれた理由、これは保険部長、どんなふうに理解しておられますか。銀証の場合、相互参入をやりましょうという話は比較的早く割り切られた、保険会社はちょっとおくれたという印象があるのでありますけれども、その辺はどんなふうにお考えになりますか。

○山口(公) 政府委員 なかなか難しい御質問では

のですね。だから、銀証保で一遍にやろうといふ動きにならなかつたのは、恐らくそういう事情もあつたのではないか。

しかし、これだけウエートが大きくなりました生損保業界が厳然としてあるわけでございまして、金融の自由化、国際化はそういった業界にも押し寄せてまいっております。しかも、金融機関としては同じ機能を持つておるわけでございまして、保険だけ別にのんびりしていいよといふことはやはりならなかつた。だから急いで追いかけて

○村井委員 どうもありがとうございました。お忙しいでしようから、どうぞお二人、これでお引き取りいただいて結構です。

さて、法案の中身の方に移らせていただきたいと思いますけれども、同僚議員から既にいろいろお話をありましたので、できるだけ重複を避けまして申し上げてまいりたいと思いますが、保険会社

ございます。  
保険についていいますと、間接金融が直接金融  
かという問題からいいますと、確かに貸し付け等  
がありますからそういった金融仲介機能もござい  
ますが、そのほかに保障機能とかいう銀行や証券  
にはない機能があるわけでございまして、業態と  
してちよつと違うねという感じがあつたと思つて

ございませんけれども、改正をお願いしている法律を含めまして、保険制度改革は五十数年ぶりの、基本法を変えつつなおかつ規制緩和をやるということで、かなり準備期間に時間がかかった、五年優にかかったという事情もございます。

銀行の場合はセーフティーネットがあつて、それから業法という意味での銀行法があります。それからこの銀証の相互参入等の問題があつたといふにステップを踏んでおつたわけですけれども、保険の場合は、どういう理由かわかりませんが、一舉に来たということが一つあり、そのためによ

お聞かせいただいたわけですが、今度生損保の子会社方式による相互参入が行われるわけであります。すが、その際にファイアーウォールをどうするかという問題、これは非常に大切な問題だと思うのですが、

三

ハードルを高くしたというような感じがあつたと思うのですが、今度はそれと比べますと、生保、損保といいましても同じ保険だという意味で業務の同種性が非常に高い。それからまた産業支援力という点でも銀行なんかとはちょっと違うのじやないか。そういう意味で、「ファイアウオール」というのは銀証の場合よりも低くていいのじやないか。私はそこも思つのですけれども、当局の具体的に想定しているファイアウォールのレベルといいましょうか、基本的な考え方をぜひ聞かせていただきたい。

いと私は思うのですけれども、この辺はどうなんでしょうか。

それから、時間の関係もありますので、さつと申し上げさせていただくと、今度は生保、損保、生損保の場合も業務の代理、事務の代行を幅広く認めめる方が経営資源の有効活用という点からも経営の効率化に資するし、それから国民経済的な観点からもメリットがあるというような感じがするのですけれども、省令をどんなふうにお決めにならおつもりなのか、行政の基本的なスタンスをぜひ伺わせていただきたい。

さらに、より重視しておりますのは、保険子会社を保有できないような保険会社と、保有し得る、子会社を持てるような保険会社との、ちよつと語弊があるといけませんが、イコールフルツーディング的な観点も考慮する必要があります。

以上のような観点を総合的に考えながら省令を定めてまいりたいというふうに考えておることでございます。

○村井委員 業務の代理、事務の代行、それから生損保の提携、いずれについても公取との関係と、いうのが私はちょっと気になるのですね。特別の

流れの中で、どちらかというとちょっと抑えられてしまつたというような感じもしないではない。中小保険会社がよくやつている分野だといふよう理屈もあるけれども、どうも判断としてはそういう対外的な配慮の方が優先しているような印象があるわけであります。

さるに、より重視しておりますのは、保険子会社を保有できないような保険会社と、保有し得る、子会社を持つようないわゆる保険会社との、ちょっと語弊があるといけませんが、イコールフルティング的な観点も考慮する必要があります。以上のようないわゆる保険会社との、ちょっと定めてまいりたいというふうに考えておることでございます。

○村井委員 業務の代理、事務の代行、それから生損保の提携、いずれについても公取との関係と、それがどうなっているかという観点も、ちょっと別の排除規定を設けていないとすれば、公正取引委員会の判断というのが大変大きな影響を及ぼす可能性があるのではないかという気がするのですが、その辺はどんなふうにお考えでしょうか。

○山口(公)政府委員 こうした業務の代理、事務の代行等を認める場合におきましても、それが實質的に占有につながるとか、あるいは系列化によって競争制限的になるとかということであつては困るわけでございまして、そういうものにならないようないように配慮をするつもりでございます。その限りにおいては独禁法上の問題にはならないと思いますが、今申し上げたような疑わしい、あるいは懸念があるような場合には、当然公取と調整をするということにならうかと思ひます。

○村井委員 続いて、第三分野の話です。

これは、先ほど既に北側委員はか同僚議員かともいろいろお触れがありましたが、当分の間、いわゆる激変緩和措置ということなのでしょうか、そういう意味で参入を認めないと、いかが抑える、こういうことになつてはいるわけですがしかし、当分の間といつても、もうずっと三十年も三十年も当分の間といふことがしばしばあるわけですね。これはやはりおかしい。

それで経緯を考えてみますと、いわゆる第三分野というのは、日本いろいろな保険の交渉などがありましたが、例えばアメリカ系の、外國系の保険会社がいわば開拓した分野だということをもあって、規制緩和という非常に大きなかつ野

流れの中で、どちらかというとちょっと抑えられたことでありますけれども、生損保相互参入という世界よりも、もっと実はそれそれにやつていから第三分野なのだろうと思うのですね。そういう意味では、私は猶予期間というのを明確に年数を区切つたらどうだという気がするのです。その方が、いわばそこで激変緩和措置の対象になる企業の経営努力というのを促すということにもなるのではないかと考えますが、そのあたり、どんなふうにお考えでしようか。

○山口(公)政府委員 第三分野に対する特別な配慮規定の期間をいつまでにするかという問題につきましては、第三分野に依存度の高い中小保険会社、外国保険会社等が、第三分野以外の生命保険あるいは損害保険のいわゆる固有分野において事業展開をなし得る環境が整備されていくときというような考え方でいるわけでござりますけれども、今の時点でこの規定の終了時期を明確にすることは、確かに先生おっしゃるように、そのためには準備をみんながするからいいのじやないかという議論ももちろんあると思います。ただ、第三分野での競争というのは非常に激しうございまして、その影響というのは非常に激しく出てくるということで、保険審議会の答申でも非常に心配されている部分でございます。

現時点においてその時期を明示するのは御勧弁いただきたいと思うのでござりますけれども、今先生のおっしゃったようなお考えがあるといふことを十分重く受けとめて対応してまいりたいと思つております。

○村井委員 またちょっと付随業務の話に戻らせていだきます。

業務の代理、事務の代行などは大蔵大臣の認可

○山口(公)政府委員 生損保の相互参入に伴う  
ファイアウォールとしましては、法律上はいわゆ  
るアームズ・レンゲス・ルールと省令委任の規定  
を設けてございますが、省令以下のファイアウ  
ォールの詳細につきましては、今先生おっしゃい  
ましたように、生損保の場合は同じ保険であるこ  
とに変わりございませんので、銀証におけるよ  
うないわゆる利益相反等といった非常に深刻な問  
題というのは比較的起こりにくいのではないかと  
いう感じは持っております。その辺は先生と認識  
は近いのではないかと思っております。

また、親子間の経営資源の有効活用という観点  
からのクロスマーケティングの趣旨というものを  
踏まえながら考える。他方、やはり子会社で展開  
する、子会社であるという以上は親会社からある  
程度独立していることもまた必要だと思うわけで  
ござります。それから、生損保の兼當禁止という  
規定もございますので、そういうもののバランス  
をとりながら現在の実態を踏まえて定めてまい  
りたいと思いますが、銀証との比較で申されれば  
やはりそんな感じかなというふうに思つております。  
す。

○村井委員 次に、法案の九十八条第一項一号、こ  
こで付随業務につきまして、業務の代理、事務の  
代行、こんなよつた話が出てくるわけであります  
が、同種の保険会社、つまり生保と生保、損保と  
損保、この間での業務の代理あるいは事務の代  
行、これについては特段の制限を設ける理由はな

○山口(公)政府委員 まず、生生、損損といいま  
しょうか、その関係から申し上げますと、生命保  
険会社、損害保険会社とも、保険業を営む者とし  
て免許を受けているわけございまして、それぞ  
れ独立して保険の募集及び保険の引き受け、それぞ  
から保険金の支払いにかかる業務を行うことがな  
い原則であります。だから、生保と生保、損保と損  
保の間において無制限に業務の代理あるいは事務  
の代行を認めるというのはかえって適当ではない  
のではないかというふうに考えております。  
しかし、例えば外国の保険会社に保険を掛けた  
者が、日本の港で事故が起きて、それをぜひ調査  
してほしいとか、そういう例えれば外国保険事業者  
の業務の代理等を国内損保会社が行うような場合  
は現行法でも認められておりまして、そういうな場合  
合理的な理由がある場合には業務の代理、事務の  
代行を認めることを検討していくべきではないか  
と考えております。  
それから、生損の話でございますけれども、生  
損の間の業務の代理、事務の代行については、子  
会社による相互参入を認めた趣旨、それから生損  
保が兼業禁止になつていてるという趣旨から、やは  
り無制限に認められるのはいかがなものかななどとい  
う感じがします。他方、御指摘のように経営資源の  
効率化に資するし、国民経済的観点からもメ  
リットはあると思いますけれども、そういった原  
則にあくまでのつとめた形で考えていく。

○山口(公)政府委員 こうした業務の代理、事務の代行等を認める場合におきましても、それが実質占化につながるとか、あるいは系列化によつて競争制限的になるとかということであつては困るわけでございまして、そういうものにならないようより配慮をするつもりでございます。その限りにおいては独禁法上の問題にはならないと思いますが、今申し上げたような疑わしい、あるいは懸念があるような場合には、当然公取と調整をするということにならうかと思います。

○村井委員 続いて、第三分野の話です。

これは、先ほど既に北側委員はか同僚議員かともいろいろお触れがありましたけれども、当分の間、いわゆる激変緩和措置ということなのでしょうか、そういう意味で参入を認めないといいますか抑える、こういうことになつてゐるわけですから、しかし、当分の間といつても、もうずっと三十年も三十年も当分の間といふことがしばしばあるわけですね。これはやはりおかしい。

それで経緯を考えてみると、いわゆる第三分野というのは、日本のいろいろな保険の交渉などがありましたが、例えばアメリカ系の、外國系の保険会社がいわば開拓した分野だということをもあって、規制緩和という非常に大きな動きが

数を区切つたらどうだという気がするのです。その方が、いわばそこで激変緩和措置の対象になる企業の経営努力というのを促すということにもなるのではないかと考えますが、そのあたり、どんなふうにお考えでしようか。

○山口(公)政府委員 第三分野に対する特別な配慮規定の期間をいつまでにするかという問題につきましては、第三分野に依存度の高い中小保険会社、外国保険会社等が、第三分野以外の生命保険あるいは損害保険のいわゆる固有分野において事業展開をなし得る環境が整備されていくときというような考え方でいるわけでござりますけれども、今の時点でのこの規定の終了時期を明確にするということは、確かに先生おっしゃるように、そのためには準備をみんながするからいいのじやないかという議論ももちろんあると 思います。ただ、第三分野での競争というのは非常に激しく出てくるということで、保険審議会の答申でも非常に心配されている部分でございます。

現時点においてその時期を明示するのは御勧弁いただきたいと思うのでござりますけれども、今先生のおっしゃったようなお考えがあるといふことを十分重く受けとめて対応してまいりたいと思つております。

○村井委員 まだちよつと付随業務の話に戻らせていだきます。

業務の代理、事務の代行などは大蔵大臣の認可

をする。しかし、その九十八条の一項二号以下の債務保証だと國債の引き受け、募集、それから金銭債権の取得、譲渡、有価証券の私募、こういったところについては大臣の認可、つまり九十八条二項での認可というのはかぶつていてないわけですね。したがって、こういう事項は自由にやつていい、こう理解してよろしいのでしょうか。これをちょっと確認させていただきたい。

○山口(公)政府委員 法律九十八条第一項第一号から第五号までの業務につきましては、業務のいわゆる親近性、それから保険会社の經營資源の有効活用などから、保険会社の付隨業務としてなし得るものとして改正法案で明確化させていただいているものでございます。

この第一項第一号の「業務の代理又は事務の代理」につきましては、保険会社間の業務の代理等でありますことから、業務の親近性、經營資源の有効活用等といった点からして付隨業務として位置づけても差し支えぬものと考えられますけれども、無制限にこれを認めるることは、生損保兼營禁止等の潜脱となる可能性もありますから、これを認可に係らしめておるわけでございます。

御指摘の、他の「債務の保証」「国債等の引受け又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い」「金銭債権の取得又は譲渡」及び「有価証券の私募の取扱い」についても、現状行っている資産運用、これは保険会社としては本来的な業務だと思いますが、これと親近性がありまして、經營資源の有効活用が図れるなどから付隨業務として位置づけさせていただいておりますけれども、資産の運用行為そのものではありませんし、またそれは一線をそこに画すものでございますので、おのずとそこには付隨業務であつても制約があるものというふうに考えております。

○村井委員 その辺、非常に含みのあるおっしゃり方だったと思うのですが、付隨業務であつてもそこにおのずから何か制約があるという感じのことをおっしゃった。なぜそこを伺つておるかといふと、例の平成四

年の答申では、債務保証については、輸銀との協調融資に係る保証等、資産運用との一体性や政策的必要性が高いもの等について、リスクを考慮しつつ保証先を限定して認めるというような非常に限定的な書き方をしてあるのですね。ところが、この条文として整理されたものを見ると、「債務の保証」以下のところは認可とかなんとかといふ意味でかぶつていらない。

これは、きょう法案の審議に入りました最初に北側委員からもいろいろ御議論があつたわけでありますけれども、通達だとか行政指導だとか余り透明性のないような形ではなくて、要するに政令、省令などきちんと押さえられるなら押さえるということをやるべきではないかという視点からすると、この条文から見る限りは、例えば社債をどういうふうに出すのを認めるのかという話は、またこれは証券行政という別の角度からあります。されども、何といいましょうか、債務保証のこの辺のところになりますと、通常の金融業務としてこうして並べられている以上は自由にやつていいというふうに私なんか読めるのですけれども、今の保険部長の御答弁はちょっと何かあるようであるように思える。もう一回ちょっと正確に答えてください。

○山口(公)政府委員 お答え申し上げます。

今御指摘いただきましたように、保険審査申でも、制約をかけたような表現に債務保証についてはなつているという御披露をいたしましたけれども、保険会社は保険料を收受しましてこれを運用するというのが業務でございます。一方、銀行を例にとってみると、銀行は預金を受け入れて信用を供与するのが業務でございます。そこで、銀行の債務保証といふのは付隨業務でございますけれども、信託といふのは付隨業務でございますけれども、信用供与の一環として幅広く行つておるというのが実情だと思つています。

保険会社の債務保証につきまして、資産運用行がと非常に親近性があることは事実でありますて、ただ、そこにはやはり、信用供与と一環を持たせている銀行等と違います。資産運用といふ

のは、貸し付け等は資産運用になりますけれども、そこには、債務保証といふものについてはおのずと一線が画されている。そこには内在する制約があるのでないか。だから、その制約を通達等の形で明確に、これとこれはできるとうふうな形で、透明性を持たせた形で明らかにして、これでほぼ同様の経済効果が達成できます。この形で、これとこれはできるとうふうな形で、透明性を持たせた形で明らかにしたいというふうに考えておるわけでござります。

○村井委員 どうもちよつとまだすつきりしない

のですが、時間の制約もありますから、次のサブ

ジェクトに移らせていただきます。

いわゆる法定他業の話ですが、有価証券関係業

務、これは九十九条一項。それから地方債、社債

の募集、それから管理の受託、公共債ディーリン

グ等、これは二項。それから、生命保険会社の場

合に支払い保険金の信託引き受けを行える、これ

が三項。こんなものが並んでいまして、そして、

いずれも四項、五項で認可事項といふことにされ

ているわけですから、認可がどんなときに行

われるのか、その基準をお示しをいただきたい。

それから、もう一つ。これはついでですが、今

の三項の保険金信託といふのは現行法でも法定さ

れているのですね。しかし、現実にはどうも行わ

れていない。これはどうしてなのか。この二点

ちょっと明確にお答えいただきたい。

○山口(公)政府委員 お答えいたします。

法律九十九条のいわゆる法定他業につきましては、保険事業の遂行を妨げない限度において行えることとしたところでございます。

認可基準につきましては、今後検討を進めさせ

ていただき、具体的な基準を策定していくことと

なります。現時点で申し上げますと、ソルベン

シーマージン基準等、リスク対応体制が整備され

ていることや、当該業務の遂行能力を十分に有し

ていることなどが主たる内容になるのではないか

というふうに考えておるわけでございます。

それからなお、社債により調達した資金を貸し

付けに回すということは、出資法の趣旨から問題

のは、貸し付け等は資産運用になりますけれども、そこには、債務保証といふものについてはおのずと一線が画されている。そこには内在する制約があるのでないか。だから、その制約を通達等の形で明確に、これとこれはできるとうふうな形で、透明性を持たせた形で明らかにして、これでほぼ同様の経済効果が達成できます。この形で、これとこれはできるとうふうな形で、透明性を持たせた形で明らかにしたいというふうに考えておるわけでござります。

○村井委員 信託として今度やろうということです。

やろうとすればこれは認可をする、こういうふうに理解してよろしくございますね。これは確認できます。

○山口(公)政府委員 もし申請がありましたら

こちらが審査していきたいというふうに考えてお

ります。

○村井委員 時間の関係もございますので、最後

にもう一問だけ。

○山口(公)政府委員 法案の六十一条で、相互会社に社債を発行でき

るということを認めたわけですから、ある

ことは特段の規制は、保険業法としては、ある

ことは特段の規制はございませんね。これは

ちょっと確認をさせていただきたい。

○山口(公)政府委員 今のお尋ねの件につきまし

ては、保険業法上、株式会社と比較した場合

相互会社であるがゆえの法律上の特段の規制はございません。

なお、社債の発行に際しまして、その資金使途

は法的に制限されるものではございませんけれども、保険業の遂行のために必要な範囲を超えて資金を取り入れるということは必ずしも期待されて

いるわけではございません。

こうした観点から、平成四年の保険審議会答申

でも、「保険会社の長期資金調達については、設

備投資、国内外の子会社・関連会社への出資等に

使途を限つて認めることが適当である」という

答申をいたしております。そいつた趣旨を

通達により明確にさせていただきたいと思っておるわけでございます。

それからなお、社債により調達した資金を貸し付けに回すということは、出資法の趣旨から問題があるということになるわけでございます。

○村井委員 今、通達というお話をありますて、それを通達でやるのが適當かどうかということはいろいろまだ議論があるところだろうと私は思うのですけれども、いずれにいたしましても、今、行政当局の御見解がそういうことだということを承った。また今後時間をちょうどだいしまして、議論を進めさせていただきたいと思います。きょうはこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

午後六時五十七分散会

○尾身委員長 次回は、明十日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。





平成七年五月十七日印刷

平成七年五月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局